

令和3年度
自己点検・評価報告書

－課外活動の在り方について－

令和4年11月
弓削商船高等専門学校

はじめに

本校を含めた全国の国立高専は、平成16年度に独立行政法人国立高等専門学校機構として組織化され、これまでに第1期～第3期中期目標期間を経てきた。

その中で、本校では、教育研究水準の向上を図り、高専の目的及び社会的使命を達成するため、毎年度自己点検・評価を実施し、その都度報告書を作成している。

年度ごとの点検項目については、本校自己点検評価委員会において、特に点検すべき項目を抽出し、設定している。また、これらの項目の中で、教育研究活動や管理運営等において一層の改善が必要と評価した事項については、例年、外部評価機関である運営諮問会議で諮問を行っている。

令和3年度は第4期中期目標期間の3年目であり、自己点検・評価については、高等専門学校評価基準（機関別認証評価）に準じた事項として「各関係組織等における令和2年度自己点検・評価について」、自己点検評価委員会が必要と認めた重点項目として「課外活動の在り方について」及び「施設・設備の現状と課題」、中期計画・年度計画に掲げる事項として「令和3年度年度計画の取組状況と自己評価」を挙げ、点検・評価を行った。このうち、「課外活動の在り方について」は、第19回運営諮問会議（令和4年度）の諮問事項として、委員から意見を頂く予定である。

なお、本報告書では、第18回運営諮問会議（令和3年度）の報告として、令和元年度の自己点検・評価項目である「次世代の海洋人材の育成に関する事業の取組について」に関するフォローアップと令和2年度の自己点検・評価項目である「アフターコロナにおける学校のデジタル（DX）化について」に関する提言についてもまとめている。

本校では、社会からの要請に応じていくためにも、教育の高度化、地域社会等との連携強化、優れた入学者の確保、施設・設備の整備による教育環境の充実等に向けて改革を進め、自己点検と自己改革・改善を精力的に行っていく所存である。

本報告書の公表を機に、弓削商船高専の取組について、関係各位から忌憚のないご意見をお寄せいただき、更なる改善に反映させていきたいと考えている。

令和4年11月

独立行政法人国立高等専門学校機構

弓削商船高等専門学校長

石田 邦光

目 次

I	令和3年度の取組に対する自己点検・評価	
I-1	各関係組織等における令和3年度自己点検・評価について	1
	(1) 各関係組織等における自己点検・評価体制	1
	(2) 各関係組織等における令和3年度自己点検・評価結果	1
I-2	課外活動の在り方について	3
	(1) 高等専門学校における課外活動の運営について	3
	(2) 本校における課外活動の実態と運営について	5
	(3) 学生会による課外活動の運営について	8
	(4) 新型コロナウイルス感染症対策と課外活動の両立について	10
	(5) 課題	10
I-3	施設・設備の現状と課題	11
	(1) 令和3年度に整備した施設・設備	11
	(2) 施設の今後の課題	11
I-4	令和3年度年度計画の取組状況と自己評価	12
	(1) 年度計画に関わる自己点検・評価体制	12
	(2) 令和3年度年度計画の取組状況と自己評価	12
II	第18回運営諮問会議（令和3年度開催）の報告	
II-1	令和元年度自己点検・評価項目のフォローアップ	13
	(1) 次世代の海洋人材の育成に関する事業の取組について	13
II-2	令和2年度自己点検・評価項目に関する提言	25
	(1) アフターコロナにおける学校のデジタル（DX）化について	25
	資料編	36

I 令和3年度の取組に対する自己点検・評価

1 各関係組織等における令和3年度自己点検・評価について

(1) 各関係組織等における自己点検・評価体制

本校では、「学校教育法第123条において準用する第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価」に基づき、令和2年度に自己点検・評価に関する基本方針を制定しており、実施項目の一つである各関係組織等において、高等専門学校評価基準（機関別認証評価）に準じた事項の自己点検・評価を実施した。

これは学内の各組織において、必要なデータ及び情報を定期的かつ体系的に収集及び整理し、その組織ごとに自己点検・評価を実施する。実施後、各組織は自己点検評価委員会に自己点検・評価結果を報告し、自己点検評価委員会は、その結果を報告書として取りまとめ、その性質上開示に適さないものを除き、公表を行うこととなっている。

(2) 各関係組織等における令和3年度自己点検・評価結果

高等専門学校は7年に一度、外部機関による高等専門学校機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を受審することになっている。この認証評価は、高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、個性的で多様な発展に資するよう、大学改革支援・学位授与機構（以下「評価機構」という。）が以下のことを目的として行っている。

- ①高等専門学校機関別認証評価において、評価機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- ②高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- ③評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- ④高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

評価基準は、8つの「高等専門学校評価基準」と2つの「選択的評価基準」で構成されており、さらに「高等専門学校評価基準」の各基準は、さらに評価の視点が細分化されている。

全体的には8の基準、20の評価の視点、68の観点に細分化されており、それぞれの観点に関して、根拠となる書類を整えて受審している。本校では教育、学生支援、寮務、研究、地域貢献といったさまざまな活動をしており、それに関する委員会も開催されている。また、根拠となる資料が膨大になるため、各関係組織が、認証評価のために書類を整えるのにも大きな労力がかかることになる。そこで、各関係組織が、認証評価の観点に沿ってさまざまな活動が実施され、根拠資料が保存されているか点検し、改善の必要がある場合はその対策を報告することにした。

令和3年度の自己点検・評価結果（資料1）から、全体的に観点に適合している項目がほとんどであるが、少ないながら要改善となっている項目もあるため、今後、各関係組織等において検討・改善する予定となっている。

2 課外活動の在り方について

(1) 高等専門学校における課外活動の運営について

高等専門学校（以下「高専」という。）において課外活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、全ての高専において課外活動が行われており、「学生が各種活動に取り組む契機や人材育成の場」として運営されてきた。

課外活動に関する近年の様々な議論を踏まえ、平成30年3月に、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（資料1）が策定され、平成30年12月には、文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（資料2）が策定された。また、教職員の働き方改革や業務の適正化においては、「教職員の業務負担軽減方策に向けての検討・実施について」（平成23年2月に独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）理事長から各高専へ通知）や、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理などにおける取り組みの徹底について」（平成30年2月文部科学省事務次官通知）が発出されており、高専教職員の過度な業務負担や勤務時間外業務を解消するためには、大きな要因となっている課外活動の現状と課題を再検討し、今後の体制や行うべき取り組みを示す必要があるとされている。

このような経緯を踏まえ、高専機構では「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」（平成31年3月）（資料3）を策定し、それに基づき本校においても「課外活動の在り方に関する方針」（資料4）を制定した。

令和4年6月には、スポーツ庁による運動部活動の地域移行に関する検討会議で、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」が取りまとめられた。これにより、公立中学校などの運動部活動の主体を、学校単位から地域単位に変えていくという方向性が示された。中学校の運動部活動は、教員の職務の1つとして学校主体で進められていたが、段階的に地域主体の運営にしていく取り組みが本格的に始まった。

本校においても、中等教育機関及び他高専と同様に、課外活動は「学校教育の一環として」行われており、「学生の自主的、自発的な参加により行われる課外活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」として運営している。異なる年齢との交流の中で、学生同士や学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学生自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学生の多様な学びの場として、また、課外活動の様子の観察を通じた学生の状況理解等、その教育的意義は高い。

一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、教育的意義は課外活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。また、学生の自主的、自発的な参加となるように学生が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、学生の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、学生のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

しかし、教員数の減少による複数顧問体制の維持が年々難しくなっている。さらに、

離島という特殊な立地条件のため、教員の業務負担を軽減しつつ、課外活動の実技指導等を行う外部指導者や地域の人々の協力、関係団体等と連携するなどの運営上の工夫も難しい。また、地域の実態に応じ、「持続可能な運営体制」が整えられるようにするため、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠である。

高専の学生が生涯にわたって豊かなスポーツライフと文化・科学等活動を実現する資質・能力を育み、課外活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動ができるよう、課外活動の在り方を抜本的に改革する必要がある。

さらに、高専における課外活動の特色と課題については、活動目的、学生のニーズ、指導者の関わり方、活動時間など極めて多様である。例えば学生のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として、大会などに積極的に挑戦する学生もいれば、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所としている学生もいる。活動時間についても、年間を通して活動を行い、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶクラブもあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動するクラブもある。また、本来の活動に加え、休日等に地域の行事や催し等に参加したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日を取りづらくなっている場合もある。

「運動部」では、資料1のようにスポーツ医科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準が示されている。「文化部」についても、資料2のように長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるとされ、バランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきとされている。

課外活動の活動時間は、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら設定されるべきものと考えられる。

(2) 本校における課外活動の実態と運営について

クラブ・同好会数のピークは平成 29 年度で、体育系 18、文化系 11、同好会 10 であったが、課外活動の在り方を鑑みて適正クラブ数を見定めながら統廃合を進めた結果、現在のクラブ・同好会数は、体育系 16、文化系 8、同好会 6 となっている。図 1 に示すとおり、現在は学生のほとんどがクラブ・同好会に加入しており、全学生のうち体育系が約 65%、文化系が約 30%、同好会が約 5% となっている（複数のクラブ等に所属する学生を含む延べ人数で算出）。課外活動への参加意欲は、高学年生の就職・進学準備等を考慮すれば、適当な数値と思われる。このような環境下で、学生は不断の努力をして成果をあげている。

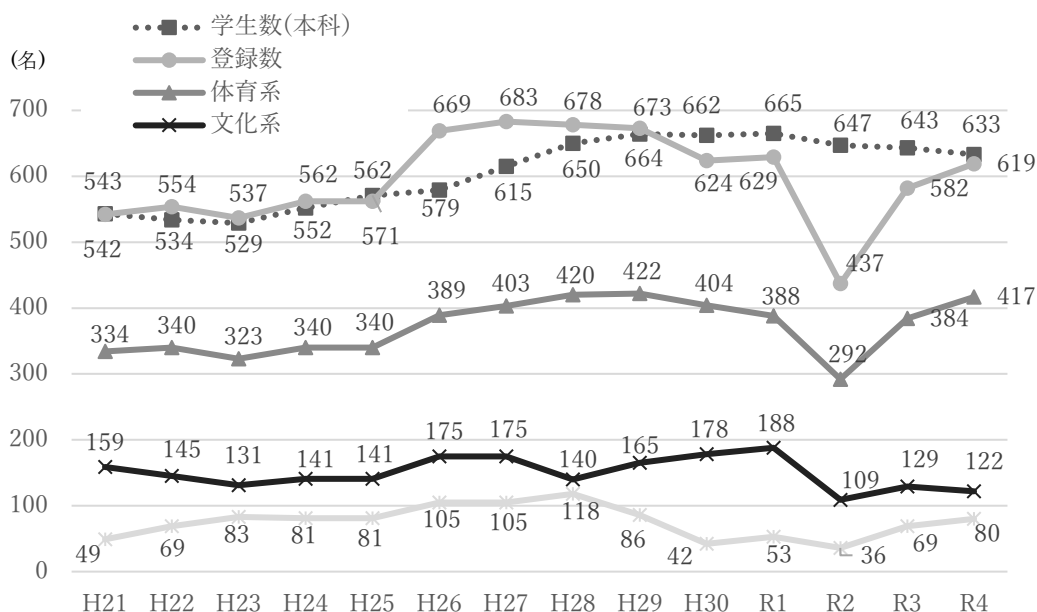


図1 学生数及びクラブ・同好会登録数の年次推移(平成 21 年度～令和 4 年度)

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため自粛するクラブ・同好会があった。

教員全員に何れかのクラブ顧問を担当してもらい、一部の教員は指導者資格や審判員資格を取得するなどして、精力的な指導・支援を継続的に実施している。平成 27 年度には、「クラブ等指導教員・クラブ活動安全管理指導業務マニュアル」を作成し、クラブ・同好会活動等を指導する上で、教員全員が共通認識を持ち、指導にあたっている。また、平成 27 年度途中から、「クラブ活動安全管理指導員」として、平日 17 時 15 分から 19 時 15 分まで教員 1 名を配置し、課外活動時における緊急事態等に対応できる体制を整え、クラブ顧問の負荷軽減に役立てている。さらには、「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」(平成 31 年 3 月)(資料 3)に基づき、「課外活動の在り方に関する方針」(令和 2 年 9 月)(資料 4)及び「課外活動に係る活動方針」(令和 2 年 9 月)(資料 5)を制定し、課外活動の在り方の周知及び働き方改革のための教員業務の適正化を図っている。

その結果、学生とクラブ顧問等の合意形成による無理のない適切な活動目標や活動計画を定めることができた。その上で、活動時間は平日 2 時間・土日祝日 3 時間、平日 1 日、土

日はどちらかに休日を入れるなどの活動時間の制限があっても、図2及び図3に示すとおり、四国地区高専体育大会総合順位・総合得点及び団体優勝・準優勝数が増加傾向にあり、クラブ・同好会の活性化がうかがえ、学生の成長を促すことに繋がっていると考えている。

体育系クラブにおいて、平成22年度以降で特筆すべき学生の活躍としては、四国地区高専体育大会において、陸上競技、剣道、水泳、バスケットボール男女、サッカー、ラグビーフットボールの優勝が挙げられる。これらの中には連続優勝または複数回優勝しているクラブもあった。また、全国高専体育大会では、陸上競技の女子800m、剣道男子個人、剣道女子団体、テニス女子ダブルスの優勝がある。他にも剣道男子団体、バスケットボール男子の準優勝、陸上競技女子の第2位、陸上競技男子と柔道男子の個人3位など、多くの入賞者を出している。また、高専体育大会に種目設定のないカッター部とヨット部において、カッター部は全国商船高専漕艇大会、ヨット部は国体予選に出場している。

文化系クラブでは、毎年、四国地区高専総合文化祭を行っている。他の地区でもクラブ毎の合同発表会をしているところはあるが、ひとつの地区で全ての高専が集合して行う合同の文化祭は四国地区のみである。平成22年度以降で特筆すべき学生の活躍としては、絵画部門、写真部門、書道部門、ミニロボコン、プロコン部門で優秀賞、又は優勝をした。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となったが、令和3年度からは日帰り開催として再開し、文化部のパフォーマンスを発揮する場として、また高専の文化部活動の振興方策のひとつとして継続している。また、全国規模の各種コンテストも開催されており、本校は、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、デザインコンテストなどへ積極的な取り組みを行っている。特にプログラミングコンテストでは全国トップクラスの実績を残しており、平成23年度以降も課題部門で最優秀賞1回・優秀賞3回、自由部門で最優秀賞1回・優秀賞1回、競技部門で優勝2回を誇っている。

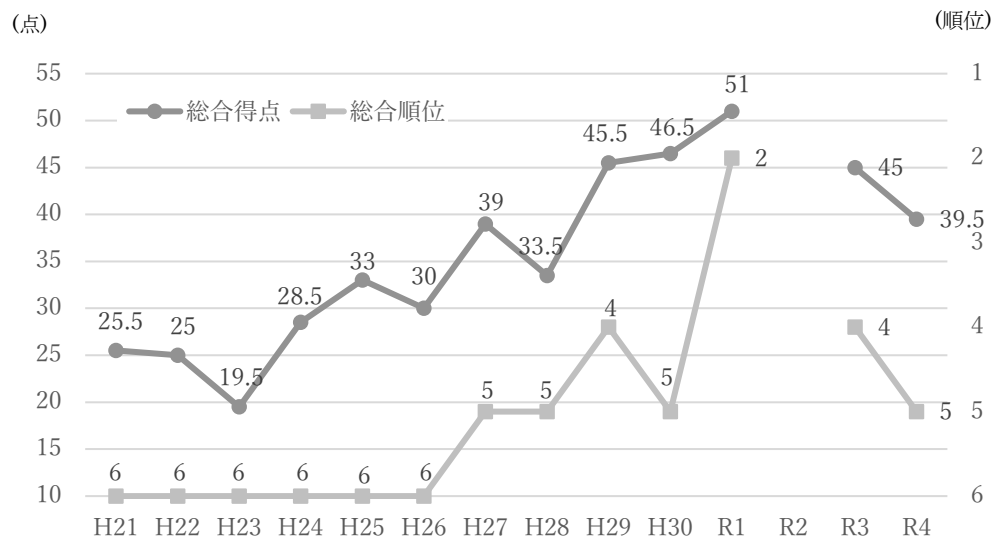


図2 四国地区高専体育大会総合順位及び総合得点の年次推移(平成21年度～令和4年度)
 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため四国地区高専体育大会は中止となった。

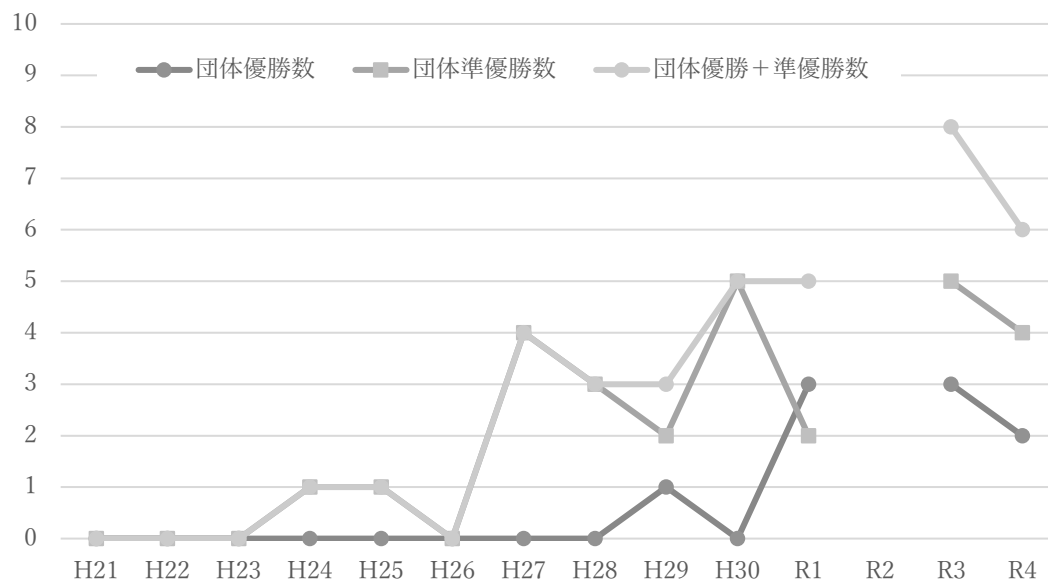


図3 四国地区高専体育大会団体優勝数及び団体準優勝数の年次推移(平成21年度～令和4年度)
 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため四国地区高専体育大会は中止となった。

(3) 学生会による課外活動の運営について

学生会は、「学校の指導のもとに学生の自発的な行動を通じて、その人物形成を助長し、高等専門教育の達成に資する」ことを目的に設けられており、全学生がその会員となって組織している。全役員が熱意を持って、個性を發揮しながら、学生生活をより潤いのあるものになるよう活動している。

学生会はその組織をフル活用し（図4参照）、毎年学校で行う商船祭、校内体育大会、新入生クラブ説明会などの推進母体となる。また、クラブ活動が学生の自主的・自発的な参加となるように学生のニーズの多様性にも留意しつつ、バランスのとれた生活や成長を実現するため、年間の活動計画及び毎月の活動計画並びに活動実績に基づいて予算編成を行っている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、前期は遠隔授業を強いられ、学生会の活動も制限されることが多かった。それでも、新入生クラブ説明会はオンラインで開催し、商船祭を学生・教職員のみ参加として開催した。特に商船祭は、通常の種類イベントと校内体育大会とを抱き合わせて開催し、学生が主役の創意工夫を凝らしたイベントとした。令和3年度以降は、愛媛県の感染対策方針に基づいて、対面式のイベントを再開し、縮小は避けられないながらも開催の喜びと楽しさを分かち合えるイベントとなった。

また、リーダーとして、クラブ・同好会を運営していくためにふさわしい基礎知識と、クラブ員の人的成長を助けることができる能力を身に付けることを目的として、年1回リーダー研修を実施している。令和元年度からは、上島町総務課危機管理室から講師を招き、学生会役員、クラブリーダーを対象として「防災リーダー育成研修会」も開催し、災害時の避難生活に積極的に対応できる学生の防災リーダーを育成すること及び地域協力と社会貢献ができる人材育成を目指している。

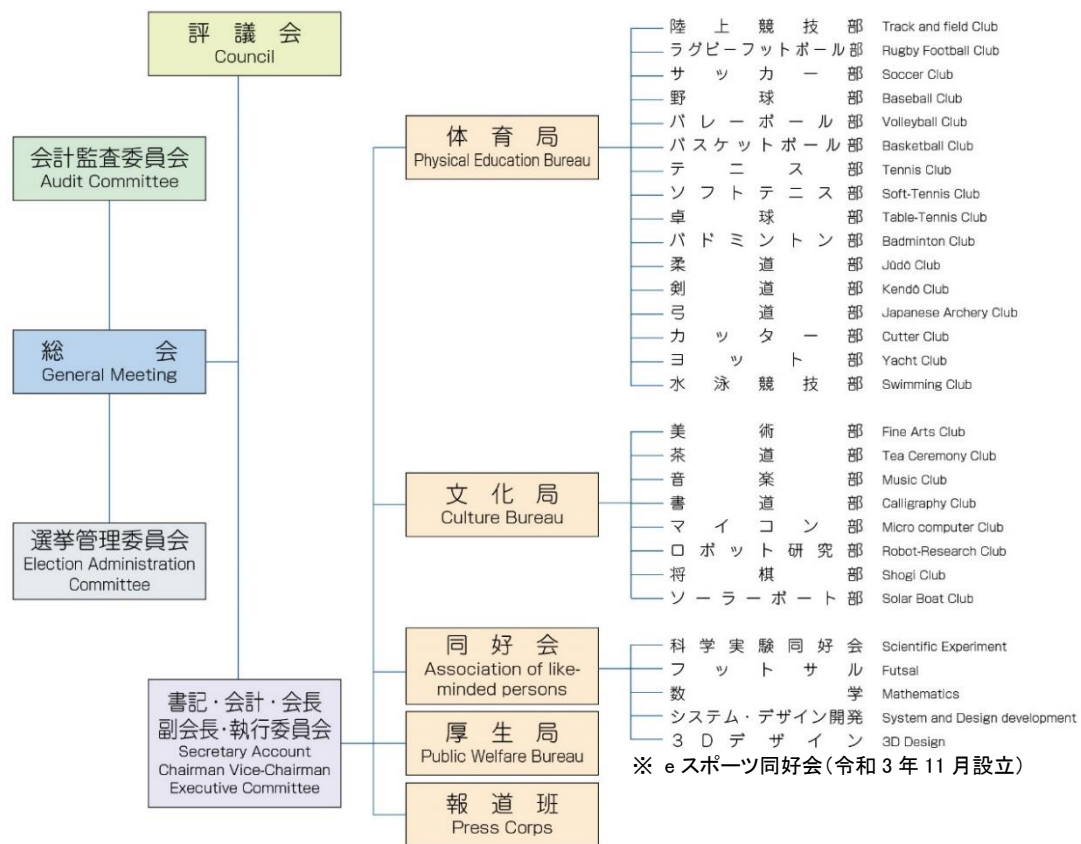


図4 学生会組織

(4) 新型コロナウイルス感染症対策と課外活動の両立について

令和2年2月から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学生指導・支援の面でも適切な対応が求められている。本校では、「新型コロナウイルス感染症対策指針」を作成し、感染リスクを最大限に抑えるよう努めている。

学生の健康管理については、毎日オンライン学習システム(Moodle)を利用した健康チェックを行っている。長期休業明けは、2週間の健康チェックシートを作成、分散式での帰寮、登校後の行動制限など、保護者の協力を得ながら安心・安全に学校が開始できるよう努めている。

課外活動については、愛媛県の方針および競技団体のガイドラインに基づき、クラブ・同好会のガイドラインを作成し、活動制限がある中でも粘り強く活動を続けている。長期休業明けなど、感染不安が高まるタイミングで、「感染防止対策と課外活動の両立」をするための注意喚起を行っている。

(5) 課題

学校教育の一環として行われている課外活動は、スポーツ及び芸術文化等に興味・関心を持つ同好の学生によって組織されており、学生がより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ及び芸術文化等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であるが、課外活動を運営するにあたり、次のような課題がある。

- ① 離島という特殊な地域の実態に応じた「持続可能な運営体制」を整えるための「地域単位で運営を支える体制の構築」。
- ② 学生が生涯にわたって豊かなスポーツライフと文化・科学等活動を実現する資質・能力を育む基盤として、課外活動を持続可能なものとするため、「各自のニーズに応じた課外活動の在り方」についての検討。

本校は離島という特殊な環境にあることから、外部指導員を確保することが難しい。また、例え確保することができたとしても、外部指導員に多くの業務を任せ、教員が名ばかりの顧問になりかねないなど、役割分担が不明確になるといった問題も考えられる。

3 施設・設備の現状と課題

(1) 令和3年度に整備した施設・設備

令和3年度の施設・設備に関する主な工事契約等は、以下のとおりである。(資料7)

① 船舶建造費補助金(令和3年度予算)

- ・ 弓削商船高専練習船「弓削丸」代船建造基本設計業務
 - 練習船「弓削丸」の代替船における建造計画の立案及び船舶の航行区域、用途、その他諸条件を考慮した設計業務が開始された。令和4年度に完了。

② 施設整備費補助金(令和3年度予算)

- ・ 弓削商船高専(日比)ライフライン再生(排水設備等)工事
 - 学生寄宿舍地区構内のライフライン(汚水・雨水管渠布設工事)について、全区域にわたっての汚水、雨水管渠の布設更新、外灯、幹線の更新(LED化)、アスファルト舗装などの整備を行った。

③ 運営費交付金(営繕事業費)

- ・ 弓削商船高専図書館棟等改修設計業務
 - 施設整備関係の概算要求である図書館棟等改修事業の要求に伴い先行発注された設計業務。図書館棟と情報処理教育センターについて再整備を行うための設計を開始した。令和4年度に完了。

(2) 施設の今後の課題

- ・ 学内施設82%が経年25年を超えており、これらに対応するため「インフラ長寿命化計画」に基づき施設整備の充実に向けて取り組む。
- ・ 「持続的な学修環境への改善」を目的として耐用年数を超えた学内設備のうち、維持管理費削減効果が大きい設備について更新(改修)し、維持管理費(ランニングコスト)を削減する必要がある。

4 令和3年度年度計画の取組状況と自己評価

(1) 年度計画に関わる自己点検・評価体制

本校では、自己点検・評価に関する基本方針を裁定しており、その実施項目、実施組織に基づいて中期計画・年度計画の業務実績を自己点検・評価している。

中期計画推進室では、各関係組織等から提出された年度計画の実績報告及びその根拠資料により年度計画の実施状況を把握し、中期計画推進室の確認を経て運営委員会で報告し、ホームページで公表している。(資料8)

また、年度計画に係わる自己評価については、これまで中期目標期間終了後に実施していたが、第4期中期計画からは年度終了ごとに実施することとなった。令和3年度の自己評価については、まず、年度計画の達成状況に対して各関係組織等が自己評価を行い、中期計画推進室で評価のチェックを行った後、自己点検評価委員会で最終的な自己評価を行った。

(2) 令和3年度年度計画の取組状況と自己評価

令和3年度年度計画の取組状況及び自己評価は資料9のとおりである。

集計の結果、全体の評価は次のようになる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる……………	2.5%
B：所期の目標を達成していると認められる……………	77.5%
C：所期の目標を下回っており、改善を要する……………	0%
D：所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する……………	0%
高専機構本部対応で未評価……………	20%

全体(80項目)を通して、「所期の目標を上回る成果が得られていると認められる」と評価した項目が2項目(2.5%)、「所期の目標を達成していると認められる」と評価した項目が62項目(77.5%)であり、これらを合わせると80%近くに達している。一方、「所期の目標を下回っており、改善を要する」と評価した項目は0項目(0%)、「所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する」と評価した項目も0項目(0%)であった。また、本校では計画の予定がない項目あるいは高専機構本部が対応している16項目(20%)については評価を行っていない。

令和元年度から始まった第4期中期計画の実施に当たっては、第3期中期計画の実施状況を踏まえて各年度の年度計画を定め、中期計画推進室を中心に教職員が鋭意努力して実績を重ねてきた。個別の項目の実施状況についての自己評価は上記のとおりであり、十分に達成できた項目、努力したが不十分であった項目など様々であるものの、特に改善を要すると評価した項目について見てみると、国際交流関係や研修会への参加による意識啓発といったものが主であり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい。

今回取りまとめた令和3年度年度計画の達成状況及び自己評価を踏まえ、令和4年度における年度計画の達成に向けて、更なる改善を図っていく。

Ⅱ 第18回運営諮問会議（令和3年度）の報告

1 令和元年度自己点検・評価項目のフォローアップ

（1）次世代の海洋人材の育成に関する事業の取組について

【第17回運営諮問会議（令和2年度）での提言】

オンラインを活用した国際インターンシップの実施にあたっては、オンラインのメリットとデメリットを考慮したプログラムが必要である。例えば、オンラインで実施するのが難しい実験や実習については、練習船「弓削丸」のVRを活用して、モバイルWi-Fiを使って海外の学生とディスカッションを行うなど、内容を工夫していただきたい。また、その際の評価の方法としては、英語でのレポート提出が挙げられる。語学力を測るものであれば弓削商船高専の教員が採点・評価するなど、評価者については課題の内容に応じてご検討いただきたい。なお、ネイティブと専門的な交渉ができる状態が最終的な目標であることから、英語教育の成果を測る指標は、暗記主体のTOEICよりも、より実践的なTOEFLの方をおすすめする。

ストレス耐性のある人材の育成については、基礎学力、コミュニケーション能力、問題解決能力を身に付けさせることが重要である。例えば、練習船でのトラブル解決を課題としたグループ実習や上島町との共同プロジェクトにおいて、学生にある程度裁量をもたせて自ら立案、実行させるなど、答えがない課題に取り組む機会を設けていただきたい。その際は、何のために行うのかを学生に事前に示されると過度なストレスではなく適切な負荷となり得る。また、ストレスに直面したときの自分の反応を自覚させることや将来に対する不安を解消させるために、キャリア教育の中で卒業後の目標を踏まえた中期的な学習プランを立てさせることも有効である。

【提言に対する本校の対応】

ア 概要

これまでの取組において、10～20年後に活躍できる海事技術者像と新たな海事教育システムの在り方を整理し、その実装に向けて取組を行ってきた。しかしながら、背景でも述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の考え方が激変する事態となった。令和2年度は、商船系高専5校と、新たに海技教育機構を加えた五つの連携機関（日本船主協会、全日本船舶職員協会、全日本海員組合、国際船員労務協会、海技教育機構）が一つのチームとなって以下五つのサブプロジェクトを推進させた。

- ① 海事人材のグローバル化に対応した教育プログラムの開発
 - ・ グローバル教育拠点を活用し、専門的英語導入プログラムを開発
 - ・ SMCP（Standard Maritime Communication Phrase）をベースとした実務英語教育の高度化について検討
 - ・ 国際インターンシップをハワイ（KCC）とシンガポール（SMA）で年度末に実施予定であるが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施は難しい。KCC について

は、連携先と協議を行い、遠隔での開催について計画を立案し次年度の実施に向けて準備を進めている。

- ② 海事・海洋分野の技術革新に対応した教材の開発
 - ・ 新しい教科書を継続的に開発する。不足する航海系の教科書の新規開発
 - ・ BYOD (Bring Your Own Device) への対応について推進する。これまで開発した教科書のe-book化とe-teaching material の開発を実施、遠隔授業の教育的効果を検証
 - ・ 遠隔授業の教育的効果を検証

- ③ 現役の海事・海洋人材によるキャリア教育の実施
 - ・ 連携協力機関の講師による海事キャリア教育セミナーを商船系高専5校で随時開催
 - ・ OBやOGが学生に語りかける会や、学生が小中学生に語りかける会を、各校で随時実施
 - ・ 世界情勢の激変に対して効果的なキャリア教育の検討を実施

- ④ 「船舶管理、港湾・物流業務現地調査」による教員FDの実施
 - ・ 高専教員が海運業界の仕組みを学ぶ、「船舶管理、港湾・物流業務現地調査」の実施

- ⑤ 海事・海洋に関する広報
 - ・ ポスターの作成、海事・海洋の啓発、体験学習等の実施

イ 成果展開

① 海事人材のグローバル化に対応した教育プログラムの開発

令和2年度は商船学科棟改修により、これまでより広く、より学生が使いやすい部屋として新たにグローバル教育センターを設けた。通常本校だけで行っている英会話教室を商船系高専5校をオンラインで繋ぎ、放課後に外国人のネイティブ講師を招いた英会話教室を開催するなど、オンラインでの英会話教室やオンラインインターンシップにも対応できるように65型の大きな画面を設置し、複数人でのオンライン受講を可能にした。また教材などを保管する部屋も新設し、講義部屋と資料部屋とに分けて効率的な運用を可能にした。なお、英語教育の成果指標として実践的なTOEFLの活用を提言でいただいたが、船舶会社からはTOEICの結果を求められる場合が多いため、継続活用していくこととした。

(1) SMCP (Standard Maritime Communication Phrase) をベースとした実務英語教育の高度化についての検討

SMCPに代表されるように航海系のフレーズ集が充実している中、機関係の英語フレーズ集は乏しく、機関英語の実務英語教育や教材が充実しているとはいえない。そこで、本サブプロジェクトでは、実務英語教育として、機関英語の実務に即した教材、及び教育方法について検討した。実務に直結した教材、教育方法を目指すため、その取りかかりとして、現在、各校の練習船で利用している会話シナリオやオーダー表など、機関士が利用す

る英語資料を収集するとともに、船社で利用している機関日誌を収集し、学生に使えるように編集している。

(2) 国際インターンシップ

国際インターンシップとしてこれまで10年以上にわたり協力してきたハワイ大学カウアイコミュニティカレッジ(KCC)との交流を続けるために、今年度はオンラインでKCC、富山、鳥羽、弓削の教員で協議を行った。その結果、オンラインで研修を行うこととなった。本校からは3年生2名、2年生2名、1年生1名の合計5名の参加者があり、5校全体では15名の参加となった。オンラインでの交流に先立ち、ハワイの歴史や文化についての事前研修を各校で4回(1/12、1/14、1/21、2/8の放課後、約1時間程度)、また、英語で自己紹介ができるようにプレゼン研修などを放課後に数回行った。実際の研修は、2月20日(土)、2月27日(土)、3月6日(土)、3月13日(土)のいずれも9時から10時30分の1時間半行った。これは現地時間の15時から16時30分で、現地のKCC学生と交流できる時間帯に設定した。オンラインのメリットを活かしたプログラムとして、今回の研修では全体の研修だけではなく、ブレイクアウトルーム機能(数人単位で分かれて交流できるシステム)を利用することにより、ハワイの学生と少人数のグループとなって会話し、オンラインにも関わらず密接な関係を構築することができた。

② 海事・海洋分野の技術革新に対応した教材の開発

(1) 新しい教科書を継続的に開発(不足する航海系の教科書の新規開発)

マリタイムカレッジシリーズとして、商船系高専5校の教員で協力し、15冊の本を発行した。令和元年度は「船用ディーゼル推進プラント入門」を発行したが、令和2年度に発行した教科書はない。

ただし、低学年(主として2年次)の力学に関する講義や一般教養の物理と船系の専門科目の連携の一助となるような、船に関する例題を多く盛り込んだ基礎力学の学習を目的とした「船に学ぶ基礎力学」を作成中で、令和4年度には完成予定である。

(2) BYOD(Bring Your Own Device)への対応について推進(これまで開発した教科書のe-book化とe-teaching materialの開発を実施、遠隔授業の教育効果を検証)

令和2年度より富山高専がBYODを導入した。本校でも令和3年度商船学科入学生にはBYODを採用した。具体的な推奨モデルとしてプロセッサ1.6Ghzデュアルコア(Intel i5)以上、メモリ8GB以上、ストレージSSD 256GB以上、ディスプレイ14インチ程度、質量1kg程度と提示した。これを保護者自身が購入するシステムを採用した。これにより家庭によって既に所持しているものも使用することができ、故障なども各家庭において対応することとした。

(3) 遠隔授業の教育的効果を検証

令和2年度の前期はコロナ禍による初めての遠隔授業であった。教員も学生も初めての

ことであり、すべてが暗中模索の状況で行われた。商船学科では特に座学だけでは行えないことが多くあり、どこまでオンラインで行えるのかがわからないままスタートした。

対面授業では、教室で授業を受ける緊張感と教員や学生同士のやり取りによって、学生は自律性や積極性、コミュニケーション能力を養うことができる。しかし、遠隔授業ではこれらの効果を得られる場面が限定的になってしまう。また、既に人間関係が構築されている学年であれば、オンラインであっても学生間でコミュニケーションを取りながら授業や課題に取り組んでおり、チームワーク力が醸成されていた。その一方で入学から間もない1年生は、対面での人間関係の構築が十分にはできておらず、学生のパーソナリティを互いに掴めていないこともあり、遠隔授業のみでコミュニケーションを深めることには困難が伴った。

練習船や舶用機器の操作に関する実習など、学生自身が五感を研ぎ澄まして初めて得られる感覚については、現状として遠隔授業での習得には限界がある。

教育現場でのICT機器の利用促進が謳われていたが、遠隔授業を実施する必要に迫られたことも手伝って、ICT機器やコミュニケーションツールの利用が急速に浸透した。これまでの対面授業にも適用できる教授法が含まれており、凶らずも今後の海事教育の質の向上、さらには新たな授業形態としての可能性を見出す結果となった。

遠隔授業を実施していく中で身に付けた教育手法、あるいは人と人の関わりの中で人間性や様々な能力が養われることの重要性を念頭に置き、時代情勢に即した海事教育に努めていく必要がある。

③ 現役の海事・海洋人材によるキャリア教育の実施

(1) 連携協力機関の講師による海事キャリア教育セミナーを開催

令和2年12月3日(木)に一般社団法人日本船主協会の方を3名招き、商船学科1年生から3年生の合計121名を対象に船の仕事に関して講演を行っていただいた。講演者は、現役の外航船員であり、実際の外航の仕事について魅力を語っていただいた。コロナ禍のため、1年生44名は教室から中継で繋ぎ、アセンブリホールに2年生40名及び3年生37名を入れて対面で講演を行った。オンラインでの開催も検討したが、やはり対面による効果は大きく、学生の傾聴度も違うように思われた。

(2) OBやOGが学生に語りかける会や学生が小中学生に語りかける会を各校で随時実施

令和2年度は、コロナ禍のため、ほとんどのイベントが中止となった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらいくつかの行事は行うことができた。中でも10月31日(土)及び11月1日(日)に今治港において、練習船「弓削丸」の一般公開を行った。これには本校学生が同行し、一般の方々や本校へ興味ある小中学生に対して、本校学生から説明等を行った。また、11月7日(土)、8日(日)には対面によるオープンキャンパスを行い、その際、商船学科の学生が直接1家族に1名ついて学内を案内することで、教員とは違う生の学生の話が聞けることで大変好評であった。

(3) 世界情勢の激変に対する効果的なキャリア教育の検討

これまでの海事人材育成プロジェクトにおいて、キャリアモデルを作成してきた。また、カリキュラムの再構築やOBやOGからの講演会など様々なキャリア教育も行ってきた。そのような取組から10年近く経ち、近年の学生に対し、これまでと同じようなキャリア教育でいいのかとの自問が生まれてきた。その上、昨今の新型コロナウイルス感染症で社会全体、我々教育界もこの1年で大きく変化した。ウィズコロナ、アフターコロナに向けてキャリア教育を再検討する必要がある、これまでのプログラムの再評価を行うとともに、新しい時代に向けたキャリア教育として次の項目を検討した。特に令和2年度では、①これまでのキャリア教育を再評価する、②ストレス耐性について考察し、どのように教育するか提案する、③教育機関の現状を報告し、教育現場と船社の相互理解を促す、の3点に関して検討した。

海運界では、依然として新入社員に対するストレス耐性が強く望まれるが、今日の教育界では学生への脱ストレス対応が求められている。学生たちにストレスを与えないよう保護者や高専機構から求められている。一方、海上で閉鎖的な環境で過ごさなければならない船員には、今なお強いストレス耐性が求められている。我々教員も、十分に船員のストレス耐性について理解ができるが、現在の教育体制の中で、どのようにストレス耐性をつけさせるのか。このようなジレンマの中で、キャリア教育をどのように行うかを検討する必要がある。

今後の教育現場での対応として以下の4点があげられる。

- (ア) 学校はストレス耐性の高い学生を育てるために、不自由な経験などの訓練・カリキュラムを考えていく必要がある。
- (イ) 現在のキャリア教育での外航・内航・資格等とは別に「仕事」とはやりがいでだけでなく、自分にとってはつまらないと覚えることもあるが、全体としてやらなければならない仕事であるなど具体的に教えていく必要がある。
- (ウ) ストレス耐性は経験値（刺激への対応）に依存すると考えられるため、学生時代に多くの刺激的な経験を積むことが大事で、これがコミュニケーション力を育み、ストレス耐性の涵養に繋がると思われる。
- (エ) コミュニケーションの能力を高めるために、個人主義的な作業ではなく、チームプレイを中心とした課題解決などを通じて、コミュニケーション能力の向上を目指した授業を行っていく。

現在の教育現場と船社との間にあるギャップを、少しずつ理解しあって共同で考えていくことが大切である。

そこで令和3年度から二つの新たな試みを始める予定である。一つ目は、コミュニケーション能力の向上と刺激的な経験を積むことを目的とした、複合学年による校内練習船実習である。通常は同学年が乗船し実習を行うが、実際の船は上下関係がはっきりしている実態があり、それを意識させるために3年生と5年生を同じ船に乗せて実習を行う。二つ目は、アカデミックディベートである。これは学生にテーマを与え、それについて肯定、否定、判定とチームに分かれて議論を行う。この際、肯定、否定のチームは途中で交代

し、正反対の議論を行う。学生らが自発的に議論を行うことで、論理的思考力、瞬発的思考力、批判的思考力を養う。

④ 「船舶管理、港湾・物流業務現地調査」による教員FDの実施

高専教員が海運業界の仕組みを学ぶ「船舶管理、港湾・物流業務現地調査」を実施して頂いている船主協会のコーディネートにより、(株)邦洋海運内藤会長、(株)日徳汽船日浦社長、(株)昭和日タンマリタイム高橋社長、エスオーシー物流(株)野々村社長、福寿船舶(株)奥村社長、栗林商船(株)真治船舶部副部長、内航海運組合連合会藤岡審議役、畑本調査企画副部長と商船系高専5校10名の教員との意見交換会をオンラインで行った。

各船社からコロナ禍での現状と取組、そしてこれらに対し各校からの意見をそれぞれ話した後、内藤会長の司会によって意見交換を行った。特に学生のストレス耐性についての学校教育現場と船社とのギャップに関する問題や女性船員の増加に伴う各船社の対応などを中心に議論した。これにより、次のことが分かった。船社の方でもすでに昨今の学生の気質の変化は十分に気付いている。「会社を辞めない」・「船員を辞めさせない」・「海運業界を辞めない」ということで取り組んでいる。また、昨今の若者がスマホ等の電波状況を気にしていることも重々承知であるが、設備が十分に追いついていない状況である。また最近の若者は、上下関係(職務上の上下関係であり、学生学年の上下関係ではない)も理解できていない者も多い。仕事において危険場面などで上長からの大声による注意や指示をパワハラと受け取る者もあり、ベテラン船員が対応に苦慮し、ストレスを感じている現状がある。

⑤ 海事・海洋に関する広報

海事啓発ポスターを作成し、中学校やフェリー会社、駅など1500カ所に配布した。また、初めての取組として10月に学生主体のオンラインによる海事イベントを実施し、学生らは子どもの目線に立った紹介ビデオを制作し、海事・海洋分野の紹介を行った。

出前授業は新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中、福山市や尾道市での体験航海など18件、1000人を超える方々に参加いただき、今年度も非常に多くのイベントを実施することができた。

ウ 今後の展開

商船系高専に課せられた課題を以下のように整理する。

① 組織としての目標像

- ・ グローバル化と技術革新の進む海運業界のニーズに将来にわたって応え続けること
- ・ 我が国の海上輸送を担い続けることのできる知識と資質を備えた人材を供給すること
- ・ 次世代の海事人材を育成するための新しい教育システムを実装すること

② 具体的な学生像

- ・ コミュニケーション能力を有する学生
- ・ 講義、実験実習、校内練習船実習及び長期乗船実習の有機的な結びつきの強化により、高度な社会人基礎力の素地を有する学生
- ・ 自己管理能力の向上を図り、学力の定着と自ら学ぶ力を有する学生

③ 実装に当たっての具体策

- ・ 遠隔授業と対面授業及び実験実習や乗船実習を効果的に結び付けた新しい様式の海事教育システムについて検討
- ・ ウィズコロナ及びアフターコロナに適合した新しい様式の国際交流プログラムを開発し展開
- ・ 遠隔授業でも対面授業でも対応できる教育的効果の高いeラーニング教材の開発と活用を検討
- ・ 海事教育機関と海運業界との間のコミュニケーションと相互理解を深化させた強靱なキャリア教育の推進

【本校の対応に対する第18回運営諮問会議（令和3年度）での意見】

【福岡委員長】 商船系高専共通で教科書を作成しており、機関係は船用ディーゼル推進プラント入門等の紹介があったが、航海系の教科書が不足しているのは何か理由があるのか。

[商船学科長] 機関係の教科書が増えた理由は、本プロジェクトの中心メンバーに機関係の教員が多いということが理由である。なお、今後、航海系の教科書も増やしていく予定である。

【俊野委員】 外国語教育が今後一番大切だと思っている。現在は、日本人船員よりも外国人の船員を雇用して運航する混乗船が多いのではないかと。特に、瀬戸内海での海難事故でも外国人の乗組員が乗船していることをよく耳にする。事故の原因の一つに、コミュニケーションが取れないとチームとして船の運航が十分にできないということを危惧しているが、外国語教育を含め、今の教育内容で十分満たしていると理解していいか。

[商船学科長] 英語の能力に関しては、平均的には低いのが現状であるが、会社に入った後は、それほど苦労していない。実際に英語の語学力というよりも、日本語であっても、英語であっても、本当の意味でのコミュニケーション能力を鍛えていくことが大切である。

一方で、学生の時に語学力を身につける方が有利なため、英語の授業以外に英会話教室を放課後に実施している。日本語を話すことができない外国人講師が行っており、この英会話教室がコミュニケーション能力向上に関して非常に役立っている。

【俊野委員】実際に非常事態とかが起きたときには大切だと思うので、是非コミュニケーション能力をアップするような教育をお願いしたい。

【福岡委員長】今の意見に関連して、資料の中で、航海系のフレーズ集が充実している中、機関係の英語のフレーズは乏しく、機関係の実務英語教育の教材が充実しているとは言えないとある。教科書の状態と反対であるが、このあたりはどういう状態なのか。元々は航海系の方が航海英語を使う機会が多いのか、あるいは何か事情があるのか。

[商船学科長] 航海系は外部との交信があるため、英語は特に重要である。英語はアメリカ人だけでなく様々な国で使用しており、様々なイントネーションの英語がある。そのため発音も様々であるが、船上で分らないでは困るため、船員が迷わないように定型文という形でSMCP (Standard Marine Communication Phrases) というものがある。ただし、機関係の場合は外部との通信があまりないので実務英語の教科書が少ないという状態である。なお、機関室内には外国の乗組員もいるので、これに対するSMCPに似たものの作成に取りかかっている段階である。令和4年度中を目処に機関士の定型フレーズの冊子を作成する予定である。

【寺田委員】資料の中でBYODへの対応についての紹介があった。商船学科1年生に対応しているが、他学科でのBYODの対応状況を教えていただきたい。

[商船学科長] 現在は、商船学科だけとなっている。今回のBYODは学校全体で取り組むというよりは商船系高専5校の商船学科で先行して始めたものである。

【寺田委員】全体で取り組む事に意味があると思うが、その予定はないのか。

[教務主事] 例えば、情報工学科の場合には、1年生の時にコンピューターを購入した場合、5年生時には、スペック不足となってしまう。そういうことで2年生又は3年生となった時点で自分のパソコンを購入し、卒業時まで使えるスペックのものを推奨するという形で指導している。そういった観点から、全体で行うのは時期尚早ということで、徐々に進めている状況である。また、電子機械工学科に関しても情報工学科と同様である。

【寺田委員】コミュニケーション能力が不足している場合があるとのことだが、具体的にどのような状況でコミュニケーション能力が乏しいのか、また、その原因を調べたのか。

[商船学科長] Z世代と言われている若者自身は自分たちのコミュニケーション能力が不足しているとは思っていない。例えば、メールやLINEといった、SNSでやり取りしてい

ることでコミュニケーションが成立していると思っている。学生たちと接している中で、実際に言葉だけではなく、学生間で使用しているコミュニケーションツールに対して、こちらも対応していく必要があると感じている。

【寺田委員】具体的な学生像が、今後の展開として、「コミュニケーション能力を有する学生」と資料にあるが、具体的に何ができれば良いかという目標を明示しないと行けないと考えるが、いかがなものか。

[商船学科長] コミュニケーション能力の目標として、何ができてどこがゴールなどの明示をすることは難しいと思う。

【寺田委員】何が問題なのかということを経験者の方々が具体的に指摘し、どのように直すかということをお話し教える必要がある。コミュニケーション能力がない、乏しいというだけでは、相手に伝わらない。それから、ディベート形式で、外航でのブリッジワッチ中にTシャツ・短パンで行うのが良いのか、悪いのかという、ディベート形式での議論の仕方ということが教材として上がっていたが、通常ディベート形式というのは、立論があって、相手への質問があって、それから反論があり、最後に総括という形のフォーマルなスタイルがある。そのような形でディベートができるように指導すべきである。単なるおしゃべり会、楽しいお話し会ではなくなるよう、教員の指導が必要である。

[商船学科長] 説明不足であったが、正式なディベート形式で行っている。題目に対して、肯定、否定に分かれて議論し、一定議論ののち、今度は肯定チームが否定、否定チームが肯定を行う。この他に判定チームがいる。ただの話し合いの形ではなく、アカデミックディベートの形をとっている。

【寺田委員】大変良い取り組みと思うので、もう少し一般的な社会問題等を取り上げ、ディベートすることがいいのではないかと。

【俊野委員】コミュニケーションについて、若い人達がLINEやSNSで、あたかもコミュニケーションが取れているような理解となっているのではないかと危惧している。やはり、チームで船を運航するときには、もっと深い信頼関係を結んでいかなければならないと思う。対面コミュニケーション能力を発揮することが重要となるので、DXやコンピューターを使うことも大事なことだが、ヒューマンネットワークを作るところを、学生達に教えていただきたい。

【福岡委員長】学内実習で3年生と5年生による複合学年による校内練習船の実習がままなく実施されるとのことであるが、海技教育機構での船舶実習は高専の場合は最後にま

とめて実習するのか。

[教務主事] 現在は、2年生で1ヶ月、4年生で5ヶ月、6年生の時に6ヶ月と分割実習となっている。

【福岡委員長】 学内の実習で、学年が違う学生が乗り合わせ協力し運航することは、職務の違いに相当する。また、基礎知識のレベルの違いが乗船実習をすることは、とても有効だと思われる。この複合学年による校内練習船の実習を行おうと思った経緯を説明願いたい。

[商船学科長] コミュニケーション能力の向上ということで、3年生と5年生でしっかりと役割を分ける。5年生は最後の校内実習となるが、5年生が3年生に指示を出し、3年生はその指示をアンサーバックで実施するという明確な実習となっている。

また、ストレス耐性にも関係することでもあるが、最近は学寮でも上下関係がないような状況である。一方、会社では上下関係はしっかりとしている。会社の方から、上下関係についてしっかりと教育してほしい旨の要望がある。以上のように、複合学年による校内練習船実習を行う目的として、コミュニケーション能力の向上及びストレス耐性の強化を行うことを目指し実施することとなった。

【山口委員】 コミュニケーション能力を高める育成ということで、小学校では異学年での活動が多々ある。中学校でも異学年の活動を含めた話し合い活動を取り入れるようにしている。どうしても上級生の意見に流されるが、それを上手にリードして下級生の意見を吸い上げるような、そういった力も付けることも含め、異学年での活動を増やしているのが現状である。それらが、高校や社会へ出て少しでも役立つような手立てとしての場を設定している。

【福岡委員長】 グローバル化に関して、質問をしたい。本校では英会話教室を開き、それから現在はコロナ禍により中断となっているハワイ大学カウアイコミュニティカレッジとの交流があるが、国外の高等教育機関との交流を行う時に、学生に対する経済的な支援制度はあるのか。

[商船学科長] 商船学科として、全日本船舶職員協会の補助金から、参加する学生に対し、5万円の補助をしている。また、その外にも補助金はTOEICの受験など、学生の教育に活用している。

【福岡委員長】 TOEICは学生全員に受験をさせているのか。

[商船学科長] 過去8年間、商船学科の学生は100%の受験率である。1回目の受験料は

全額学生負担であるが、400点を超えた学生には、学校から補助を出している。2回目以降は前回の得点を5点以上上回った学生に対し補助をしている。

【福岡委員長】モチベーションを上げるという意味では非常に効果的なやり方であると思う。

また、先ほどのBYODで資料に推奨するパソコンのスペックが書いており、安いパソコンという訳にはいかないと思うが、実際に学生は購入をしているのか。

[商船学科長] 購入する前年度末に、約10万円かかりますと伝えている。ただし、自宅にパソコンがある場合は、同様のスペックがあれば必ずしも購入する必要はない旨伝えている。

【福岡委員長】全般的によくやっていると感じている。授業のやり方で、本年度の課題にも関係するが、高専の場合は5年間あるので、1年生、2年生と4年生、5年生はレベルが相当違うと思う。遠隔授業をするときも、低学年は遠隔授業に慣れていないと思うが、そのような学生に対して特に気を遣ったことはどのようなことか。

[商船学科長] 低学年の学生は、パソコンの操作などにも慣れていない。昨年の場合、1年生はクラスメイト同士の顔合わせを行っておらず、コミュニケーションが希薄な中で遠隔授業をしていたため、非常に大変であったと思う。3年生以上の高学年の学生については、見慣れた学生同士であったため、大きな問題はなかった。

【上村委員】総花的な話になるが、コロナ禍においての、リモート授業を真っ先に取り組んだことは、素晴らしいことである。また、様々なキャリア教育も実用に併せて実施しているので、上島町としても教育において参考にしたい。

先日、海事産業のことで、主には造船に関することで、海事局に陳情、要望を行ってきたが、その中でも、海事局はもちろん、国会議員の方々の多くが、商船高専を大事にしないといけないということ、また、練習船についてもしっかりと予算を付けて対応しなければならないという意見をいただいた。今回の課題と少し外れてしまうが、行政としてしっかりと弓削商船高専を支えていければと思っている。現在、弓削商船高専はしっかりとした方向性に進んでいることは大変良いことと思っている。

【福岡委員長】今、練習船の話があったが、ずいぶん前に商船系二つの大学、商船系高専5校で練習船を共同利用するよという話があった。昨今の状況から見て、それぞれの教育機関に新しい練習船を作っていくということから考えると、社会の状況の変化もあるが、商船教育に特化すれば、役割は従前にも増して大きくなっていると思う。

出前授業や体験授業を非常に多く実施しており、参加者が多いと感じたが、参加

者を多くするための、ストラテジーとか、そのようなものがあるのか。

【商船学科長】実はこれでも、コロナ禍により中止した行事が多くある。ただ、海事啓発が小中学校の教科書に載るということで、本校の教員が、尾道市や福山市の教育委員会を訪問し、海事・海洋に関する事業の提案を行い、小中学校の先生達との関係を構築していっているのが実情である。来年度も多くの依頼がきている状況である。

【村上委員】この1年間というのは、我々、産業界もWebで会議を行い、いろいろな中でやはり対面ができなかったデメリットが多くあったと思っている。弓削商船高専の前向きな取組は、大変評価できていると思っている。

2 令和2年度自己点検・評価項目に関する提言

(1) アフターコロナにおける学校のデジタル(DX)化について

【諮問事項】

文部科学省は、「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」で教育環境にデジタルを大胆に取り入れることで質の高い成績管理の仕組みや教育手法の開発を加速している。

具体的には、「学修者本位の教育の実現」を促進するために、LMSを導入することによって、全カリキュラムの習熟度等を把握する。蓄積された学生の学習ログをAIで解析することで、個別に最適化された指導等を行う。「学びの質の向上」を促進するVRを用いた実験・実習の実施、優れた教育システムの共有化といったことが構想されている。

本校においても、対面授業から遠隔授業へ授業形態が変化し、授業に用いるデジタル教材の作成やオンラインによる課題作成等LMSの利用には拍車がかかった。学びの継続のために、我々は様々な改善やデジタル化された授業資産などを生み出し、今後推進されるアフターコロナにおけるデジタル化に対応していかなければならない。

一方、本校は高等教育機関として位置づけられながら、中学卒業後の自律した生活がままならない学生達を受け入れ、5年間の学校生活を支援しながら、船員やエンジニアとしての素養を身につけさせなければならない。

令和2年5月から遠隔授業を開始し、情報システムを活用しながら授業・学校運営を行ってきた中で、次のような課題があった。

(1) 不安定な通信環境

授業開始時の通信トラフィックの集中時等には、インターネットに接続できない等、授業に支障が伴うこともあった。

(2) 通信環境保持に関わる業務量の増加

通信環境の管理を行う情報処理教育センターは技術職員1名とスキルを持った教員で対応しており、情報システムの保守・管理、トラブル対応等、業務量が増加している。

(3) デジタル化された情報システム利用に一貫性がない

本校では遠隔配信にTeams、LMSにmoodleを利用しているが、教員によっては活用しておらず、学生の出欠において独自の方法で行い、他の情報システムを利用する等、一貫性が持たれていない。

(4) 対面授業における情報システムを用いた授業スキルの向上

デジタル化されたスライドを見せるだけでなく、授業の特性に応じて様々なメディアを活用しながら学びの質の向上を行わなければならない。

例えば、企業においても、一時は遠隔会議が中心となっていたが、コロナ収束に伴い、徐々に対面での会議も増加してきているようである。

このような本校の教育環境の中、限られた予算で文部科学省が唱えるデジタル化活用の高度化を推進しつつ、本校の特色を生かしながら授業、学生支援、保護者連携、広報など

へのデジタル化を推進すべき部分と、今までの方法を残すべき部分とを切り分けていく必要がある。

企業や大学の体験を基に、デジタル化を推進すべき部分、また今までの方法を残すべき部分について、様々な観点からご教授いただきたい。

【第18回運営諮問会議（令和3年度）の審議内容】

【福岡委員長】問題点にあげていた不安定な通信環境について、これは急にリモート授業などが増えて、インターネットに接続できない、画像が不安定であるとのことだが、例えば、サーバーの問題である程度解決できるのではないかと思うが、このあたりはどうか。

[情報処理教育センター長] 遠隔授業の開始前に事前の説明会で接続テストをしているが、そのときは全く問題も起こらず接続できていた。しかし、遠隔授業開始日の全校集会のときに、繋がらない、接続性が遅いということがあり、その日のうちにサーバーを交換するなどの対応をした。ここまでは順調であったが、学生が対面授業に帰ってきた9月から急に、ネットワークの不具合が多くなり、繋がらなくなった。原因としては、学生がスマホを学内ネットワークに繋げたことで、外部に対する通信量が増加した。教室で教員のみが接続すれば良かったが、学生が全員繋げてしまい、ネットワークの負荷が非常に上がったという問題が起きた。これについては、今は制限をかけて、学生のスマホの接続を減らしている。

また、対外接続については、これは国の施策にも関係してくるが、まだ改善の目処は立っていない。

【上村委員】デジタル化を推進すべき部分と、今までの方法を残す部分に関する諮問を受けたが、弓削商船高専はデジタル化について先進的に取組をしていて、素晴らしいことであると思っている。ただ、あくまでも、デジタル化というのは手段の一つであって目的ではないと考えている。例えば、出前授業も色々しているが、これこそアナログ的なやり方かと思うが、子どもたちにとっては、先生方や弓削商船高専の人の暖かみを感じる大変大切なやり方であると思っている。是非デジタル化を主とするのではなくて、弓削商船高専のやり方は今のままで良いと思うので、人間味のある部分は残して取り組んでいただきたい。

【柏木委員】先ほど経験した私事で恐縮ですが、学校から送られてきたオンライン会議のURLをクリックすれば問題なく会議に参加できると思い、始まる前の接続テストを試みたが繋がらなかった。

リモートでの会議は不慣れで、会議の一週間前のテストでは難なくスムーズに繋がったので安心していた。ところが当日になって指定のURLをクリックし繋がってはいるものの、映像及び音声の認識が出来なかった。学校の担当者と電話連絡を取り対応を試み

たが改善されず、リモートで私のパソコンを色々と操作して頂いたが、問題の解決には至らなかった。会議が始まってから既に一時間半が経過していたが、原因は、非常に長いURLが送られて来ており、そのクリックする場所が異なっていたことが分かった。長時間、担当者とやり取りし、接続することができ、映像及び会話もできるようになったが、今回のように何でもない単純な齟齬で繋がらず、会議に参加できないことも起こりうることを初めて経験した。オンライン授業に関しても、接続の齟齬がありうることも念頭に置き、授業に参加できない学生のいないように進めて頂きたい。

また、前半の会議に出席できなかったことは大変申し訳なく、お詫び申し上げます。

【村上委員】 産業界でも、ようやく10月中旬から、従来型の対面による会議が始まった。当然ながら、感染予防を十分取りながらの会議であるが、その中でデジタル化というのは、今後に向けて是非とも取り組んでいく必要があると思っている。説明の中で、システムを活用した安否確認があるが、地震などの災害が多く、いつ何時、事件・事故があるかも分からないので、この学生の安否が見えるということは非常に大切だと思っている。我々も3年前から、このようなシステムを導入しながら、進めているところである。

また、感染予防対策においても、日頃の問題点があれば、学生はよくLINE等を利用して扱いは慣れているので、LINE等で連絡するなど学校と学生のLINE等の共有方法を検討していくべきではないかと思っている。

【俊野委員】 アフターコロナについて、弓削商船高専は離島にある学校で、ほとんどの学生が寮に入っているということで、うまくデジタル化を推進し、オンライン授業と対面授業の使い分けを行い、コミュニケーション能力を発揮できるような学生を育てていただきたい。

また、練習船実習などがある商船学科と工業系学科との授業の違いというのものではないか。商船学科でのDXへの取組は、他の電子機械工学科や情報工学科と比べて、やり方が異なるのではないかと思ったので、十分な議論をして進めていただきたい。教職員の方々は大変苦労したと思うが、これから更なる発展をするには、そのところを考えていただきたい。

【福岡委員長】 商船学科と工業系学科の違いということで、商船学科のほうがどうしても実習系の科目が多いと思うが、そのあたり、弓削商船高専からコメントがあるか。

【商船学科長】 令和2年度の実習に関しては、やはり着実に手足を動かさなければならず、遠隔では対応できないため、全て後期に回した。なるべく、座学でできる内容だけを遠隔授業で実施するなど、昨年度は授業の体系を大きく変え、前期の遠隔授業は座学を中心に、後期には実際に手足を動かす実習系を集中して行った。

[教務主事] 電子機械工学科も、実習工場を使って手足を動かす実習がある。これはオンラインでは教員がビデオを撮ったり、写真を多数使用したスライドを作り、オンラインで実習の内容について説明をするというような形をとった。ただ、実習に関しては実際に手を動かすことと、人が作っているところや、作業をしているところをビデオで見るとでは、学習効果が大きく違い、後期の対面授業に入ってから、全てのテーマについて、短い時間であるが、実際に手を動かす実習を行う必要があった。苦労したのは、体育など体を動かす科目に関して、なるべくモチベーションを上げるようにはしたが、遠隔授業にはあまり向かない科目であると実感した。そのようなことから、授業の内容については、遠隔に向く科目、向かない科目もあるが、一方で遠隔にしたほうが逆に学生にとって有利になる、分かりやすくなるものもある。また、企業の方はオンラインで会議をして、既にご存じかと思うが、移動時間がなくなるため、そのようなところを学校の会議や研修等に活かせば良いと感じた。

[広報主事] 情報工学科は、説明のスライドにもあったが、やはりコンピューターを使った実験系もかなりある。逆に言うと、スマホの映像を見るだけでは、実習等とか授業ができないこともあり、情報工学科では、全員にパソコンを貸与して、遠隔授業による教育の質を上げた取組がある。先ほど、ご指摘があったように、学科毎に特性が違うので、一律にDX化という授業を一括りにするのは、難しく、学科の特色によって変えていく必要がある。

[寺田委員] 私は国際学部にも所属しているが、デジタル化が容易な分野と困難な分野がかなりはっきりとしてきた。全学的に見ると、芸術学部と情報科学部の実習は、全てオンラインでは無理だということで、コロナ禍でも対応を色々工夫し、密にならない状態にして、実習をやらざるを得なかった。座学であっても、語学系は口の動きと音の聞き取りは、オンラインには向かないため、密にならないよう大きなホールで距離をとり、学生に講義をする形であった。

それ以外の科目は、コロナ禍では全部オンラインで講義をしていた。座学はオンラインが可能であるが、やはり質という点では適当でないという気がした。受講する学生の緊張感が続かず、一つの講義90分間全部をオンラインで講義し、次のコマ、その次のコマと全部オンラインの講義となると、学習環境としては適切でない状態であった。そのことは、定期テストを通じてすぐ様子が分かるので、理解度が低い場合には、解説や小テストなどを繰り返してやらざるを得ない。

また、オンライン授業というのは、個別対応にならざるを得ない。履修者全員について、相互のコミュニケーションが必然的に生じるため、対応する教員としては、労働時間、拘束時間が異常に増加した。労働時間管理のほうが問題になると思っている。

加えて、コミュニケーション能力ということが出ていたが、Teamsというソフトウェア自体が講義用ソフトではなく、会議用ソフトである。上司と部下のように、ある一定の社会的な関係の中で使うソフトウェアであるため、コミュニケーションを学ぶために

Teamsを使うことはあまり適切でない。最初から上下関係が規定された中でのコミュニケーションは違う形になってしまうので、その意味では、Teamsは相応しくないと感じる。なお、語学系の担当の教員は、Zoomを使っていた。大学としてはTeamsを使うよう強く推奨していたが、Zoomの方がトラフィックが大きく、ソース性も良いということで使っていた。

就職活動によるオンライン化は移動のコストを負担しなくて良いので、受験者にとって良いことかもしれない。学生から、格段に楽になったと聞いているが、一方で、オンライン面接等になると、どうも親がパソコンの裏から何か信号を送るなど、色々と介入してかえってよくないということが散見された。

【情報処理教育センター長】 Zoomの話があったので、併せてTeamsの経緯も説明する。新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、遠隔授業も実施せざるを得ない状況となり、当初はZoomを使うことで検討していた。そのときに、Zoomのサーバーの運営に関する情報漏洩の問題が起きた。このため、少し危険なツールと見なし、高専機構が提供しているTeamsに移行したという経緯がある。現状では、Zoomも随分と改善されたと聞いているが、情報セキュリティの問題についての解決というところが明確にされていない。我々が業務として使う際には、学生の指導も含まれるので、大変慎重に対応している。同じ理由で、LINEに関しても利用を推奨していない。これについては、もうすでに使われている部分については、やむを得ないところもあるが、サーバーの運営に関する情報漏洩のことがあったため、学校としては使わせないこととしている。この点については、今後どのようにっていくか自治体から、なにか推奨があれば教示いただきたい。学生のほとんどが使っているが、公的に使いたいということが言いにくい状況にある。上島町のほうではいかがか。

【福岡委員長】 上村町長から、行政の観点から、セキュリティも含めた、デジタル化ということで、何か特に心配りされている点というのはありますか。

【上村委員】 私も専門家ではないので、このあたりのことはよく分からない。庁舎内では情報通信が得意な人を採用して、その担当部署のほうで対応している。

【福岡委員長】 今話を聞き、実は私も早くからオンラインでの仕事をしていたが、最初はSkype、すぐにZoomになり、少し慣れた頃にはWebex、最近では圧倒的にTeamsが多い。情報処理教育センター長の説明でもあったセキュリティの問題かと思うが、使用側としては基本的な部分は似ているが、使用してみると微妙に違っている。柏木委員が言っていたが、これでいいはずだというのが、うまくいかないということは私も経験した。そういう意味では、広報主事の説明で最後に言われた課題で、情報システムに一貫性がなく、別の情報システムを使っている教員がいるということだが、そのような教員はおそらくスキルが高いので、Teamsを使うことが逆に容易ではないのか。

[広報主事] このことについては、二つパターンあると考えられる。一つは、先ほど言われたように、情報システムに関する、スキルが高い場合。もう一つはその逆で、現在使用している情報システムから学校が使用するシステムに移行するために、自分が操作するにはスキルの難しいという場合の二つのパターンがあると考えられる。

【福岡委員長】 そういう意味では、学生に対して、ある時期にリテラシー教育をしていると思われる。スキルの難しい教員を学生と一緒に受講するのは問題があるかもしれないが、学校としてデジタル化を進めるには、色々な意味でプラットフォームを共通化しないと、その部分だけがボトルネックになるのではないかと思う。

[情報処理教育センター長] プラットフォームのデザインをするときに、先ほどのツールの選定では、ユーザーが混乱しないように、学校で利用するシステムをできるだけ制限することから始め、学生がこのシステムに入れば、資料など何でも手に入るというのを一個だけ作ることが得策だと考えた。慣れてくれば、自由に新しいものに変えていき、その後、どんどん広げていけば良いが、授業を展開していく上では、学校で利用するシステムに入れば良いことであり、その二つのシステムがMoodleとTeamsであるという設計としている。

【福岡委員長】 Teamsは随分シェアが増えてきていると感じている。Moodleというのは知らなかったが、今回この会議に先立って見てみると、色々な大学でMoodleが標準的に導入されているのではないか。そういう意味では、これも一つの典型的な利用のパターンではないかと思うが、そのあたりは、情報処理教育センターでも同じように考えているか。

[情報処理教育センター長] 高専機構だけは、サポートを有償で行うということで、Moodleから離れていた。ただ最近では、大学のほうのLMSの利用率という点、Moodleが圧倒的である。なので、そういう観点からも、Moodleのユーザーは日本でも多く、これが標準として残って行くだろうというふうに考えている。

【柏木委員】 弓削商船高専には、商船学科、電子機械工学科、及び、情報工学科と三学科がある。この中で注目すべきは船乗りを養成する商船学科である。船員は、陸上の仕事とは全く異なり、船で就労している間は私生活を含む全てが船の上という特殊な環境で生活をしなければならない。船は常に海の上に浮かんでいるので、アメリカ大陸に着くまで2週間、主機の騒音、振動に加え、大時化の中、波に揺られながらの航海は大変厳しいものがある。船乗りの仕事は、陸上の他の職業とは根本的に異なった職業であり、運航をする上で船の操船等の航海術及びエンジンルームの機器の取り扱い、故障した場合の対応などを学んでいくためには、実際に船に乗って、現場を自ら経験することによ

って身に着いていくものである。そういった部分に関しては、オンライン授業では対応できない要素が非常に多いのではないかと思う。

少し話は変わるが、今、練習船が代替えの時期を迎えている。本件に関し、商船系高専5校の同窓会長が集まって会議を持った。練習船は、商船系高専5校で一隻の意見もあったが、商船系高専5校で一隻ということは、商船系高専5校を練習船が順次周ることになり、おそらく弓削商船に来るのは、年間を通して2ヶ月くらいにしかないのではないかと思う。船を学んでいく上で、練習船が常に学校の棧橋に係留していて、「百聞は一見に如かず」ではないが、机上と実船を併用して学習することが最も効果的な方法であるとの観点から、練習船各校一隻は必須である旨を力説した。商船系高専5校の校長も、練習船は各校一隻是非とも必要ということで意見がまとまった。商船学科の場合は、船を見、体験学習することが必須であり、非常に重要である。オンラインの授業は、一部にはできる科目もあると思うが、メインは対面授業、実船を体験し学習していく、このことが一番大事なことではないかと考えている。

【福岡委員長】確かに、柏木委員が言ったとおりであり、先ほどの諮問事項にあった、今のままを残すべき典型的なものだと思われる。一方でデジタル化をもっと進めれば良いということに関して、中学校から何かご意見をいただけないか。

【山口委員】まず始めに広報主事には、昨年度、遠隔授業等デジタル化について、上島町の先生方を対象にした研修をしていただいた。小学校、中学校のデジタル化は遅れている。まずは、先生方の意識を変えさせられるか、これが最初のスタートであり、今はGIGAスクール構想に向けて、一人一端末を使いながら授業を進めている。オンラインもそうであるが、ICT機器を手段としてどう活かして使うかというのは、よく言われている。ただ使えば良いというものではなく、先ほど資料にあった、授業のスキルを向上させるということは、どこでデジタル化、ICT機器を活用するか、対面では何をやるのかなど、検証していく必要がある。小・中学校では、ICT機器の文字を打つだけではなく、実際に書くという作業は必要であるが、オンライン授業をすると、文字を打つか、文字をなぞって書くことになり、実際に紙に書くという作業は、減っているように思う。必ずどこかでは、文字等を書くということは必要であり、その両面を小学校、中学校の授業の中でどのように位置づけるか、ということを再度検討していく。ただ、ICT機器の操作に慣れるということは、今後確実に必要となるので、そういう意味ではデジタル化も進めなければならない部分もあると思う。

もう一つは、出前授業の話もあったが、弓削商船高専から実際に来ていただいて、一緒に学ぶというのは非常にありがたいことである。ただ、諸般の事情によりできない場合は、オンラインを必要とするので、そのような場合は打合せで、この内容はオンラインでも大丈夫であるところと、状況にもよるが、実際に来ていただくなど、振り分けも今後の検討課題だと思っている。

【福岡委員長】 デジタルとアナログの使い分けで、寺田委員の説明で、文系とか社会科学系はもっとリモート化ができるのではないかと思った。私は同志社大学で材料力学を教えているが、この科目はリモートには向かないが、今日話を聞いていると、必ずしも理系だけではなくて、文系の科目でもコロナ禍が一段落したところで、これはデジタル化すれば非常に効果が上がるが、こちらのほうはそうではないなど、細かく分類を試みる必要があると感じた。もしかすると、一度コンテンツを作るとその後もある程度、バージョンアップは必要ですが、後は少し楽になるので、その労力を、アナログの方面に回すということも考えられるのではないか。

先ほどの諮問事項の中に一つ問題が残っている。いわゆる通信環境保持に関する、業務量の増加ということで、情報処理教育センターを支える方の人数やスキル等の状況と、先ほど、上島町長からも話があったが、使用者ではなく管理する方たちは、さらに数段上のスキルと知識が必要だと思うが、情報処理教育センター長から簡単に状況の説明をしていただきたい。

【情報処理教育センター長】 現状では、学内の人事的配慮により、技術職員で情報系の専門の方を一名専任で配置している。来年度以降、技術職員を新しく採用する場合は、情報系の技術職員を採用していくことで、進めていると聞いている。それ以外に関しては、私も含めて、全員が併任であり、負担は軽減されていないので、人数をなるべく増やして対応していくことで進めているが、厳しい状況である。

また、高専機構全体でも、ネットワークの管理負荷軽減ということでデザインをしているが、全体的に負荷は増える方向になっており、高専機構側のサービスとの責任範囲の切り分けなどが困難な運用になりそうである。

【福岡委員長】 1988年に、ミシガン大学へ行ったときに、日本には存在しないネットワークができ上がっていた。工学部だけで400台、当時で数百万したワークステーションが繋がっていて、管理はコアになるような人が20人くらいいて、情報系のプロフェッサーもいた。プロのような人がいて、セミプロが100人くらいいて、業務に応じて担当していたようであり、研究室に新しくワークステーションが入るときは、そのセミプロの一人が来て、色々なことを言ってくる。今後は情報管理に携わっていない方にさせることは難しいかもしれないが、段階的な管理のレベルがあると思うので、それを考慮されると負担も少しは軽減されるのではないかと思う。

【俊野委員】 商船学科の教育については、柏木委員の言ったように、実務が一番大事だと思う。新造船も作れそうな雰囲気であり、先日120周年記念式典に行ったときも、そのような話を聞いて非常に喜んでいるが、逆に最近の船舶の運航そのものが自動化とかAI化されており、船員を減らす方向にいつているのではないかということに非常に心配している。というのは、よく海難事故があるが、船の上でもGPSで船位測定をやっていたが、衝突したということはマスコミで報じられているが、これは機械を信用して、実

際に実務能力がだんだん落ちてきているのではないかということに心配しているので、そういう面でも実学を併せて取り入れていただけると良いと思う。

【福岡委員長】今、非常に心強いお言葉をいただいたが、自分で運航できる自立運航船というのが計画されている。私も1995年くらいか、自動着岸船を造船所の人とやって、それからカーナビをやっている自動車会社の人も呼んでGPSで高度化をする。神戸のキャンパスから淡路島まで自動運航で、練習船の1/10くらいのもので造れば、絶対にトップニュースになると自分では良い意見だと思ったが、26年くらい前なので、時代に合わなかったのか、賛同が得られなかった。しかし、技術というのは、どうしてもAI化に進んでいくということは仕方がないと思う。そういう意味で、柏木委員の言った部分は絶対残り、今日の会議で何度も出ていたAIのリテラシーを学ぶということは、どんどん広がっていると思うので、今後はそのマッチングが重要になる。

【柏木委員】先ほど、船舶の乗組員がこれからどんどん減っていくという話があり、確かにそういう傾向はあったが、遠洋船については現状の22, 23名が限界ではないかと思っている。20年くらい前に、世界の大手海運会社は、パイオニアシップと称し、大型船コンテナ船でも11名か12名で運航することを計画し、本国へ帰って来た時にポートトリーフ、援助班が乗船し、整備作業をする制度を考案、実施していた。デンマークのA.P.モラー・マースクは、11名で航海士、機関士、他数名の乗組員が乗船する船を世界に先駆け運航していたが、色々な問題が生じこの制度は取り止めにした。船は車とは全然違う。車なら、自動運転はできると思う。車は常に陸上にあつて、燃料は不純物のないガソリンを給油するだけで動き、現在の車ではエンジントラブルなど全く聞いたことがない。一方、全長400メートル、9万馬力のコンテナ船の燃料は、タールやピッチのような粗悪油なので常温では固まるため、130度まで加熱し液体状にして炊いている。そのような燃料は、シリカ、アルミなどの不純物が混入しており、エンジン内のシリンダーライナーが異常摩耗して吹き抜けを起こし、船が航行できなくなることがある。陸上であれば、修理業者に頼めるが、太平洋上で船が航行不能となると乗組員のいない船ではなすすべがなく、船は漂流し、トップヘビーで受風面積の大きい大型コンテナ船の場合、エンジンが停止したら、横転し、転覆してしまう危険性が非常に高い。

冬場の北太平洋は、台風並みの非常に発達した低気圧が次から次と発生し襲いかかって来るが、常に航海士が船橋に立ち、刻々と変化するうねり、及び、風の方向をタイムリーに的確に判断し、進路、及び、速力を調整し航行しなければ船の折損、転覆といったような重大事故につながりかねない。

また、乗組員のいない船は、メンテナンスができなくなる。船が錆たり、機器が動かなくなったとき、パイオニアシップについては、入港時に陸上の援助班が修理をすれば良いという短絡的な考え方を持っていたが、結局は現状にそぐわないということが分かり、22, 23名は乗せていないと船の運航はできないという結論に達した。

時代の流れで、自動運航船は車に倣い研究開発が進んでいるが、遠洋航海船について

は色々な問題が山積しており、非常にハードルが高いのではないかと思っている。何時の時代が来ても船を安全に運航する為には乗組員は必要で、海運立国日本にとって弓削商船高専は必要不可欠な存在であり、船の現場を預かる商船士官養成専門機関であると考えている。

最後に、委員長からまとめとして以下の発言があった。

今日の議論では、逆にデジタルの限界というものが見えてきたのではないか。一方で、私が思い出すのは、コンピューターが発達したときに、いわゆるコンピューターによる設計、今CADという言葉は使わないが、最初にコンピューターを設計に使おうとしたとき何をしたか、定型的な仕事はコンピューターにさせるが、考えることは人間がする。それを今後はAIが行うかもしれないが、このデジタル化についても、おそらく定型的なことは何かというのは、もう御校の先生方も十分分かっているのではないかと思う。それを踏まえた上で、アナログとして、どれを残していくのかということ、今日の委員の皆さま方の意見を参考していただき、議論していただければ良いと思う。

校長から以下のとおり謝辞があった。

前段の海洋人材の育成においては、コミュニケーションということに話が集中したが、確かにその部分でいろいろなご示唆いただき、特にコミュニケーション能力とは何かというところをしっかりと考えないといけないなというところもあった。また、後段のDX化に関しては、現実に私の話もさせていただいたが、高等教育機関にそういった人材育成が求められているというところが基本で、高専機構もかなりの力で推進している。例えば、情報ツールを教育のツールとしていかに使っていくか。ソフト、ハードも含めてセキュリティの事も考えていかなければいけないと感じている。

それともう一つ、高専の強みというのは、実験実習に非常に力を注いでいるところである。ということで、商船学科のみならず、工業系の学科においても、そういったところで、いかに質の保証をしていく上でデジタル化していくかを考えていかなければならないのだろうと思う。今日いろいろなご意見いただいた中でも、非常に参考になることもたくさんありましたので、皆さんにいただいたご意見をしっかりと整理して、真摯に受け止めて今後、学校改革に邁進していきたい。

【第18回運営諮問会議（令和3年度）での提言】

各学科を問わず、技術というものはICT化（デジタル化）に進んでいくことは避けられないことである。授業のスキルを向上させるためにICT機器を手段としてどう活かして使うか、対面では何をするのか、使い分けの検証が必要である。オンライン授業は、個別対応にならざるを得ないので労働時間が延びて労働時間管理の問題、通信環境保持に関しては、情報処理教育担当スタッフの人数やスキルの問題などあり、人事的配慮や情報管理のレベルそれぞれに対応したスタッフの配慮を検討していただき、余裕がでてくるのであれば、アナログ方面に回すことも考えられる。

また、オンライン授業に関しては、資料など予習・復習には便利になるが、反面、講義内容の質の低下、学生の緊張感の持続低下、理解度の低下など見られることがあり、内容を工夫する必要がある。

出前授業に関しては、小・中学校の児童・生徒も一緒に学ぶことは非常に良いことなので、状況にもよるが対面方式で残しておく。

商船学科の実習は、海上での事故にも繋がるため、現場での教育が必要となるので、オンライン授業には不向きである。なお、商船学科のみならず、工業系学科も同じことが言えるので、オンライン授業と対面授業の使い分けを十分に検討して実施していただきたい。

資 料 編

資料 1	各組織による令和 3 年度自己点検評価報告書……………	38
資料 2	運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン……………	154
資料 3	文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン……………	178
資料 4	高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針……………	194
資料 5	弓削商船高等専門学校 課外活動の在り方に関する方針……………	212
資料 6	弓削商船高等専門学校 課外活動に係る活動方針……………	214
資料 7	令和 3 年度施設・設備工事……………	216
資料 8	弓削商船高等専門学校における自己点検・評価体制図……………	218
資料 9	令和 3 年度の業務実績に関する自己評価……………	220

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	運営委員会		報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
			事務担当	総務課総務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			カールーン>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-1 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			カールーン>ファイル管理

A. 研究活動の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
A-1 高等専門学校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。	A-1-① 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等を適切に定めているか。	定めていることがわかる資料	改正時又は7年毎			○	

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
B-1 高等学校の地域貢献活動に関する目的・基本方針・目標等が適切に定められているか。	B-1-① 地域貢献活動等に関する目的・基本方針・目標等が適切に定められているか。	地域貢献活動等に関する目的・基本方針・目標等を適切に定めているか。	根拠として必要な資料 ◇定めていることがわかる資料	改正時 又は 7年毎			○	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	教員会議	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光			根拠資料の 保管場所
		事務担当	学生課教務係			

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動が有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ◇活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			カルーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外郭の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸過程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			カルーン>>ファイル管理

7. 準学士課程の学習・教育の成果

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
7-1 卒業の認定に関する方針(ディプロマポリシー)に照らして、学習・教育の成果が認められること。	7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 (3) ②の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ◆学生の成績(卒業時のGPA値等。)や原級留置の状況、単位修得率(登録授業単位数に対する修得単位数の率。)等、成果を総合的に分析する。	根拠として必要な資料 ◇体制の整備状況がわかる資料 ◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料	変更がある時又は7年毎 毎年		○		カルーン>>ファイル管理 カルーン>>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	自己点検評価委員会	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光	
		事務担当	企画広報室企画係	

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔 又は 7年毎	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	
1-1 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 (2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備しているか。	◇実施の方針が明示されている規程等	改正時 又は 7年毎	○		ガルーン>ファイル管理
1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 (1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 (2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ◆現在の実施頻度が適切か、データや資料を活用して行われているかについて分析する。 (3) (2)の結果を公表しているか。	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料(関連規程等) ◇収集・蓄積状況がわかる資料 ◇担当組織、責任体制がわかる資料	改正時 又は 7年毎	○		ガルーン>ファイル管理
			◇公表状況がわかる資料(ウェブサイトのアドレシスの明示でも可。)	毎年	○		ガルーン>ファイル管理
				毎年	○		ガルーン>ファイル管理
				毎年	○		ガルーン>ファイル管理

1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。 【外部評価】 <input type="checkbox"/> 外部有識者の検証 <input type="checkbox"/> 教育活動に関する第三者評価(機関別認証評価等)	② 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。	毎年	○	ガルーン>>ファイル管理
1-1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 (2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 (3)②以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す議事要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す議事要旨、報告書等の該当箇所 ◇実施体制がわかる資料(組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等) ◇対応状況がわかる資料	毎年	○	ガルーン>>ファイル管理
		◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所 ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料	毎年	○	ガルーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
				適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため、必要なる管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	○		ガルーン>>ファイル管理	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-② 内部質保証システムに基づき、観点となるデータや資料に基ついて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 (2) 自己点検・評価を定期的の実施しているか。 ◆現在の実施頻度が適切か、データや資料を活用して行われているかについて分析する。	重点点検項目及び中期計画に関する資料収集は行っているが、各種委員、センター、室等でそれぞれの所掌に係る資料を収集していることのアプローチは行っていないかった。 自己点検評価委員会において、重点点検項目及び中期計画に関しての自己点検を行っているが、各種委員、センター、室等でそれぞれの所掌に係る業務について自己点検評価しているかのチェックは行っていないかった。	「弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針」の策定により、各種委員、センター、室等で実施する自己点検評価項目を明確に定め、毎年、自己点検評価を実施した報告書及び積算資料を提出することとし、チェックできる体制とした。 同上

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	広報委員会	報告者(責任者)役職・氏名	広報主事・田房友典
		事務担当	企画広報室情報・広報係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 (活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。))	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	〇	毎年				

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、商船だよりの発行を回にしたり、学生の活躍などを発信する機会が減少した。新たにYouTube動画を作成したり、卒業式やオープンキャンパスをLIVE配信するなど新たな取組みも実施した。	今年度は商船だよりを2回発行し、学生の活躍や学校行事等を発信することができた。

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	今年度は会議の開催等がなく、活動が不十分であった。	年度初めと年度末に会議を開催する。

<優れた取組・特色ある取組>

マスコミ関係の掲載情報数について、機構本部へ36件(成業目標を約20%超えた報告数)の報告を行った。
--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	教務委員会	報告者(責任者)役職・氏名	教務主事・藤本 隆士		
		事務担当	学生課教務係		

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所	
					適合している	要改善	今回対象外		
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育研究の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 <input type="checkbox"/> 在学生 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生 <input type="checkbox"/> 就職・進学関係者 (2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。 【在学生の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 学習環境に関する評価 <input type="checkbox"/> 学生による授業評価 <input type="checkbox"/> 学生による教育・学習の達成度に関する評価(進級時等、卒業(修了)前の評価) <input type="checkbox"/> 学生による満足度評価(進級時等、卒業(修了)前の評価) 【卒業(修了)時の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の学生による教育・学習の達成度に関する評価 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	<意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。)> <意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。)> <意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。)> <意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。)>	毎年	○			ガールーンファイル管理	
				毎年	○			ガールーンファイル管理	
				5年毎		○			ガールーンファイル管理
				5年毎		○			ガールーンファイル管理
				毎年			○		
				毎年			○		ガールーンファイル管理
				毎年			○		
				毎年			○		
				毎年			○		ガールーンファイル管理
				毎年			○		ガールーンファイル管理
				5年毎					
				5年毎					

<p>1-2 進学生課程、専攻科課程をそれぞれについて、卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて定められていること。</p>	<p>1-2-1-① 進学生課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が、何ができるようになるかに力点を置いたものであり、かつ進学生課程全体、各学科の目的と整合性を有しているか。</p> <p>(2) 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)は、学校が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p>	<p>◇策定した卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>1-2-2-② 進学生課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。</p> <p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を有しているか。</p> <p>(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、以下の内容を含んでいるか。 <input type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している <input type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している <input type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が、何ができるようになるかに力点を置いたものであり、かつ進学生課程全体、各学科の目的と整合性を有しているか。</p> <p>(2) 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)は、学校が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p>	<p>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>1-2-3-③ 進学生課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は、学校が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>	<p>1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。</p>	<p>(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。</p> <p>(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。</p>	<p>◇点検を行う体制がわかる資料(関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。)</p> <p>◇点検の要領に関する資料(集録)</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-1 ① 学校の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。 2-1-2 ② 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	(1) 学校の構成が学校の目的及び卒業の認定に関する方針(ディプロマポリシー)と整合性がとれているか。 (2) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	◇学校の目的及び卒業の認定に関する方針(ディプロマポリシー)と整合性を有した学料の構成となっている資料	改組時又は7年毎	○			ガルーナーフファイル管理
2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	2-2-1 ① 学校の目的を達成するために、専任士課程に必要な一般科目担当教員及び各学料の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ◆非常勤講師についても併せて分析する。	◇担当教員一覧表等(別紙2-3)	毎年	○			ガルーナーフファイル管理
		(5) 適切な教員配置について、専門分野以外に必要な配慮をしているか。 ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー(担当する言語を母国語とする) ■ 技術資格 ■ 実務経験(教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等) ■ 海外経験 □ その他 ◆学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることと分析する。 ◆非常勤講師についても併せて分析する。	◇配慮していることがわかる資料	毎年	○			ガルーナーフファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を遂行する上での履修指導、学生の自主的学習の相励・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-1 履修等に関するガイダンスを実施しているか。 3-2-2 学習支援に関する学生の一ニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(1) 教育を遂行する上でのガイダンスを以下の対象に対して実施しているか。 ◆入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学生全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析する。 ◆図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施についても分析する。 <input type="checkbox"/> 本科生 <input type="checkbox"/> 編入学生 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 社会人学生 <input type="checkbox"/> その他	◇ガイダンスの実施状況がわかる資料 ◇ガイダンスの実施状況がわかる資料 ◇ガイダンスの実施状況がわかる資料 ◇ガイダンスの実施状況がわかる資料 ◇ガイダンスの実施状況がわかる資料	毎年 毎年 毎年 毎年 毎年	○ ○		○ ○	ガルーナーファイル管理 ガルーナーファイル管理
		(2) ①は、学生に利用されているか。 <input type="checkbox"/> 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 担任制・指導教員体制の整備 <input type="checkbox"/> オフィスアワーの整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 <input type="checkbox"/> 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> 担任制・指導教員体制の整備 <input type="checkbox"/> オフィスアワーの整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 <input type="checkbox"/> 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> 担任制・指導教員体制の整備 <input type="checkbox"/> オフィスアワーの整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 <input type="checkbox"/> 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> 担任制・指導教員体制の整備 <input type="checkbox"/> オフィスアワーの整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 <input type="checkbox"/> 資格試験・検定試験等の支援体制の整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理
		<input type="checkbox"/> 担任制・指導教員体制の整備 <input type="checkbox"/> オフィスアワーの整備	◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○			ガルーナーファイル管理

<p>3-2 教育を牽引する上での履修・指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活・経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。</p>	<p>3-2-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。 □ 担任制・指導教員制の導入</p>	<p>◇制度がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>		<p>○</p>	<p>ガールーンファイル管理</p>
	<p>(4) (3)は、有効に機能しているか。 □ 担任制・指導教員制</p>	<p>◇制度の機能状況がわかる資料</p>	<p>◇制度の機能状況がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>		
<p>3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。</p>	<p>(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。</p>	<p>◇編入学生を支援する取組がわかる資料 ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が把握された資料 ◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容(担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。) ◇支援の実施状況がわかる資料</p>	<p>◇整備状況がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	
	<p>(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。</p>	<p>◇整備状況がわかる資料</p>	<p>◇整備状況がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	
	<p>(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。</p>	<p>◇社会人学生を支援する取組(情報提供(電子メール、ウェブサイト等))がわかる資料 ◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料(オフラインメール、配布プリントの該当箇所等。) ◇支援の実施状況がわかる資料</p>	<p>◇(1)~(9)以外に行っている支援があれば、取組がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	
	<p>(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。</p>	<p>◇(1)~(9)以外に行っている支援があれば、取組がわかる資料</p>	<p>◇(1)~(9)以外に行っている支援があれば、取組がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	

<p>3-2 教育を牽引する上での履修指導、学生の自主的学習の相励・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。</p>	<p>3-2-5 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。 <input type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 進路指導用マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施 <input type="checkbox"/> 進路先(企業)訪問 <input type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会 <input type="checkbox"/> 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 <input type="checkbox"/> 資格取得による単位修得の認定 <input type="checkbox"/> 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇体制の整備状況がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
		<p>◇取組状況がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料 (担当教員、登録人数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を提示する。)</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料(関連規程等)</p>		変更があった時又は7年毎	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料(内容が把握できる資料や関連規程等)</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇取組状況がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>(3) (2)の取組が機能しているか。 <input type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 進路指導用マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施 <input type="checkbox"/> 進路先(企業)訪問 <input type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会 <input type="checkbox"/> 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ◆資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析する。 <input type="checkbox"/> 資格取得による単位修得の認定 <input type="checkbox"/> 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 <input type="checkbox"/> その他</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇単位認定実績がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇留学実績等がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理
		<p>◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料</p>		毎年	○	ガルーナーファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び業務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-4 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ◆ 高等専門学校の研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源。又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析する。 ◆ 社会とともに次世代の技術者を育成する。協働教育の理念を実践する活動例について分析する。	<p>活用状況がわかる資料</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関の間で継続している学生・教員交流策、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料(協定等を含む。) ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備(図書館、博物館等)、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地球社会との交流体験実施例の資料 	毎年	○			ガルーナーファイル管理

5. 準学士課程の教育課程・教育方法

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	5-1-1 ① 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配課され、教育課程が体系的に編成されているか。	(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配課しているか。 (2) 一般教育の充実に配慮しているか。 (3) 進級に関する規定を整備しているか。 (4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 (5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。	<p>カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料</p> <p>配課していることがわかる資料</p> <p>進級に関する規定の整備状況がわかる資料</p> <p>35週が確保されている状況が確認できる資料(学年暦等。)</p> <p>特別活動の実施状況がわかる資料(学年暦等。)</p>	改正時又は7年毎	○			ガルーナーファイル管理
				改正時又は7年毎		○		ガルーナーファイル管理
				改正時又は7年毎	○			ガルーナーファイル管理
				毎年	○			ガルーナーファイル管理
				毎年	○			ガルーナーファイル管理

<p>5-1 進学生課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p>	<p>5-1-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。</p>	<p>(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 他学科の授業科目の履修を認定 <input type="checkbox"/> インターンシップによる単位認定 <input type="checkbox"/> 正課の教育課程に附随する補完教育の実施 <input type="checkbox"/> 専攻科課程教育との連携 <input type="checkbox"/> 外国語の基礎能力(聞く、話す、読む、書く)の育成 <input type="checkbox"/> 資格取得に関する教育 <input type="checkbox"/> 他の高等教育機関との単位互換制度 <input type="checkbox"/> 個別の授業科目内での工夫 <input type="checkbox"/> 最先端の技術に関する教育 <input type="checkbox"/> その他 <p>◆例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析する。</p> <p>◆ここでは教育課程の編成について分析する。正課の教育課程とは別に実施しているもの(例えば、補習や補講等。)は対象ではないことに留意。</p>	<p>◇各配慮項目に関して、実施状況がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガールーンファイル管理</p>
<p>5-1-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。</p>	<p>(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ◆創造力を育む教育方法の工夫について、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析する。</p>	<p>◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料(PBL)型の授業や創造型の演習等においての具体的な教育方法の工夫がわかる資料 ◇実施状況がわかる資料 ◇工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果が見られる資料 (注)PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・実行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。</p>	<p>◇単位互換制度の内容がわかる資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>ガールーンファイル管理</p>
	<p>(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。</p>	<p>◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料(インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料) ◇実施状況がわかる資料 ◇工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果が見られる資料。</p>	<p>◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料(インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料) ◇実施状況がわかる資料 ◇工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果が見られる資料。</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガールーンファイル管理</p>

<p>5-2 進学生課程の教育課程を履修することによって、きわどい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p>	<p>5-2-1 ① 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ◆授業形態のバランスが適切であることについて分析する。</p>	<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ◆授業形態のバランスが適切であることについて分析する。</p>	<p>◇授業形態の明瞭状況(バランスを含む)。がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。 ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 □ その他</p>	<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。 ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 □ その他</p>	<p>◇各項目の実施状況がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ◆授業形態のバランスが適切であることについて分析する。</p>	<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ◆授業形態のバランスが適切であることについて分析する。</p>	<p>◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。</p>	<p>(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。</p>	<p>◇活用状況がわかる資料 ◇把握した状況を基に改善を行った事例について、改善内容がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。</p>	<p>(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。</p>	<p>◇状況が確認できる資料(学年暦、時間割等。)</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。</p>	<p>(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。</p>	<p>◇標準50分に相当する教育内容を確保していることがわかる資料(1単位時間を50分以外で運用している場合)</p>	<p>変更があった時は又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学習と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。</p>	<p>(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学習と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。</p>	<p>◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>
<p>5-2-2 ② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 □ 授業外学習の必要性の周知 □ 事前学習の徹底 □ 事後履修学習の徹底 □ 授業外学習の時間の把握 □ その他</p>	<p>(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 □ 授業外学習の必要性の周知 □ 事前学習の徹底 □ 事後履修学習の徹底 □ 授業外学習の時間の把握 □ その他</p>	<p>◇各方案の具体的な内容がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>ガルーナーファイル管理</p>

6. 準学士課程の学生の受入れ

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、入学者数が、入学生員と比較して適正な数となっていること。	6-1-1-③ 専入学者数が、入学生員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるかと、入学生員と専入学者数との関係の適正化が図られているか。	(1) 学生定員を学科ごと1年級当たり40人を標準として、学期で定めているか。 (4) 過去5年間で、専入学者数が、入学生員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◇学習の進捗箇所 (大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合) ◇該当する学科について、専入学者数の改善に資する取組がわかる資料 ◇教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応がわかる資料	7年毎			○	ガルーナーファイル管理
				毎年			○	ガルーナーファイル管理

7. 準学士課程の学習・教育の成果

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
7-1 卒業の認定に関する方針(ディプロマポリシー)に照らして、学習・教育の成果が認められること。	7-1-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。 (3) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業生(卒業後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。 (4) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 (5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	◇体制の整備状況がわかる資料 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料	変更があった時又は7年毎			○	ガルーナーファイル管理
				毎年	○			ガルーナーファイル管理
				5年毎			○	
				5年毎				
				毎年	○			ガルーナーファイル管理
				毎年	○			ガルーナーファイル管理
				毎年	○			ガルーナーファイル管理

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
B-1 高等学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-1 ② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	<p>① 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動</p> <p><input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣</p>	<p>◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料</p> <p>◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料</p>	毎年	○		ガリーンファイル管理	
								<p>② (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動</p> <p><input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣</p>
B-1 高等学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-1 ③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	<p>(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動</p> <p><input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣</p>	<p>◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)</p> <p>◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)</p>	毎年	○		ガリーンファイル管理	
								<p>(1) B-1-1 ③で把握した成果を基に問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動</p> <p><input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣</p>

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	入学試験委員会		報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光	
			事務担当	学生課教務係	

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-1③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の整備が、教育活動等に関する重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	活動が行われている要領がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーナーフファイル管理

6. 準学士課程の学生の受入れ

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、入学教員が、入学委員と比較して適正な数となっていること。	6-1-1① 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、入学教員が、入学委員と比較して適正な数となっていること。	(1) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、特に入学者の選抜の基本方針に沿った入学者の選抜方法(学力選抜、推薦選抜等。)、面接内容、配点・出題方針等。)となっているか。	入学者選抜要領、面接要領、合格判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料	毎年	○			ガルーナーフファイル管理
6-1-2 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者の選抜の改善に役立っているか。	6-1-2② 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者の選抜の改善に役立っているか。	(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	検証の体制に関する資料 改善に役立てる体制に関する資料	変更があった時又は7年毎		○		ガルーナーフファイル管理
		(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿っているかどうかを検証を行っているか。	検証を行っていることがわかる資料	毎年	○			ガルーナーフファイル管理
		(3) (2)の検証の結果を入学者の選抜の改善に役立っているか。	検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況がわかる資料	毎年	○			ガルーナーフファイル管理

6-1 入学者の選抜が、入学者の 受入れに関する方針(アドミッション・ ポリシー)に沿って適切な方法で実 施され、構想していること。また、実 入学者数が、入定員と比較して適 正な数となっていること。	6-1-③ 実入学者数が、入学定 員を大幅に超過、又は大幅に不足し ている状況になっていないか。また、 その場合には、入学者選抜方法を 改善するための取組が行われるな ど、入定員と実入学者数との関係 の適正化が図られているか。	② 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るた めの体制を整備しているか。 ◆現在の委員会では、当該委員会に關す る規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善 のための取組が明示されていることを分析する。	③ 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正である か。 ◆入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専 門学校の設置等に係る認可の基準に照らして分析する。	④ 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に 不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 ◇平均入学定員充足率計算表 (大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合) ◇該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組 がわかる資料 ◇教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように 取った対応がわかる資料	変更があつ た時 又は 7年毎	○	○	ガールーンファイル管 理
						毎年	○		ガールーンファイル管 理
						毎年	○		ガールーンファイル管 理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	厚生補導委員会	報告者(責任者)役職・氏名	学生主事・水崎 一良
		事務担当	学生課学生支援係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ◇活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガールーン>>ファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	③ 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。 <input type="checkbox"/> 学生との懇談会 (4) ③は、有効に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 学生との懇談会	根拠として必要な資料 ◇制度がわかる資料	変更があった時は7年毎		○		
			◇制度の機能状況がわかる資料	毎年		○		

<p>3-2 教育を牽引する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や経済面並みに就職等に關する指導・相談・助言等を行う体制が整備されているか。</p>	<p>3-2-4 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備されているか。</p>	<p>(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に關し、どのように整備しているか。</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>				
<p><input type="checkbox"/> 奨学金</p>		<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>○</p>				
<p><input type="checkbox"/> 授業料減免</p>		<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>○</p>				
<p><input type="checkbox"/> 緊急時の貸与等の制度</p>		<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>○</p>				
<p><input type="checkbox"/> その他</p>		<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>—</p>				
<p>(3) ②以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。</p>							
<p><input type="checkbox"/> 奨学金</p>		<p>◇利用状況がわかる資料</p>	<p>○</p>				
<p><input type="checkbox"/> 授業料減免</p>		<p>◇利用状況がわかる資料</p>	<p>○</p>				
<p><input type="checkbox"/> 緊急時の貸与等の制度</p>		<p>◇利用状況がわかる資料</p>	<p>○</p>				
<p><input type="checkbox"/> その他</p>		<p>◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料</p>	<p>—</p>				
<p>3-2-6 学生の課外活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。</p>		<p>(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。</p>	<p>○</p>				
<p>(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。</p>		<p>◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料</p>	<p>○</p>				
<p>(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。</p>		<p>◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料</p>	<p>○</p>				

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	観点 4-2-④ 外部の教育資源を積極 的に活用しているか。	項目 (1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ◆高等専門学校等の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心と する外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源 の活用について分析する。 ◆「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を實踐す る活動例について分析する。	根拠として必要な資料 △活用状況がわかる資料 (例) ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による課外活動等の 指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備(図書館、博物館等。)、体育施設の 利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を旨む地域社会との交流体験実施例の資 料	毎年	○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	学級担任委員会		報告者(責任者)役職・氏名	教務主事・藤本 隆士	
			事務担当	学生課教務係	

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 □ 保護者	根拠として必要な資料 ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。)	毎年	○		ガルーン・ファイル管理

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための校計・運営体制が整備され、教育活動等に際する重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	①教育活動を有効に展開するための校計・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ◇活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○		ガルーン・ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	練習船運航委員会		報告者(責任者)役職・氏名	商船学科長・村上 知弘	
	練習船運航委員会		事務担当	練習船弓削丸班	

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 △活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 △活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	就職指導委員会		報告者(責任者)役職・氏名	学生主事・水崎 一良	点検・評価結果(いずれかに○) 要改善 今回対象外	根拠資料の 保管場所
	就職指導委員会		事務担当	学生課学生支援係		

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○) 要改善 今回対象外	根拠資料の 保管場所
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○	ガルーン>>ファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○) 要改善 今回対象外	根拠資料の 保管場所
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談、助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。 <input type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 進路指導専用マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施 <input type="checkbox"/> 進路先(企業)訪問 <input type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会 <input type="checkbox"/> その他 (3) (2)の取組が機能しているか。 <input type="checkbox"/> キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 <input type="checkbox"/> 進路指導専用マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 進路指導ガイダンスの実施 <input type="checkbox"/> 進学・就職に関する説明会 <input type="checkbox"/> その他	◇体制の整備状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料	毎年 毎年 毎年 毎年 毎年 毎年 毎年	○ -	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理
			◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料	毎年 毎年 毎年 毎年 毎年	○ -	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	情報処理教育センター運営委員会		報告者(責任者)役職・氏名	情報処理教育センター長・長尾 和彦		
	情報処理教育センター		事務担当	情報処理教育センター、企画広報室 情報・広報係		

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	①教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 △活動が行われている要領がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備の整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書・学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分に整備され、有効に活用されているか。	(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 (2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 (3) ICT環境は有効に活用されているか。 (4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 (5) (4)の体制が機能しているか。	△ICT環境(無線・有線LANやパソコン等の利用環境等のネットワークシステム(利用可能なエリアの状況も含む。))の整備状況がわかる資料 (学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。)	変更があった時又は7年毎	○			ガルーン>>ファイル管理
			△セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理
			△ICT環境の利用状況がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理
			△体制に関する規定等の資料	変更があった時又は7年毎		○		
			△学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 △(4)の体制において改善を行った事例がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

3-2 教育を牽引する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制を整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	<input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 <input type="checkbox"/> (1)は、学生に利用されているか。 <input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	<input type="checkbox"/> 整備状況がわかる資料 <input type="checkbox"/> 学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料	毎年	○	ガルーソン>>ファイル管理
		<input type="checkbox"/> (1)は、学生に利用されているか。 <input type="checkbox"/> ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備	<input type="checkbox"/> 利用状況(実績・相談対応例等)がわかる資料	毎年	○	情報処理教育センター

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	<input type="checkbox"/> 活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○		ガルーソン>>ファイル管理	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備され、ともに図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	⑤ (4)の体制が機能しているか。	学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度を把握する取組ができていない。 前年度までの状況	令和3年度に実施した「教職員向けの実践書及びセルフチェックリスト」学生向けの宣言書」提出時に併せて、ICT環境の利用状況や満足度等のアンケート調査を行った。

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし			現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	地域共同研究推進センター運営委員会	報告者(責任者)役職・氏名	地域共同研究推進センター長・田房 友典		
	観点	項目	点検結果(いずれかに○)	点検間隔	根拠資料の保管場所
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を	○	毎年	ガルーン>>ファイル管理

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-1-① 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 △活動が行われている要領がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○		ガルーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(1) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、学託研究・共同研究、受託試験・奨学金等)を積極的に活用しているか。 ◆過去5年間の外部資金について、明確な獲得方針(獲得のための取組。)を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析する。	根拠として必要な資料 △活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○		ガルーン>>ファイル管理
4-2-② 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	(1) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、学託研究・共同研究、受託試験・奨学金等)を積極的に活用しているか。 ◆過去5年間の外部資金について、明確な獲得方針(獲得のための取組。)を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析する。	◆過去5年間の外部資金について、明確な獲得方針(獲得のための取組。)を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析する。	根拠として必要な資料 △過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、学託研究・共同研究、受託試験・奨学金等からの取組及び受入実績に関する資料	毎年	○		ガルーン>>ファイル管理
4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ◆高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は連携技術者を含む企業人等の教育研究資源の活用について分析する。 ◆「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を實踐する活動例について分析する。	△活用状況がわかる資料 (例) 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料	根拠として必要な資料 △活用状況がわかる資料	毎年		○	ガルーン>>ファイル管理

A. 研究活動の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
A-1 高等専門学校の研究活動の目的等に照らし、必要は研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。	A-1-1-② 研究活動の目的等に照らし、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。	(1) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。 (2) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。 (3) 学校が設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。 (4) (1)~(3)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。	<p>◇目的等ごとに、実施体制が整備されていることがわかる資料(研究に携わる教員等の配置状況、センター等設置状況等)</p> <p>◇目的等ごとに、研究体制が整備されていることがわかる資料</p> <p>◇目的等ごとに、支援体制が整備されていることがわかる資料</p> <p>◇研究活動の実施状況がわかる資料(共同研究等、他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況等)</p>	改正時又は7年毎 改正時又は7年毎 改正時又は7年毎 毎年	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	ガルールン>>ファイル管理 ガルールン>>ファイル管理 ガルールン>>ファイル管理
A-1-1-③ 研究活動の目的等に沿った成果が得られているか。	A-1-1-④ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	(1) 学校が設定した研究活動の目的等に照らして、成果が得られているか。 ◆研究活動の目的等に照らして、どの程度活動の成果があげられているか、目的の達成度について実績等を示すデータ等を基に分析する。 ◆目的が複数ある場合は、それぞれの目的ごとに、目的に照らした研究の成果及び目的の達成度について分析する。	<p>◇学校が設定した研究活動の目的等の項目に対応させた具体的改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)</p> <p>◇改善の体制がわかる資料(組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携、意思決定プロセス、責任の明確化等がわかる資料)</p> <p>◇学校が設定した研究活動の目的等の項目に対応させた具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)</p> <p>◇研究活動等の実施状況や問題点を把握しているもの、現状では改善を要する状況にない場合には、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況についての資料</p>	毎年	○	○	○	ガルールン>>ファイル管理

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所	
					適合している	要改善	今回対象外		
B-1 高等学校の地域貢献活動等に関する目的等について、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。	<input type="checkbox"/> 地域企業の技術者への技術・教育支援	◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	毎年	○			ガリーン>>ファイル管理	
		<input type="checkbox"/> ①の①の方針に基づき計画的に実施しているか。	◇実施状況がわかる資料	毎年	○			ガリーン>>ファイル管理	
	B-1-③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。	<input type="checkbox"/> 地域企業の技術者への技術・教育支援	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	毎年	○			ガリーン>>ファイル管理
		<input type="checkbox"/> B-1-③で把握した成果を基に問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	毎年		○		ガリーン>>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

＜改善が必要な取組・課題となっていること＞

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び業務体制を整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ◆高等専門学校等の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析する。 ◆社会ととらえ次世代の技術者を育成する「協働教育」の理念を実践する活動例について分析する。	*令和2年度の企業からの共同研究新規受入件数が0件であったが、令和3年度は1件であり、依然と低い状況である。 *令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種事業が中止となったが、令和3年度は外部講師による事業として、資格試験対策講座、知的財産セミナーを実施した。	*令和3年度の共同研究新規受入件数は1件であり、改善策として令和4年度に向けて、共同研究に繋げる目的で技術振興会と連携して共同研究スタートアップ支援を行うこととした。 *令和4年度に向けて、技術振興会企業委員等に対し研究シーズハイライト集を用いた研究紹介活動を行うこととした。
A-1 高等専門学校の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られていること。	A-1-④ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っているか。	(1) A-1-③で把握した成果を基に問題点を整理し、それを改善に結び付けられる体制を整備しているか。	*新規教員獲得が毎年2～5件で推移し、採用率は10%程度で横ばい状態ではあるが、令和4年度の申請に向けて前年度の申請書の振り返りや働き方など、採択実績のある教員の協力を得てヒューマンを8回実施した。 *令和2年度の企業からの共同研究新規受入件数が0件であったが、令和3年度は1件であり、依然と低い状況である。	*令和3年度の共同研究新規受入件数は1件であり、改善策として令和4年度に向けて、共同研究に繋げる目的で技術振興会と連携して共同研究スタートアップ支援を行うこととした。 *令和4年度に向けて、技術振興会企業委員等に対し研究シーズハイライト集を用いた研究紹介活動を行うこととした。
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っているか。	(1) B-1-③で把握した成果を基に問題点を整理し、それを改善に結び付けられる体制を整備しているか。	*「福島工学」の実際の展開といった改善を要する点がある中、産学連携フォーラムにおいて意見交換会を行い、参加企業との構想の共有化を図る計画であったが、参加企業が少なかった。	*産学連携フォーラムへの参加企業が少ないため、本校の研究成果を広くアピールできる環境を整え、オンラインによる参加も含め、令和4年度産学連携フォーラムでは、オンライン同時配信を行うこととした。

＜優れた取組・特色ある取組＞

特になし

令和2年度自己点検評価報告書

組織名	図書委員会	報告者(責任者)役職・氏名	図書館長・高岡 俊輔
		事務担当	企画広報室情報・広報係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	点検・評価結果(いずれかに○)	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
				要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	○		毎年	ガルーン>>ファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	点検・評価結果(いずれかに○)	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
				要改善	今回対象外	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に適切に施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	3-1-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	(1) 図書館の設備を法有に備えているか。 (2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ◆教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的(学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。)に収集、整理されているかについて分析する。 (3) ②の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ◆教職員や学生による利用状況等について分析する。 (4) ②の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。	○		変更がある時又は7年毎 毎年	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	点検・評価結果(いずれかに○)	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
				要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-0 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。 ◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	○		毎年	ガルーン>>ファイル管理

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
				適合している	要改善	今回対象外	
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。 ■ 学校施設の活用を通して地域社会への貢献	①) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。	◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	○		ガルーン>>ファイル管理	
		②) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。 ■ 学校施設の活用を通して地域社会への貢献	◇実施状況がわかる資料	○		ガルーン>>ファイル管理	
	B-1-③ 地域貢献活動等の継続や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。	(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。 ■ 学校施設の活用を通して地域社会への貢献	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	○		ガルーン>>ファイル管理	
	B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っているか。機能するための体制が整備され、機能しているか。	(1) B-1-③で把握した成果を基に問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。 □ 学校施設の活用を通して地域社会への貢献	◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	○		ガルーン>>ファイル管理	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っているか。機能するための体制が整備され、機能しているか。	(1) B-1-③で把握した成果を基に問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	前年度までの状況 コロナ禍で地域社会へ貢献することが出来なかった。	改善状況 引削中学校、引削高等学校への団体貸出をすることで地域社会への貢献をするようになった。

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

今年度から引削中学校、引削高等学校への団体貸出を行うことで地域の読書教育の支えとなっている。また、POBデザインコンテストという新たなイベントを開催することで、学生の実験をいくことに成功した。
--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	安全衛生委員会	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光		根拠資料の 保管場所
		事務担当	総務課人事係		

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に適切に施設・設備が整備されていること。また、ICT環境が適切に整備されること。また、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に適切に施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。	(9) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◇安全衛生管理体制がわかる資料 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 	変更があった時又は7年毎		○	
		(9) ⑧の体制が有効に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◇安全指導/管理に係る講習会等が行われていること ◇かかる資料 	毎年	○		※R3年度白墨館使用 歴無し

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(9) 管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、講事要旨1年分等。) 	毎年	○		ガールーン>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	①管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	委員会では職場巡視や健康診断等の報告事項が多く、効果的な活動とは ハラスメントの動画研修について検討し、研修を実施した。	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	将来計画委員会	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
		事務担当	企画広報室企画係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 （活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		〇	毎年				該当資料なし

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		直近での委員会附帯は平成24年度が最後であり、以降の委員会活動は行っていない。	委員会の継続合について検討する。

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	広報委員会	報告者(責任者)役職・氏名	広報主事・田房 友典
		事務担当	企画広報室情報・広報係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 (活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。))	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。			毎年		○		

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、商船だよりの発行を回にしたり、学生の活躍などを発信する機会が減少した。新たにYouTube動画を作成したり、卒業式やオープンキャンパスをLIVE配信するなど新たな取組みも実施した。	今年度は商船だよりを2回発行し、学生の活躍や学校行事等を発信することができた。

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		今年度は会議の開催等がなく、活動が不十分であった。	年度初めと年度末に会議を開催する。

<優れた取組・特色ある取組>

マスコミ関係の掲載情報数について、機構本部へ36件(成業目標を約20%超えた報告数)の報告を行った。
--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	環境美化委員会	報告者(責任者)役職・氏名	事務部長・渡邊 一右
		事務担当	総務課契約係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥ 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥ 管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年		○		

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥ 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥ 管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	環境美化委員会規則第2条には「委員会は、校内種職、通園等の環境美化に関する事項を審議する。」とあり、本委員会ではこれまで年次リの実施やそのスケジュール等について審議を行ってきたが、本委員会は平成30年度以降開催していない。令和3年度においては、委員会の審議事項について契約係及び財務係にて調整を行い、実施した。	令和3年度において本委員会は開催されなかったが、事務により適切に業務を実施できていることから、今後は本委員会の廃止も含めて、委員会のあり方を検討する必要がある。

<優れた取組・特色ある取組>

基準・視点	観点	項目	特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	寮務委員会	報告者(責任者)役職・氏名	寮務主事・長尾 和彦
		事務担当	学生課寮務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	(2)教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガールーンファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(3)学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。 <input type="checkbox"/> 学生との懇談会	◇制度がわかる資料	変更があった時又は7年毎		○		
		(4)(3)は、有効に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 学生との懇談会	◇制度の機能状況がわかる資料	毎年	○			ガールーンファイル管理
		(1)学生寮を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料	変更があった時又は7年毎		○		
		(2)生活の場として整備しているか。	◇生活支援の内容がわかる資料(談話室、補食室等の整備状況等。)	変更があった時又は7年毎		○		
		(3)勉学の場として整備しているか。	◇学習支援の内容がわかる資料(自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。)	変更があった時又は7年毎		○		
		(4)(2)(3)について、有効に機能しているか。	◇入寮状況がわかる資料 ◇勉学の場としての活用実績がわかる資料	毎年	○			ガールーンファイル管理

	(6) 管理・運営体制を整備しているか。	◇学生寮の管理規程等の資料	変更があった時又は7年毎	○	
--	----------------------	---------------	--------------	---	--

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(4) (3)は、有効に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 学生との懇談会	コロナウイルス感染症対策のため寮生会との懇談はおこなわれなかった。	コロナウイルス感染症対策のため、寮生会イベントの実施回数は削減されたが、数少ないイベント実施のため、複数回の懇談、意見交換会を行った。

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	事務情報化推進委員会	報告者(責任者)役職・氏名	事務部長・渡邊 一右
		事務担当	企画広報室情報・広報係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織を整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	(6)管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年 分等。)	毎年		○	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織を整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	(6)管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	今年度は会議の開催が無かった。	年度初めと年度末に会議を開催する。

<優れた取組・特色ある取組>

事務部PCの長期的な利用とOSやアプリの起動速度向上を目的として、デスクトップPCのHDDをSSDに換装することにより、PC買い替えの約1/10のコストでPC買い替えと同等な作業環境の改善を行った。 事務部PCをAzureADに参加させ、一括管理ができるようにした。 事務部PCをデュアルモニター体制にして、作業環境の改善を行った。
--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	環境マネジメント委員会		報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
			事務担当	総務課契約係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 (活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。))	点検間隔 毎年	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。				○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		環境マネジメント委員会(第2次)によれば、本委員会(1)環境マネジメント組織に関すること、(2)環境方針に関すること、(3)環境目的及び目標に関すること、(4)その他環境の保全及び取組に関することを審議することになっており、これまで節電や環境報告書の作成等について審議を行ってきただが、本委員会は平成25年度以降閉鎖していません。令和3年度においては、委員会の審議事項について施設係が実施した。	令和3年度において本委員会(第2次)は開催されなかったが、事務により適切に業務を遂行できていることから、今後は本委員会の廃止も含めて、委員会のあり方を検討する必要がある。

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	専攻科委員会	報告者(責任者)役職・氏名	専攻科長・二村 彰	
		事務担当	学生課教務係	

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育研究の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 <input type="checkbox"/> 在学生 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生 <input type="checkbox"/> 就職・進学先関係者	◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。) ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。) ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。)	毎年 毎年 5年毎 5年毎	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理
	(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえているか。 【在学生の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 学習環境に関する評価 <input type="checkbox"/> 学生による授業評価 <input type="checkbox"/> 学生による教育・学習の達成度に関する評価(進級時等、卒業(修了)前の評価) <input type="checkbox"/> 学生による満足度評価(進級時等、卒業(修了)前の評価)	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講事要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講事要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講事要旨、報告書等の該当箇所	毎年 毎年 毎年 毎年	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理
	【卒業(修了)後の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講事要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講事要旨、報告書等の該当箇所	5年毎 5年毎	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理

<p>1-2 進学生課程、専攻科課程それぞれについて、卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて定められていること。</p>	<p>1-2-4 専攻科課程の修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めているか。 (2) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が、「何ができるように」にポイントを置き、専攻科課程全体、各専攻の目的と整合性を有しているか。 (3) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。</p>	<p>◇策定した修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)がわかる資料</p>	<p>改正時 又は 7年毎</p>	<p>○</p>
<p>1-2-5 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。 (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針(ディプロマ・ポリシー)との整合性を有しているか。 (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は、どのような内容を含んでいるか。 <input type="checkbox"/> そのような教育課程を編成するかを示している <input type="checkbox"/> そのような教育内容・方法を実施するかを示している <input type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している</p>	<p>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)がわかる資料</p>	<p>改正時 又は 7年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>1-2-6 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p>	<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。 (2) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は、学校の目的や専攻科課程の目的、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて策定しているか。 (3) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 (4) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)には、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。 (5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学方の3要素」に係る内容が含まれているか。</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)</p>	<p>改正時 又は 7年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>	<p>1-3-1 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。</p>	<p>◇点検を行う体制がわかる資料(関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。)</p>	<p>変更がある時 又は 7年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>必要が生じた時 又は 5年毎</p>	<p>必要が生じた時 又は 5年毎</p>	<p>◇点検の実情に関する資料(実績)</p>	<p>必要が生じた時 又は 5年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	(1) 専攻の構成が学校の目的及び修了の認定に関する方針(ディプロマポリシー)と整合性がとれているか。	△専攻の目的及び修了の認定に関する方針(ディプロマポリシー)と整合性を有した専攻の構成となっている資料	改組時又は7年毎		○		
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に際する重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	(2) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	△活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年		○		ガールーン>>ファイル管理
2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 (2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	△担当教員一覧表等(別紙2-3)	毎年		○		ガールーン>>ファイル管理 教務係(特別適用専攻科認定資料)
		(3) 適切な研究業績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	△適切な研究業績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることわかる資料	毎年		○		ガールーン>>ファイル管理 教務係(特別適用専攻科認定資料)
				毎年		○		ガールーン>>ファイル管理 教務係(特別適用専攻科認定資料)

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	(1) 教育を実施する上でのガイダンスを以下の対象に対して実施しているか。 ◆入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学生全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析する。 ◆図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施についても分析する。	◇ガイダンスの実施状況がわかる資料 ◇体制の整備状況がわかる資料	毎年	○			ガールーン>ファイル管理
	3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。 □ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 □ 進路指導専用マニュアルの作成 □ 進路指導ガイダンスの実施 □ 進路先(企業)訪問 □ 進学・就職に関する説明会 □ その他 (3) (2)の取組が機能しているか。 □ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 □ 進路指導専用マニュアルの作成 □ 進路指導ガイダンスの実施 □ 進路先(企業)訪問 □ 進学・就職に関する説明会 □ その他	◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料 ◇取組状況がわかる資料	毎年 毎年 毎年 毎年 毎年 毎年 毎年	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			ガールーン>ファイル管理

8. 専攻科課程の教育活動の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程とシームレスに連携し、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	8-1-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム・憲章、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料	改正時又は7年毎		○		
8-1-2 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	8-1-2-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ◆ 授業形態のバランスが適切であることについて分析する。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料	改正時又は7年毎		○		
8-1-3 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らし、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	8-1-3-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らし、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ◆ 授業形態のバランスが適切であることについて分析する。 (2) 教育内容に応じた行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。 ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ■ 対話・討論型授業 ■ フィールド型授業 ■ 情報機器の活用 ■ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ■ 一般科目と専門科目との連携 ■ その他	◇授業形態の開講状況(バランスを含む。)がわかる資料	毎年		○	ガールーン>>ファイル管理	
8-1-4 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育教育や研究指導が適切に行われているか。	8-1-4-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育教育や研究指導が適切に行われているか。	(1) 学生への教育教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教育教育や研究指導の実施状況がわかる資料	毎年			ガールーン>>ファイル管理	
8-1-5 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らし、適切に設定されているか。	8-1-5-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らし、適切に設定されているか。	(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、策定しているか。 (2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 (3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載とおりに行われていることを学校として把握しているか。 (4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 (5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所 ◇成績評価の組織内でのマニュアル等、成績評価が適切に実施されていることかわかる資料	改正時又は7年毎		○	ガールーン>>ファイル管理 ガールーン>>ファイル管理 ガールーン>>ファイル管理 ガールーン>>ファイル管理	

<p>8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程とシームレスな授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導科課程の教育課程の編成及び実施に並びに修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>	<p>8-1-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p>	<p>(6) 温試、再試の成績評価方法を定めているか。</p> <p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p>	<p>改正時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>ガールーン>ファイル管理</p>
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成績評価の妥当性の事後チェック <input type="checkbox"/> 答案の返却 <input type="checkbox"/> 模範解答や採点基準の提示 <input type="checkbox"/> GPAの進級判定への利用 <input type="checkbox"/> 成績分布のガイドラインの設定 <input type="checkbox"/> 複数年次にわたって同じ試験問題が繰り返されていないことへのチェック <input type="checkbox"/> その他 <p>◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて分析する。</p>	<p>○</p>	<p>改正時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>ガールーン>ファイル管理</p>	
<p>8-1-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。</p>	<p>(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。</p> <p>(2) 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、修了認定基準を定めているか。</p> <p>(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。</p> <p>(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。</p> <p>(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。</p>	<p>改正時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>ガールーン>ファイル管理</p>	

<p>8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切に運用されていること。</p>	<p>8-2-1 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切に運用されていること。</p>	<p>(1) 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、特に入学者の選抜の基本方針に沿った入学選抜方法(学生募集の方針、選抜区分(学力選抜、推薦選抜等)、面接内容、配点、出題方針等)となっているか。</p>	<p>入学選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>			
<p>8-2-2 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切に運用されていること。</p>	<p>8-2-2-1 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切に運用されていること。</p>	<p>(1) 校証及び校証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。</p>	<p>校証の体制に関する資料 改善に役立てる体制に関する資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>			
<p>8-2-3 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(1) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(1) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>校証を行っていることがわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>			
<p>8-2-4 入学選抜の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(2) 校証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(2) 校証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>			
<p>8-2-5 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(3) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(3) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>			
<p>8-2-6 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(4) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(4) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>			
<p>8-2-7 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(5) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(5) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>			<p>ガールーン>>ファイル管理</p>
<p>8-2-8 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(6) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>(6) 入学選抜の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>校証の結果を改善に役立てる体制を整備していること。</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>			<p>ガールーン>>ファイル管理</p>

<p>8-3 修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。</p>	<p>8-3-3-1 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 (3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ◆学生の成績(修了時のGPA値等。)や修了年限修了率、単位修得率(登録授業単位数に対する修得単位数の率。)等、成果を総合的に分析する。</p>	<p>◇体制の整備状況がわかる資料 ◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>8-3-3-2 観点8-3-2 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>観点8-3-2 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 (2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。 (3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生(修了直後でない者)に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。 (4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。 (5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>◇体制の整備状況がわかる資料 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p>	<p>5年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>8-3-3-3 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>8-3-3-3 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 (2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものであるか。 ◆就職率、進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて分析する。</p>	<p>◇修了者進路実績表(別紙2-4)</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>8-3-3-4 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>8-3-3-4 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p>	<p>(1)過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。</p>	<p>◇学位取得状況がわかる資料</p>	<p>毎年</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に關する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程として、適切な授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に關する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに修了の認定に關する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に關する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	学生の認知状況を学校として把握が確実でなかった。	アンケートを実施・分析し、学生認知状況を把握した。

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に關する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教育課程と体系的に編成され、専攻科課程として、適切な授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に關する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに修了の認定に關する方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に關する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。	組織的な措置が実施されているとは言えない。	R4年度より専攻科委員会による組織的な措置を実施する。
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意思の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。	修了前学生は意見聴取できていないが、在校生については意見聴取できていない。	R4年度より専攻科委員会により在校生意見聴取の分析を実施する。

<優れた取組・特色ある取組>

特になし
特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	施設整備等検討委員会	報告者(責任者)役職・氏名	教務主事・藤本 隆士	
		項目	根拠として必要な資料	点検・評価結果(いずれかに○)
		事務担当	総務課施設係	

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に適切に活用された施設・設備が整備されていること。また、ICT環境が適切に活用されていること。また、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	3-1-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に適切に活用された施設・設備が整備されていること。また、ICT環境が適切に活用されていること。	(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 (2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 (3) 運動場を設けているか。 (4) 高等専門学校の校舎に高等専門学校設置基準第23条に規定する施設を法令に従い適切に備えているか。 (5) 学科の種類に応じ、以下の附属施設を法令に従い適切に整備しているか。 □ 実験、実習工場 □ 練習船 (6) 自主的学習スペースを設けているか。 (7) 教育研究環境の充実を図るため、③～⑥以外の施設・設備を設けているか。 □ 厚生施設 □ コミュニケーションスペース □ その他 (10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 (11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 (12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。	◇高等専門学校現況表(別紙2-1) ◇高等専門学校現況表(別紙2-1) ◇設置状況がわかる資料 ◇設置状況がわかる資料 ◇設置状況がわかる資料 ◇設置状況がわかる資料 ◇設置状況がわかる資料 ◇設置状況がわかる資料 ◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 ◇体制に関する規程等の資料 ◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 ◇(11)の体制において改善を行った事例がわかる資料	変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 毎年 変更があった時又は又は7年毎 毎年	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理	

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-1 学校の目的を達成するため、教育研究活動を促進(必要なら、適切な支援)して実行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な取次に関する計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む)に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を準備し、行っているか。	(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ◆ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス(手続)の流れの適切性も言及して分析する。 ◆ 予算の配分状況と、その実績(執行状況)を対比させて分析する。 ◆ 校長執業経費等の重点配分経費の策定状況(手続、経路、決定機関等。)についても併せて分析する。	<p>根拠として必要な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) ◇ 校長執業経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 ◇ 予算配分に関する審議状況がわかる資料(議事録等) ◇ 予算配分に関する審議計画の全体像がわかる資料(学内全体のマスタープラン等。) 	毎年				ガールーン>ファイル管理
4-2 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(6) 管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	<p>根拠として必要な資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。) 	毎年		○		ガールーン>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

＜改善が必要な取組、課題となっていること＞

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に適切した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学習支援、視聴覚資料その他の教育研究に必要資料が体系的に収集、整理されていること。	3-1-1 ① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に適切した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。	(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	施設5か年計画になかばリアフリー化についての方針は定められているが、自動ドアなどキャンパスマスタープラン上、具体的な計画が示されていない。	現在のキャンパスマスタープランを再直し、バリアフリー計画についても施設5か年計画の内容と整合性をとるために新たなキャンパスマスタープラン(案)には内容を追加している。その他の記録事項も多く残っており、全体作業終了には時間がかかっており、作成を急いでいる。
4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して実行できるだけの財政基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	4-1-3 学校の目的を達成するために、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む)に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ◆予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス(手続きの流れ)の適切性も含めて分析する。 ◆予算の配分状況と、その実績(執行状況)を対比させて分析する。 ◆校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況(手続き、経路、決定機関等。)についても併せて分析する。	学校の目的を達成するため教育研究活動に対して有効に資するように施設整備等検討委員会にて施設整備マネジメントを計画し、緊急度等、検討を行ないながら構内施設整備をこれに準い、実施しているが、中期計画のものであり、長期スパン、全学的見地からの計画に欠けているところがある。	長期計画であるキャンパスマスタープランを作成し、校長によるトップマネジメントを取り入れた全学的見地から計画を行う。

＜優れた取組・特色ある取組＞

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	国際交流委員会	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
		事務担当	企画広報室企画係、学生課教務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ①活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年		○		該当資料なし

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	直近での委員会開催は平成22年度が最後であり、以降の委員会活動は行っていない。	委員会の統廃合について検討する。

<優れた取組・特色ある取組>

基準・視点	観点	項目	現状
特になし			

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	学生募集対策委員会	報告者(責任者)役職・氏名	広報主事・田房 友典	
		事務担当	学生課教務係	

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-2 学校の目的達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○		ガールーン・フアイル管理

6. 準学士課程の学生の受入れ

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、入学者数が、入定員と比較して適正な数となっていること。	⑥-1-③ 入学者数が、入定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入定員と入学者数との関係の適正化が図られているか。	④ 過去5年間で、入学者数が、入定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合)の該当する資料について、入学者数の改善に資する取組がわかる資料 教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応がわかる資料	毎年		○	ガールーン・フアイル管理

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
				適合している	要改善	今回対象外	
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。 □ 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通じた地域社会への貢献 □ 地域小中学校への教育に対する講師派遣	(1) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。 □ 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通じた地域社会への貢献 □ 地域小中学校への教育に対する講師派遣 (2) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。 □ 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通じた地域社会への貢献 □ 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	○		ガルーナーファイル管理	
			◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	○		ガルーナーファイル管理	
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。 B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。 □ 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通じた地域社会への貢献 □ 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	○		ガルーナーファイル管理	
			◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	○		ガルーナーファイル管理	
			◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果) ◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	○		ガルーナーファイル管理	
			◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	○		ガルーナーファイル管理	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	FD委員会	報告者(責任者)役職・氏名	教務主事・藤本 隆士		
		事務担当	学生課教務係		

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育研究の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 <input type="checkbox"/> 在学生 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生 <input type="checkbox"/> 就職・進学先関係者	◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。) ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。) ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。) ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の別、アンケート結果集計表等。) ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所	毎年	○			ガリoon-ファイル管理
		(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。 【在学生の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 学習環境に関する評価 <input type="checkbox"/> 学生による授業評価 <input type="checkbox"/> 学生による教育・学習の達成度に関する評価(進級時等、卒業(修了)前の評価) <input type="checkbox"/> 学生による満足度評価(進級時等、卒業(修了)前の評価)	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所	毎年		○		ガリoon-ファイル管理
		【卒業(修了)時の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生による満足度評価	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所	毎年		○		ガリoon-ファイル管理
		【卒業(修了)後の意見聴取】 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 <input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所 ◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所	5年毎			○	ガリoon-ファイル管理
		<input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価	◇評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていること を示す講評要旨、報告書等の該当箇所	5年毎			○	ガリoon-ファイル管理

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	① 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。 ② 定期的なFDを実施しているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○		ガルーンアーファイル管理	
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、質実の向上を図るための取組が適切に行われていること。	2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その質実の向上を図るための取組が適切に行われているか。	(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント(以下FD)という。)を実施する体制を整備しているか。 (2) 定期的なFDを実施しているか。 (3) ②のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	◇関係する委員会等の組織関係図、役割に責任が把握でき る資料、関連規程 ◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 ◇実施状況(参加状況等。)がわかる資料 ◇FDに関する報告書等の該当箇所等 ◇FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組の状況がわかる資料。	改正時 又は 7年毎 毎年	○	○	ガルーンアーファイル管理	
			◇研修等の実施状況(参加状況等。)の取組がわかる資料	毎年	○		ガルーンアーファイル管理	

7. 準学士課程の学習・教育の成果

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
7-1 卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に照らして、学習・教育の成果が認められること。	7-1-1-② 選成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	<p>(1) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。</p> <p>(2) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。</p> <p>(3) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、卒業生(卒業後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。</p> <p>(4) 学生が卒業時に身に付けた学力・資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>◆1-1-③で分析する種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析する。</p> <p>(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。</p>	<p>◇体制の整備状況がわかる資料</p> <p>◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p> <p>◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p> <p>◇意見聴取の結果に関するデータ・資料</p> <p>◇把握・評価の実施状況がわかる資料</p>	変更がある時又は7年毎 毎年 5年毎 5年毎 毎年	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>Galileo-ファイル管理</p> <p>Galileo-ファイル管理</p> <p>Galileo-ファイル管理</p>	

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	公開講座委員会	報告者(責任者)役職・氏名	広報主事・田房 友典		
		事務担当	企画広報室企画係		

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年 分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管 理

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
B-1 高等専門学校の地域貢献活 動等に関する目的等に照らして、地 域貢献活動が適切に行われ、活動 の成果が認められていること。	B-1-② 地域貢献活動等の目的 等に照らして、活動が計画的に実施 されているか。	(1) 学校が設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定して いるか。 ■ 公開講座を通じた地域社会への貢献 (2) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。 ■ 公開講座を通じた地域社会への貢献	◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管 理
B-1-③ 地域貢献活動等の実績 や活動参加者等の満足度等から判 断して、目的に沿った活動の成果が 認められるか。	(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認めら れるか。 ■ 公開講座を通じた地域社会への貢献	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利 用者アンケート等)	◇実施状況がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管 理
B-1-④ 地域貢献活動等に関す る問題点を把握し、改善を図ってい くための体制が整備され、機能して いるか。	(1) B-1-③で把握した成果を基に問題点を把握し、それを改善に結 び付けるための体制を整備しているか。 ■ 公開講座を通じた地域社会への貢献	◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)		毎年	○			ガルーン>>ファイル管 理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	宿舎貸与検討委員会	報告者(責任者)役職・氏名	事務部長・渡邊 一右
		事務担当	総務課施設係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	点検間隔 毎年	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所 ガールーン>ファイル管理
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。			○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	施設管理運営委員会 (施設整備等検討委員会規程第6条の規程に基づく小委員会)	報告者(責任者)役職・氏名	教務主事・藤本 隆士	
		事務担当	総務課施設係	

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に適切した施設・設備が整備されていること。また、ICT環境が適切に活用されていること。	3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に適切した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に活用されていること。	(1) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 (2) (1)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。	根拠として必要な資料 ◇ 体制に関する規程等の資料 ◇ 教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 ◇ (1)の体制において改善を行った事例がわかる資料	変更があった時又は7年毎		○	ガールーン>>ファイル管理
				毎年	○		ガールーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。 ② 管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	◇ 活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	根拠として必要な資料	毎年		○	ガールーン>>ファイル管理

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所	
					適合している	要改善	今回対象外		
B-1 高等学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。	<input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献	◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	毎年	○			ガリールン>>ファイル管理	
		<input type="checkbox"/> (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。	◇実施状況がわかる資料	毎年		○			
	B-1-③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。	<input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者・利用者アンケート等)	毎年		○		
		<input type="checkbox"/> B-1-③で把握した成果を基に問題点を結ぶひけるための体制を整備しているか。	◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)	毎年		○		

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

＜改善が必要な取組、課題となっていること＞

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
B-1 高等専門学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。	(2) (1)の方針に基づき計画的に実施しているか。 □ 学校施設の活用を通じた地域社会への貢献	◇新型コロナウイルス感染症予防対策で外部者との接触を制限したことにより、学校施設の活用がなかった。	◇新型コロナウイルス用ワークチン等の普及により制限が緩和されれば、対応することができる。
	B-1-1-③ 地域貢献活動等の実績や活動参加者等の満足度等から判断して、目的に沿った活動の成果が認められるか。	(1) 学校が設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。 □ 学校施設の活用を通じた地域社会への貢献	◇新型コロナウイルス感染症予防対策で外部者との接触を制限したことにより、学校施設の活用がなかった。	◇新型コロナウイルス用ワークチン等の普及により制限が緩和されれば、対応することができる。
	B-1-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。	(1) B-1-1-③で把握した成果を基に問題点を整理しているか。 □ 学校施設の活用を通じた地域社会への貢献	◇対象案件についてアンケートなど調査を行っておらず、課題の有無について精査できていない。	◇対象案件についてアンケートをとるなど改善点の有無について調査する必要がある。

＜優れた取組・特色ある取組＞

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	知的財産委員会	報告者(責任者)役職・氏名 事務担当	副校長(研究担当)・筒井 壽博 企画広報室企画係
-----	---------	-----------------------	-----------------------------

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	点検間隔 毎年	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所 ガールーン>ファイル管理
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-1 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(6)管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。			○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	外国人留学生委員会	報告者(責任者)役職・氏名	教務主事・藤本 隆士	
		事務担当	学生課教務係	

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ◇活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーナーフファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相励、助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に關する指導・相談・助言等を行なう体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に對する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に應じて支援が行われているか。	(1) 留学生の学習及び生活に對する支援体制を整備しているか。 (2) ①の体制において、留学生の支援を必要に應じて行っているか。	根拠として必要な資料 ◇整備状況がわかる資料 ◇留学生を支援する取組(留学生指導教員の配置、留学生リーダーの配置等)がわかる資料 ◇支援の実施状況がわかる資料	変更があった時は又は7年毎			○	ガルーナーフファイル管理
				毎年	○			ガルーナーフファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	学生相談室運営委員会	報告者(責任者)役職・氏名	学生相談室長・野口 隆	
		事務担当	学生課学生支援係	

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	①教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ◇活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	(1) 教育を実施する上でのガイダンスを以下の対象に対して実施しているか。 ◆入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析する。 ◆図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施についても分析する。	◇ガイダンスの実施状況がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

<p>3-2 教育を牽引する上での履修・指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就労等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。</p>	<p>3-2-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>(1) 学生の自主的学習を進める上で、以下の相談・助言体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 対面型の相談受付体制の整備 <input type="checkbox"/> 電子メールによる相談受付体制の整備</p> <p>(2) (1)は、学生に利用されているか。 <input type="checkbox"/> 対面型の相談受付体制の整備 <input type="checkbox"/> 電子メールによる相談受付体制の整備</p> <p>(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。 <input type="checkbox"/> 意見投書箱 <input type="checkbox"/> その他(対面型の相談等)</p> <p>(4) (3)は、有効に機能しているか。 <input type="checkbox"/> 意見投書箱 <input type="checkbox"/> その他(対面型の相談等)</p> <p>(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 <input type="checkbox"/> 障害のある学生を支援する取組(ノートテーカー、チューターの配置)がわかる資料 <input type="checkbox"/> 支援の実施状況がわかる資料</p> <p>(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。</p> <p>(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。</p>	<p>◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料</p> <p>◇整備状況がわかる資料 ◇学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料</p> <p>◇利用状況(実績・相談対応例)がわかる資料</p> <p>◇利用状況(実績・相談対応例)がわかる資料</p> <p>◇制度がわかる資料</p> <p>◇制度がわかる資料</p> <p>◇制度の機能状況がわかる資料</p> <p>◇制度の機能状況がわかる資料</p> <p>◇整備状況がわかる資料</p> <p>◇障害のある学生を支援する取組(ノートテーカー、チューターの配置)がわかる資料 ◇支援の実施状況がわかる資料</p> <p>◇対応状況がわかる資料(学校独自の取組のほか、高専機能が本校を対象として対応しているものについても、資料として提示する。)</p> <p>◇(1)~(9)以外に行っている支援があれば、取組がわかる資料</p>	<p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>変更があった時又は7年毎</p> <p>変更があった時又は7年毎</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>変更があった時又は7年毎</p> <p>毎年</p> <p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p> <p>ガールーン>>ファイル管理</p>
--	--	--	---	---	--	---

<p>3-2 教育を牽引する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>3-2-4 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのよう整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 学生相談室</p> <p><input type="checkbox"/> 相談員やカウンセラーの配置</p> <p><input type="checkbox"/> 学生に対する相談の案内等</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 学生相談室</p> <p><input type="checkbox"/> 相談員やカウンセラーの配置</p> <p><input type="checkbox"/> 学生に対する相談の案内等</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p> <p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p> <p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p> <p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>ガリoon>>ファイル管理</p>
			<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	○			ガリoon>>ファイル管理
			<p>◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p>	○			ガリoon>>ファイル管理
			<p>◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料</p>	毎年	○			ガリoon>>ファイル管理
			<p>◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料</p>	毎年	○			ガリoon>>ファイル管理
			<p>◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料</p>	毎年	○			ガリoon>>ファイル管理
			<p>◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料</p>	毎年	—			—

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	技術支援センター運営委員会	報告者(責任者)役職・氏名	技術支援センター長・筒井 壽博		
		事務担当	技術支援センター		

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	△活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、教員の向上を図るための取組が適切に行われていること。	2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が行われているか。	(1) 教育支援者等(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)(2) 研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ◆FDIに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析する。	△研修等の実施状況(参加状況等。)(3)の取組がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の構築過程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	△活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	情報セキュリティ管理委員会		報告者(責任者)役職・氏名	情報処理教育センター長・長尾 和彦
			事務担当	情報処理教育センター、企画広報室 情報・広報係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 (活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。))	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		〇	毎年				

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		今年度は会議の開催等がなく、活動が不十分であった。	年度初めと年度末に会議を開催する。

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	情報セキュリティ推進委員会	報告者(責任者)役職・氏名	情報処理教育センター長・長尾 和彦
		事務担当	情報処理教育センター、企画広報室情報・広報係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織を整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	(6)管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年 分等。)	毎年		○		

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織を整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	(6)管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。	今年度は会議の開催等がなく、活動が不十分であった。	年度初めと年度末に会議を開催する。

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	いじめ対策委員会	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
		事務担当	学生課学生支援係

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのようになっているか。 □ 学生相談室 □ 相談員やカウンセラーの配置 □ 学生に対する相談の案内等 □ その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。) ◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。) ◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。) ◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)	変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎 変更があった時又は又は7年毎	○ ○ ○ ○			ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理
		(3) (2)以外、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 □ 学生相談室 □ 相談員やカウンセラーの配置 □ 学生に対する相談の案内等 □ その他	◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 ◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 ◇相談実績(相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料	毎年 毎年 毎年 毎年	○ ○ ○ ○			ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理 ガルーン>>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	中期計画推進室	報告者(責任者)役職・氏名 事務担当	中期計画推進室長・藤本 隆士 企画広報室企画係
-----	---------	-----------------------	----------------------------

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	点検間隔 毎年	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所 ガールーン>ファイル管 理
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整 備され、各種委員会及び事務組織 が適切に役割を分担し、効果的に活 動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。			○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	国際交流推進室	報告者(責任者)役職・氏名	国際交流推進室長・ダワア ガンバット
		事務担当	企画広報室企画係、学生課教務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	① 教育活動が有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。 ② 活動が行われている実績がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)		毎年	○			

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を推進する上での履修・指導、学生の自主的学習の相励、助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。 3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	(1) 学生の自主的学習を進める上で、以下の相談・助言体制を整備しているか。 □ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ 外国への留学に利用されているか。 (2) (1)は、学生に利用されているか。 □ 外国への留学に関する支援体制の整備 (3) (2)の取組が機能しているか。 □ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他 (3) (2)の取組が機能しているか。 □ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他	根拠として必要な資料 ◇ 整備状況がわかる資料 ◇ 学生への周知状況(刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。)がわかる資料 ◇ 利用状況(実績・相談対応例等)がわかる資料 ◇ 取組状況がわかる資料(内容が把握できる資料や関連規程等) ◇ 取組状況がわかる資料	毎年 毎年 毎年 毎年	○ ○ ○ -			

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	初年次教育支援室	報告者(責任者)役職・氏名	初年次教育支援室長・伊藤 武志
		事務担当	学生課教務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	①教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ①活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			ガルーナーファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	リスク管理室	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
		事務担当	総務課総務係

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 (活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。))	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。		◇活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			
4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。		◇規程等、整備状況がわかる資料	変更があった時又は7年毎			○	
4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。		◇危機管理マニュアル等の資料	変更があった時又は7年毎				
	(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。		◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料	毎年	○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	男女共同参画推進室	報告者(責任者)役職・氏名	男女共同参画推進室長・水崎 一良	
		事務担当	総務課総務係	

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 △活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	点検間隔 毎年	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切かどうか。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。			○			

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料 △活動状況がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	点検間隔 毎年	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-1 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸課程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	⑥管理運営体制の下、効果的な活動を行っているか。			○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	地域創生推進室	報告者(責任者)役職・氏名	地域創生推進室長・藤本 隆士	
		事務担当	総務課総務係	

B. 地域貢献活動等の状況

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
B-1 高等学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。	B-1-② 地域貢献活動等の目的等に照らして、活動が計画的に実施されているか。	<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料 ◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料 ◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料 ◇具体的な方針、実施計画等がわかる資料	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇実施状況がわかる資料 ◇実施状況がわかる資料 ◇実施状況がわかる資料 ◇実施状況がわかる資料	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等) ◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			
		<input type="checkbox"/> 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域社会の課題に対する提言や支援活動 <input type="checkbox"/> 学校施設の活用を通して地域社会への貢献 <input type="checkbox"/> 地域小中学校への教育に対する講師派遣	◇活動の成果がわかる資料(活動別参加者数、参加者、利用者アンケート等)	毎年	○			

<p>B-1 高等学校の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められていること。</p> <p>B-1-④ 地域貢献活動等に関する問題点を把握し、改善を図っているか。</p> <p>(1) B-1-③で把握した成果を基に問題点を整理しているか。</p> <p>□ 理工系及び海事系等分野の啓発活動を通して地域社会への貢献</p> <p>□ 地域社会の課題に対する提言や支援活動</p> <p>□ 学校施設の活用を通して地域社会への貢献</p> <p>□ 地域小中学校への教育に対する講師派遣</p>	<p>◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)</p> <p>毎年</p>	○		
	<p>◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)</p> <p>毎年</p>	○		
	<p>◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)</p> <p>毎年</p>	○		
	<p>◇具体的な改善事例がわかる資料(活動状況、効果、成果)</p> <p>毎年</p>	○		

<前年度からの改善事項>

<p>特になし</p>	<p>観点</p> <p>項目</p>	<p>前年度までの状況</p>	<p>改善状況</p>
-------------	---------------------	-----------------	-------------

<改善が必要な取組、課題となっていること>

<p>特になし</p>	<p>観点</p> <p>項目</p>	<p>現在の状況</p>	<p>考えられる改善策</p>
-------------	---------------------	--------------	-----------------

<優れた取組・特色ある取組>

<p>特になし</p>			
-------------	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	校長		報告者(責任者)役職・氏名		校長・石田 邦光	
	校長		事務担当		総務課人事係	

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-3 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 ■ 教員	根拠として必要な資料 ◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。)	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理 校長室

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	2-3-1 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	(1) 全教員(非常勤教員を除く。)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 (3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。 ■ 給与における措置 □ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し □ 表彰 □ その他	根拠として必要な資料 ◇教員評価に係る規程等がわかる資料 ◇給与や研究費配分に活用していることとして、その結果の見直し等に活用しているか ◇教員組織の見直し等がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理
			◇教員評価を実施していることがわかる資料	毎年	○			人事係
				毎年	○			人事係

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	事務部長	報告者(責任者)役職・氏名	事務部長・渡邊 一右
		事務担当	総務課人事係

1. 教育の内部質保証システム

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み(以下「内部質保証システム」という。)が整備され、機能していること。	1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。 <ul style="list-style-type: none"> 職員 	<p>根拠として必要な資料</p> <p>◇意見聴取の実施状況がわかる資料(実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。)</p>	毎年	○			事務部長室

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	総務課	報告者(責任者)役職・氏名	総務課長・瀧本 笑子		
		事務担当	総務課総務係		

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切であること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-3 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	<p>根拠として必要な資料</p> <p>◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料(当該事項を審議するための組織の構成図、運営経緯等)</p> <p>◇活動が行われている実績がわかる資料(各組織の会議の開催回数等)</p>	改編時又は7年毎	○			
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	(1) 全教員(非常勤教員を除く。)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 (2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。	<p>根拠として必要な資料</p> <p>◇教員評価に係る規程等がわかる資料</p> <p>◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料</p> <p>◇教員評価を実施していることがわかる資料</p>	毎年			○	
				毎年			○	
				毎年			○	
				毎年			○	

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 (2) 委員会等の体制を整備しているか。 (3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 (4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 (5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ◆「役割分担が適切である」とは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定。	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 ◇諸規程、整備状況がわかる資料(組織図等) ◇役割分担がわかる資料 ◇規程等、整備状況がわかる資料 ◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体かわかる資料	変更があった時又は7年毎 変更があった時又は7年毎 変更があった時又は7年毎 変更があった時又は7年毎 変更があった時又は7年毎	○ ○ ○ ○ ○			
4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。	4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2)に規定される事項を含む。)が公表されているか。	(1) 教育情報を法令に役以下項目を適切に公表しているか。 □ 高等専門学校の上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 □ 教育研究上の基本組織 □ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 □ 入学者の数、取寄せ員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 □ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 □ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 □ 校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 □ 授業料、入学金その他の高等専門学校が徴収する費用 □ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料 ◇ウェブサイト掲載項目チェック表	毎年 毎年	○ ○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	総務課		報告者(責任者)役職・氏名	総務課長・瀧本 笑子		
	総務課		事務担当	総務課人事係		

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いづれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	2-2-1 学校の目的に基いた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	③ 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。 <input type="checkbox"/> 学位取得に関する支援 <input type="checkbox"/> 任期制の導入 <input type="checkbox"/> 公務員の導入 <input type="checkbox"/> 教員表彰制度の導入 <input type="checkbox"/> 企業研修への参加支援 <input type="checkbox"/> 校長報酬等への平賀配分 <input type="checkbox"/> ゆとり時間の確保等の導入 <input type="checkbox"/> サブティカル制度の導入 <input type="checkbox"/> 他の教育機関との人事交流 <input type="checkbox"/> その他	根拠として必要な資料 ◇行っている措置の実施状況がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、質実の向上を図るための取組が適切に行われていること。	2-4-1 ② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	(1) 教育支援者等(事務職員、図書館職員、助手等)を法令に従い適切に配置しているか。 (2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	◇高等専門学校現況(別紙2-1) ◇教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理
	2-4-1 ③ 教育支援者等に対して、研修等、その質実の向上を図るための取組が適切に行われているか。	(1) 教育支援者等(事務職員、図書館職員、助手等)に対し、研修等、その質実の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ◆FDIに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析する。	◇高等専門学校現況(別紙2-1) ◇研修等の実施状況(参加状況等)の取組がわかる資料	毎年	○			ガルーン>>ファイル管理 人事係
				毎年	○			ガルーン>>ファイル管理

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
				適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を遂行する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	3-2-4 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等の体制に関し、どのように入備しているか。 ■ ハラスメント等の相談体制	(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように入備しているか。 ■ ハラスメント等の相談体制	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)			○	
3-2 教育を遂行する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 □ ハラスメント等の相談体制 □ その他		◇相談実績(相談、対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 ◇相談実績(相談、対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料	—	—	—	R3年度実績なし R3年度実績なし

4. 財務盤盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の 保管場所
				適合している	要改善	今回対象外	
4-2 学校の目的を達成するため必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	4-2-5 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の実質の向上を図るための取組(スタッフ、ティベロップメント)が組織的に行われているか。	(1) SD等を実施しているか。 ◆SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修(管理運営等の研修)のことという。	◇研修等の資料 ◇実施状況(参加状況等)がわかる資料	○			ガールーン>ファイル管理

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	総務課	報告者(責任者)役職・氏名	総務課長・瀧本 笑子			根拠資料の 保管場所
	総務課	事務担当	総務課財務係			

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従った適切な運用がなされていること。	2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	(1) 全教員(非常勤教員を除く)に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 (2) ①の体制の下、教員評価を実施しているか。 (3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。 <input type="checkbox"/> 給与における措置 <input type="checkbox"/> 研究費配分における措置 <input type="checkbox"/> 教員組織の見直し <input type="checkbox"/> 表彰 <input type="checkbox"/> その他	<p>根拠として必要な資料</p> <p>◇教員評価に係る規程等がわかる資料 該当資料なし</p> <p>◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかかわかる資料 該当資料なし</p>	毎年	-	-	-
			<p>◇教員評価を実施していることがわかる資料 該当資料なし</p> <p>◇評価結果を具体的にどのように活用しているのかわかる資料 該当資料なし</p>	毎年	-	-	-
				毎年	-	-	-

4. 財務基盤及び管理運営

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)		根拠資料の 保管場所
					適合している	要改善 今回対象外	
4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して実行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な取組に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して実行できるだけの財務基盤を有しているか。	(1) 過去の年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。	<p>根拠として必要な資料</p> <p>◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表 資料4-1-1-(1)-01.「貸借対照表(平成28年度～令和3年度)」 資料4-1-1-(1)-02.「損益計算書(平成28年度～令和3年度)」</p> <p>◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料 資料4-1-1-(1)-03.「長期未払金、臨時損失、臨時利益内訳(平成28年度)」 資料4-1-1-(1)-04.「長期未払金、臨時損失、臨時利益内訳(平成30年度)」 資料4-1-1-(1)-05.「長期未払金、臨時損失、臨時利益内訳(令和元年度)」 資料4-1-1-(1)-06.「長期未払金、臨時損失、臨時利益内訳(令和2年度)」 資料4-1-1-(1)-07.「長期未払金、臨時損失、臨時利益内訳(令和3年度)」</p>	毎年	○		ガリーン>>ファイル管理

	<p>(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。</p> <p>(3) 過去5年間に於いて運営費交付金、授業料、入学科、校定料等の経常的な収入を確保しているか。</p> <p>◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、運営上問題とならないか等について分析する。</p> <p>(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。</p> <p>◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、運営上問題とならないものか等について分析する。</p>	<p>内容を確認できる資料</p> <p>◆過去5年間の運営費交付金、授業料、入学科、校定料等の収入状況 資料4-1-1-1-(3)-01「収入状況(平成29年度～令和3年度)」</p> <p>◆過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書(原簿)資料4-1-1-(1)-02「損益計算書(平成29年度～令和3年度)」</p> <p>◆令和3年度の経常利益はマイナスになっていない。</p>	<p>変更があった時又は7年毎</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p>
<p>4-1-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して実行できるだけの財務基礎を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が算定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>4-1-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が算定され、関係者に明示されているか。</p> <p>4-1-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む)に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。</p>	<p>(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。</p> <p>(2) (1)を関係者(教職員等)へ明示しているか。</p>	<p>◆収支に係る方針や計画策定に関する予算関連経費等 資料4-1-2-(1)-01「予算の審議に関する規則」</p> <p>◆予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 資料4-1-2-(1)-02「予算配分方針及び計画がわかる資料」</p> <p>◆予算の関係者(教職員等)への明示状況を把握できる資料 資料4-1-2-(2)-01「予算配分に係る審議状況がわかる資料」 資料4-1-2-(2)-02「予算配分方針及び計画を周知していることがわかる資料」</p> <p>◆予算配分委員(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) 資料4-1-3-(1)-01「予算配分委員がわかる資料」</p> <p>◆校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 資料4-1-3-(1)-02「校長裁量経費以外の重点配分経費がわかる資料」 資料4-1-3-(1)-03「校長裁量経費以外の重点配分経費がわかる資料」</p> <p>◆予算関連経費等 該当資料なし</p> <p>◆予算配分に係る審議状況がわかる資料(議事録等) (原簿)資料4-1-2-(2)-01「予算配分に係る審議状況がわかる資料」</p> <p>◆施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料(学内全体のマスタープラン等。) 資料4-1-3-(1)-04「設備整備マスタープラン希望設備」</p>	<p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p>
<p>(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。</p> <p>◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について分析する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。</p> <p>(3) 資源配分の内容について、関係者(教職員等)に明示しているか。</p>	<p>(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。</p> <p>◆予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス(手続)の流れの適切性も含めて分析する。</p> <p>◆予算の配分状況と、その実績(執行状況)を対比させて分析する。</p> <p>◆校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況(手続、経路、決定機関等。)についても併せて分析する。</p>	<p>◆資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。</p> <p>◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について分析する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。</p> <p>◆関係者(教職員等)に明示しているか。</p>	<p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p> <p>毎年</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p> <p>ガールーン>>ファイナル管理</p>

<p>4-1-4 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。</p> <p>(2) 財務に係る監査等を実施しているか。</p>	<p>◇作成・公表状況がわかる資料 資料4-1-4-(1)-01「財務諸表等を作成・公表していること がわかる資料」</p> <p>◇学内会計監査規程(科学研究費助成事業等の外部資金に 関する監査規程も含む) 資料4-1-4-(2)-01「月間商船高等専門学校会計実地監 査規程」 資料4-1-4-(2)-02「公約研究費に関する内部監査マニ ュアル」</p> <p>◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の 場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 資料4-1-4-(2)-03「月間商船高等専門学校会計実地監 査報告書」 資料4-1-4-(2)-04「非常勤雇用者勤務実態内部監査報 告書」 資料4-1-4-(2)-05「研究者旅費内報監査報告書」 資料4-1-4-(2)-06「公約研究費監査報告書」 資料4-1-4-(2)-07「日常監査セルフチェック」 資料4-1-4-(2)-08「高等相互会計内部監査報告事項等 一覧(月間→横山)」</p>	<p>毎年</p> <p>○</p> <p>ガールーン>>ファイル管 理</p>
<p>4-2 学校の目的を達成するため に必要な管理運営体制及び事務組 織が整備され、機能していること。ま た、外部の資源を積極的に活用して いること。</p>	<p>(1) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、委託研究、 共同研究、受託試験、奨学金等からの寄付金等)を積極的に に受入れる取組を行っているか。</p> <p>◆過去5年間の外部資金について、明確な獲得方針(獲得のための取 組。)を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析する。</p> <p>(2) 公約研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。</p>	<p>◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、委託 研究、共同研究、受託試験、奨学金等からの寄付金等からの 額に関する資料 資料4-2-3-(1)-01「外部資金受入状況(平成29年度～ 令和3年度)」 (添付)資料4-1-3-(1)-02「校長経費の配分がわか る資料」</p> <p>◇管理体制がわかる資料(規程等) 資料4-2-3-(2)-01「高専機構における公約研究費等の 取扱いに関する規程」 資料4-2-3-(2)-02「公約研究費等の運営及び管理体制 がわかる資料」</p>	<p>毎年</p> <p>○</p> <p>ガールーン>>ファイル管 理</p>
<p>4-1-4 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p>	<p>(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。</p> <p>(2) 財務に係る監査等を実施しているか。</p>	<p>◇作成・公表状況がわかる資料 資料4-1-4-(1)-01「財務諸表等を作成・公表していること がわかる資料」</p> <p>◇学内会計監査規程(科学研究費助成事業等の外部資金に 関する監査規程も含む) 資料4-1-4-(2)-01「月間商船高等専門学校会計実地監 査規程」 資料4-1-4-(2)-02「公約研究費に関する内部監査マニ ュアル」</p> <p>◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の 場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 資料4-1-4-(2)-03「月間商船高等専門学校会計実地監 査報告書」 資料4-1-4-(2)-04「非常勤雇用者勤務実態内部監査報 告書」 資料4-1-4-(2)-05「研究者旅費内報監査報告書」 資料4-1-4-(2)-06「公約研究費監査報告書」 資料4-1-4-(2)-07「日常監査セルフチェック」 資料4-1-4-(2)-08「高等相互会計内部監査報告事項等 一覧(月間→横山)」</p>	<p>毎年</p> <p>○</p> <p>ガールーン>>ファイル管 理</p>

＜前年度からの改善事項＞

基準・拙点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	学生課	報告者(責任者)役職・氏名	学生課長・成田 悦子
		事務担当	学生課学生支援係

3. 学習環境及び学生支援等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	3-2-④ 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	<input type="checkbox"/> 保健室 <input type="checkbox"/> その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)	変更があった時又は7年毎		○		
		<input type="checkbox"/> その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)	変更があった時又は7年毎	-	-		
		(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。	◇各取組の実施状況がわかる資料	毎年	○			ガールーン>ファイル管理
3-2 ②以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。	<input type="checkbox"/> 保健室 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 保健室	◇相談実績(相談、対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料	毎年		○	ガールーン>ファイル管理	
		<input type="checkbox"/> その他	◇相談実績(相談、対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料	毎年	-	-		

<前年度からの改善事項>

基準・視点 特になし	観点	項目	前年度までの状況	改善状況

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点 特になし	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策

<優れた取組・特色ある取組>

特になし	
------	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	創基120周年・高専創立50周年記念事業委員会	報告者(責任者)役職・氏名	校長・石田 邦光
		事務担当	総務課総務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	②の教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

令和3年度自己点検評価報告書

組織名	練習船弓削丸代船建造検討委員会	報告者(責任者)役職・氏名	教授・湯田 紀男
		事務担当	総務課総務係

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

基準・視点	観点	項目	根拠として必要な資料	点検間隔	点検・評価結果(いずれかに○)			根拠資料の保管場所
					適合している	要改善	今回対象外	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なるものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されているか。	①教育活動を有効に展開するための検討・運営体制の下、必要な活動を行っているか。	根拠として必要な資料 ①活動が行われている要綱がわかる資料(会議の開催回数、議事要旨1年分等。)	毎年	○			

<前年度からの改善事項>

基準・視点	観点	項目	前年度までの状況	改善状況
特になし				

<改善が必要な取組、課題となっていること>

基準・視点	観点	項目	現在の状況	考えられる改善策
特になし				

<優れた取組・特色ある取組>

特になし				
------	--	--	--	--

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年3月



前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。
- なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。
- ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- ア 中央競技団体⁴は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。
- イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

- イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。

運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。

具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等があります。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、ゾーン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望ま

れます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望めます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。
校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望めます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望めます。

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられます。
また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。
これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要ときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。
- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたっ

てスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのため言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。
また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。
生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。
指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養^{かん}等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能を

もっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。
校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。
学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を公表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた

児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。

地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。

- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。

学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

< 参 考 >

○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

第1章 総 則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 (略)

○ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては，第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，中学生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。(後略)

○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト

(文部科学省)

- ▶ 学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 平成24年7月
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等
 - ・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
 - ・学校の管理下の災害—基本統計—
<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>
- ▶ 学校における突然死予防必携
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx
- ▶ 熱中症を予防しよう —知って防ごう熱中症—
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx

○ 部活動指導員に対する研修内容（例）

学校の設置者等及び学校において実施する部活動指導員を対象とした研修の内容について、それぞれ以下に例を示す。

【学校の設置者等において実施する研修】

- ✓ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校において実施する研修】

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年12月



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

ガイドラインの策定に当たって

〈策定の経緯〉

○ 各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校において部活動が設置されており、生徒が各種活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、我が国のスポーツや芸術文化等の振興を大きく支えてきた。その在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ、平成 30 年 3 月、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「運動部ガイドライン」という。)が策定された。運動部ガイドラインの策定に際しては、部活動全体に関わる課題を中心に検討が進められたが、スポーツ固有の課題も含めて議論が行われたことを踏まえ、運動部ガイドラインにおいては運動部活動を対象とすることとされた。一方、文化部活動¹については、運動部ガイドラインの策定に際して発出された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について(依頼)」²の通知において、当面、「文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱い」を依頼しているところである。

○ このような経緯を踏まえ、文化庁では、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」を平成 30 年 6 月に設置し、「運動部ガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の策定に向けた検討を進めた。

〈部活動の意義〉

○ 部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示。平成 33 年 4 月施行。)及び新しい高等

¹ いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動(以下「芸術文化等の活動」という。)を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、本ガイドラインに先行して運動部ガイドラインが策定されていることから、本ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

² 平成 30 年 3 月 19 日付、各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学法人学長等宛て、スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長連名。なお、本通知において平成 30 年度に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の策定を進める予定であることも示されている。

学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示。平成 34 年 4 月施行。）においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

- 一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。また、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあるところ、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員³をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の文化施設、社会教育関係団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこととしている。
- また、カリキュラム・マネジメントを導入し、学校教育に関わる様々な取組を、

³ 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に「部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。」（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用。平成 29 年 4 月 1 日施行。）と明記され、部活動指導員は、学校職員として部活動の顧問に就任し、実技指導や大会等への単独引率等ができることが制度化されている。

教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施することとしている。

〈文化部活動の特色と課題〉

- 文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。例えば生徒のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会など（以下「大会等」という。）に積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒、中には部活動をきっかけに将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もいる。一方、部活動の選択肢が少ない等の消極的理由で文化部活動に入部する生徒もいる。また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もあり、週1～2日短時間の活動をするだけの部もある。
- また、文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。
- 「運動部ガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。
- 学齢期の子供たちについては、幅広い体験の機会が充実することや家族や友人等との関わりの中で「生きる力」を培うことが望まれるところ、部活動への過度の傾注はこのような体験の妨げになりうることも考えられる。
- 部活動による過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されるところ、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、文化部

活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。

- さらに、新しい中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示。平成 33 年 4 月施行。）及び新しい高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月告示。平成 34 年 4 月施行。）では、「多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。」としており、地域の文化芸術の継承、創造、発信の場である図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の積極的な活用や有形・無形の文化財など本物の文化や芸術に直接触れることは文化部活動の水準の向上の観点からも重要である。
- これまでも学校の設置者や都道府県・市町村等それぞれの立場で取組を進めているが、文部科学省本省や文化庁においても、子供たちの豊かな感性・情操や創造力等を育むため、例えば昭和 34 年より「教育・文化週間」（11 月 1 日～7 日）を設け、全国各地で体験活動や公開講座、美術館・博物館の無料開放などを行っており、質の高い文化芸術の鑑賞機会や地域の伝統文化に触れる機会の充実に図っている。このような機会等も活用しながら、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追及する機会の充実により一層努めていただきたい。

〈ガイドライン策定の考え方〉

- 上述のとおり、運動部活動については平成 30 年 3 月のガイドラインを踏まえて、既に各都道府県において「運動部活動の在り方に関する方針」の策定が進められており、その方針も参考に、各市区町村教育委員会や各学校法人等の学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定し、これらも踏まえ、各学校長において「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、その運用が図られている。文化部活動についても上述の通知を踏まえて、これに準じた取扱いがされているところである。中には、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく部活動全体を通じた方針として策定し、運用を開始している自治体や学校の設置者、学校も見られる。
- 部活動については、運動部活動・文化部活動を通じて考えるべき課題とともに、それぞれの特質を踏まえて検討すべき課題があるが、上記のような状況を踏まえた上で、本検討に当たっては「運動部ガイドライン」に定めた内容をベースとして取り進めることとした。

本ガイドライン策定の趣旨

(1) 本ガイドラインの対象範囲

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象とする。

- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、国公立全ての設置形態の学校に適用するとともに、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動についても、本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。

- 小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階においても、一部の地方公共団体においては、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を中心に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

(2) 望ましい部活動の在り方

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校に

においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。

- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

○ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

○ 文化庁は、本ガイドラインに基づく全国の文化部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。なお、フォローアップについてはスポーツ庁が実施する運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」⁴を策定する。

イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

⁴ 当該方針は、各都道府県における文化部活動の適切な取り組みを推進するためのものであることから、各都道府県においては、教育委員会と私立学校主管部局といった関係機関等が十分に連携する必要がある。

エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う⁵。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う⁶。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る⁷。

⁵ これらの方針については、負担軽減の観点から、既に作成している「運動部ガイドライン」に基づく方針と合わせて、部活動全体に係るものとして作成することも可能である。

⁶ 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」において、部活動については「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」と整理され、各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。」と示されている。

⁷ 経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じ、特に、新任の教師等は過度の負担がかかる場合があるので留意が必要である。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 都道府県及び学校の設置者は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」⁸を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に

⁸ 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることは出来ないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、その分野の普及や水準向上の役割に鑑み、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。

イ 文化部活動に関わる各分野の関係団体等は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、文化庁や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る⁹。

ウ 文化部活動の指導者は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時

⁹ 大学において部活動等の指導者のための課程等が設けられている場合、こうした課程等との連携も考えられる。

間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする^{10 11}。

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 都道府県は、1(1)に掲げる「文化部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1(1)に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

¹⁰ 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」においては、「一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。」や「部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。」が示されている。

¹¹ 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、本ガイドラインでは、1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする)。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる¹²。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学

¹² 例えば、生徒がより多様な芸術文化に触れる機会をつくるため、管楽器演奏以外の音楽、合唱、演劇、放送などを融合した合同部をつくり、シナジー効果や生徒の満足度向上に寄与しているような例もある。

校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する¹³。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、4を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グ

¹³ 芸術文化等の活動を行うに当たっては、防音室や実験室など活動内容に適した場所や、楽器や実験器具など活動内容に不可欠な用具が備わっていないと活動自体が実施できないものがあることから、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しめるよう配慮する。

ループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を速やかに行う。

また、文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者においては、都道府県レベルの傘下組織において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

終わりに

○ 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。中学生及び高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中において、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

- 平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつある中で、文化部活動は子供たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。国、地方公共団体は協力して、学校内外において子供たちが芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

- また、平成 30 年 10 月に文部科学省設置法が改正され、「学校における芸術に関する教育」に関する事務が文部科学省本省から文化庁に移管され、文化庁において、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成まで一体的に行うこととなった。

- 芸術文化等の各分野の関係団体等は、各分野の普及の観点から、文化部活動や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、芸術文化等の水準向上の観点から、地方公共団体や都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織等とも連携し、児童生徒を早期からの本格的な育成へ導くことができるよう、指導者養成も含めた仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

高専における課外活動の在り方 に関する総合的な方針

平成31年3月

独立行政法人国立高等専門学校機構

学生支援・課外活動専門部会

1. 方針の策定に当たって

(1) 策定の経緯

- 各高専が課外活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていないが、現状では、全ての高専において課外活動が設置されており、学生が各種活動に取り組む契機や人材育成の場として運営されてきた。課外活動に関する近年の様々な議論を踏まえ、平成30年3月に、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、平成30年12月には文化庁による「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。
- また、教職員の働き方改革や業務の適正化においては、「教職員の業務負担軽減方策に向けての検討・実施について」（平成23年2月に高専機構から各高専へ通知）や、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理などにおける取り組みの徹底について」（平成30年2月文部科学省事務次官通知）が発出されており、高専教職員の過度な業務負担や勤務時間外業務を解消するためには、大きな要因となっている課外活動の現状と課題を再検討し、今後の体制や行うべき取組を示す必要がある。
- このような経緯を踏まえ、国立高専機構では、「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」の策定に向けた検討を進めた。

(2) 課外活動の意義と在り方

- 課外活動は、「学校教育の一環として」行われるものであり、「学生の自主的、自発的な参加により行われる課外活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に明記されている。異年齢との交流の中で、学生同士や学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学生自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学生の多様な学びの場として、また、課外活動の様子の観察を通じた学生の状況理解等、その教育的意義は高い。
- 一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、教育的意義は課外活動の充実の中のみで図られるのではなく、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。また、学生の自主的、自発的な参加となるように学

生が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、学生の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど学生のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

- また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校や地域の実態に応じ、教員の業務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として課外活動の実技指導等を行う課外活動指導員^{*1}をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う必要がある。
- 将来においても、高専の学生が生涯にわたって豊かなスポーツライフと文化・科学等活動を実現する資質・能力を育む基盤として、課外活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動ができるよう、速やかに、課外活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。
- また、カリキュラム・マネジメントを導入し、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施する必要がある。

*1 課外活動指導員は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則第2条第2項により、特定の課外活動の技術的な指導及び各種大会の校外引率業務に従事する職員とされている。同指導員は校長の監督を受け、課外活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、課外活動指導員に課外活動の顧問を命じることができる。（平成29年3月14日28スポーツ庁第704号）

(3) 課外活動の特色と課題

- 課外活動は、分野や活動目的、学生のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。例えば学生のニーズを見ても、自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会などに積極的に挑戦する学生もいれば、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている学生もいる。また、活動頻度や活動時間についても、年間を通して積極的に活動を行い、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶ部もあれば、大会等に向けて特定の時期に集中的に活動する部もある。
- また、課外活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。
- 「運動部」では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。「文化部」についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、学生のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。
- 課外活動による過度の負担は、教育課程の実施上の悪影響も想定されることから、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、課外活動の活動時間は設定されるべきものと考えられる。

2. 適切な課外活動運営のための体制整備

(1) 課外活動の方針の策定等

- ① 各高専は、本方針に則り、課外活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な課外活動の取組に関する「課外活動の在り方に関する方針」を策定する。
- ② 各高専は、毎年度、「学校の課外活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 校長は、上記②の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、学生や教員の数、課外活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、学生の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に課外活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 課外活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、課外活動の位置付け、教育的意義、学生の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、学生の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや学生、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修*2を行う。
- ③ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、課外活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、学生が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、学生の主体性を生かすことも含めて適宜、指導・是正を行う。

*2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、課外活動指導員を制度化した概要、留意事項として課外活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、学生の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、学生、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

(3) 課外活動指導員の職務

- ① 課外活動指導員は、学校の教育計画に基づき、学生の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である課外活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- ② 課外活動指導員の職務は、課外活動に係る以下のものが考えられる。なお、課外活動指導員を置いた場合であっても、これらの職務を教員等が行うことを妨げるものではない。
- ・実技指導
 - ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - ・用具・施設の点検・管理
 - ・課外活動の管理運営（会計管理等）
 - ・保護者等への連絡
 - ・年間・月間指導計画の作成
- 課外活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である課外活動と教育課程との関連を図るなど必要に応じて教員等と連携して作成し、校長の承認を得る。
- ・学生指導に係る対応
- 課外活動指導員は、課外活動中、日常的な学生指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに顧問教員等に連絡し、担当の管理職等とともに学校として組織的に対応を行う。
- ・事故が発生した場合の現場対応
- 課外活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教員等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教員等に連絡する。
- ③ 校長は、課外活動指導員に課外活動の顧問を命じることができる。また、教員等の顧問を置かず、課外活動指導員のみを顧問とする場合は、当該課外活動を担当する教員等を指定し、上記②にあるように年間・月間指導計画の作成、学生指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせる。
- ④ 課外活動指導員は、当該課外活動の顧問である教員や上記③の課外活動を担当する教員等と、日常的に指導内容や学生の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図る。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ① 校長及び部顧問は、課外活動の実施に当たっては、学生の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。高専機構は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ② 顧問は、学生のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が学生の心身に負担を与え、課外活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、学生の能力向上や、生涯を通じてスポーツ、芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、学生とコミュニケーションを十分に図り、学生がバーンアウトすることなく、記録や技能等の向上等の目標を達成できるよう、競技種目、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や看護師等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4. 適切な休養日等の設定

- (1) 課外活動における休養日及び活動時間については、成長期にある学生が教育課程内の活動、課外活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
- ① 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、課外活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 各高専は、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- (3) 校長は、上記の基準を踏まえるとともに、高専機構が策定した方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- (4) なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の課外活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- (5) 高専機構は、上記の基準を踏まえるとともに、適宜、支援及び指導・是正を行う。

5. 学生のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 学生のニーズを踏まえた部の設置

校長は、課外活動が学生の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の課外活動が、性別や障害の有無を問わず、学生の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、学生が参加しやすいような多様なレベルや学生の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置する。具体的な例としては、より多くの学生の運動や芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなく、学生が体を動かす習慣の形成や芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

(2) 地域との連携等

- ① 校長は、家庭の経済状況にかかわらず、学生のスポーツ環境の充実の観点と芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や社会教育施設、文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に学生を育てるという視点に立った、持続可能な環境整備を進める。
- ② 校長は、学校と地域・保護者が共に学生の健全な成長のための教育、スポーツ環境、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6. 参加する大会等の見直し

- ① 校長は、学生の教育上の意義や、学生や課外活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。
- ② 高専機構は、学校の部が参加する大会等の全体像を把握し、開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、学生や課外活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。

7. 終わりに

本方針は、学生の視点に立った、学校の課外活動改革に向けた具体的取組について示すものである。心と体が成長する高専の学生生活時期は、学生自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、学生による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。また、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、学生が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

参考 1 課外活動における学校と教員の責任

課外活動中の事故と学校、教員の責任については、事故発生時の状況に大きく異なる。ここでは、課外活動の位置付けや責任所在で明確になっている点を示す。

1. 課外活動中の事故と学校の責任

現在の判例では、大学等の高等教育機関であっても、大学における課外活動自体を大学教育活動の一環として位置付け、課外活動に対する大学の安全配慮義務を根拠づける理論構成が主流となっている。その理由として、大学がクラブに部室を与えたり、自治会に経済的援助を与えたりしてクラブ活動を奨励することは、専門教育に直接関わらないが、教養を深め、心身の鍛錬をはかるなどの点に教育的意義を見いだす目的が認められることから大学の教育活動の一環として意義がある。また、学生団体の設立を承認して、学生の課外活動を認め、その活動を通じて学生らの大学生活における教育目的の達成を期待しているところであることから大学教育の一環と見なせると判断されている。

このように、高等教育機関での課外活動が教育活動の一環として解釈されていることから、学校が教育活動において負う安全配慮義務が課外活動において課せられる。

***判例 名古屋高等裁判所、平成15年3月12日**

「大学における課外活動は、学生による自律的な判断に基づき行われるべきであって、大学当局はこの判断を尊重すべきものである。もっとも、実施が予定されている課外活動について、学生の生命身体に危険が生じることが具体的に予想され、かつ、大学当局においてこれを認識し又は容易に認識得た場合には、大学当局は、学生に対する安全配慮義務の内容として、課外活動を実施しようとする学生に対し、活動計画書の提出を求めた上で、活動内容を変更させ、あるいは活動計画を中止させるなどの指導・助言をするべき義務があると解するのが相当である」

2. 学校と教員の責任（刑事、民事）

<http://taniharamakoto.com/archives/2546/>

【刑事事件の場合】

学生の死亡や重傷事故について刑事事件としては、課外活動は学校の活動で有り、担当教員や顧問の指導下にあるわけなので、故意または過失があった場合、学校長や担当教員は「業務上過失致死傷罪」に問われる可能性がある。

【民事事件の場合】

課外活動中の事故の場合、民事事件としては、担当教員に「注意義務違反」や「安全配慮義務違反」があったかどうかの問題になる。

*判例 最高裁判所 昭和58年2月18日

「部活動は、学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭を始め学校側に生徒を指導監督し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務がある」「ただし、課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることを鑑みれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立会い、監視指導すべき義務まで負うものではない」

※担当教員には、次のことなどに配慮して、適切にかつ未然に自己を防ぐ注意義務が課されることになる。

- ・ 課外活動自体に内在する危険の程度（当然、武道や格闘技、接触プレーのある競技）
- ・ 学生の年齢・体格・健康状態
- ・ 学生の技能レベル
- ・ 環境（特に野外でのスポーツ）

3. 課外活動顧問の基本的な役割

- ・ 活動方針についての助言・指導
- ・ 活動計画についての助言・指導
- ・ 運営についての助言・指導
- ・ 安全管理について助言・指導
- ・ 各種手続き書類の確認
- ・ 緊急時の対応

参考2 学生のニーズに対応した課外活動例**◎課外活動の活動レベルの設定と課外活動指導員の活用**

学校で認可した課外活動で、課外活動の活動目標に応じてグループ分けし、学生のニーズに対応した課外活動を実施する。

○本格的に活動するグループ

活動する各競技、各団体に所属し、人間形成とともに、技能等の向上や大会等での好成績も目指す課外活動。具体的には、高校生年齢では、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、全国高等学校文化連盟等に参加し活動し、大学年齢では、各競技、各団体の全国大学連盟に参加し活動する。課外活動の運営と実施、団体との連絡、学生の状況把握は、主として教員が行い、専門的な指導や引率等を課外活動指導員が行う。

○友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高めるために適度な頻度で活動するグループ

友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高めることと、生涯にわたって豊かなスポーツライフと文化・科学等活動を実現する資質・能力を育むことを目的にした課外活動。具体的には、各競技、各団体に必ずしも所属する必要はなく、学内での活動を中心とする。課外活動の運営と実施、学生の状況把握が教員の基本的な役割となる。学生にとっては、複数の課外活動に参加でき、多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。（シーズン制スポーツの実施も可能）

部活動指導員の制度化 (H29. 4. 1 施行)

中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定。**国立高専も準拠**

<職務>

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率^{※3}用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等

※3 大会の主催者である高体連、高野連等において、関係規定の改正等を行う必要がある

規則等の策定

学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた課外活動指導員に関する規則等を策定

体制の整備

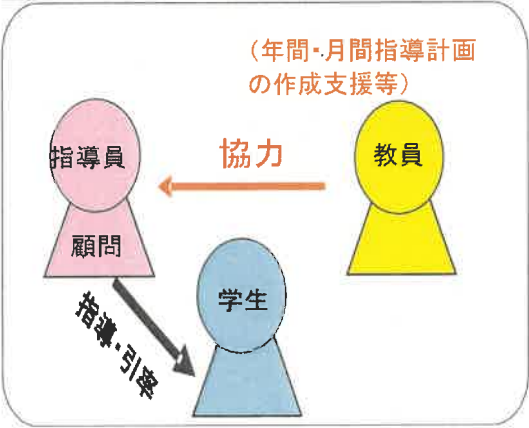
研修の実施

学校設置者及び学校は、課外活動指導員に対し、課外活動の位置づけと教育的意義等について、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。

課外活動指導員の任用

課外活動指導員は、課外活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、担当教員等と日常的に指導内容や学生の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。

ケース1 (課外活動指導員が顧問)



ケース2 (課外活動指導員及び教員が顧問)

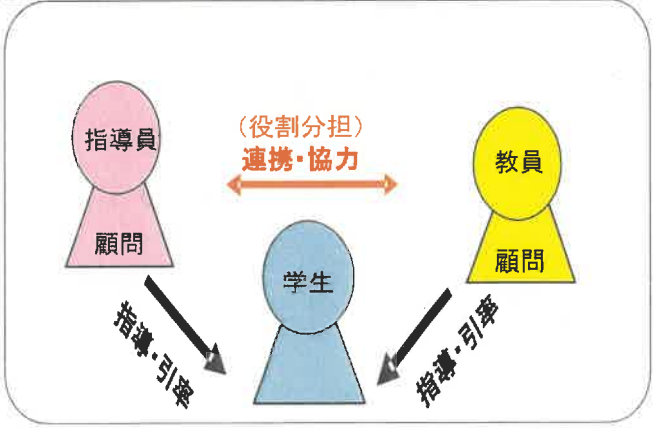


図 課外活動指導員の導入

参考3 高専機構からの通知【一部抜粋】**○教職員の業務負担軽減策に向けての検討・実施について**

(23高機総第66号、平成23年12月21日)

○教職員の業務負担軽減策について(対応と方針)

(校長・事務部長会議 配布資料、平成23年10月21日)

1 教職員の業務軽減の基本的な考え方

(1) 高専における学生寮および課外活動は、「職業人養成」の教育を支え、かつ学生の「人間形成の場」として重要であり、高専教育における特徴の一つである。

(2) 業務負担軽減に向けた方策を実施するにあたり、各校において現状の業務の見直しを行い、学生寮業務及び課外活動業務に係る教育的要素の基軸となる部分は教職員の本務として残し、軽減する部分については外部人材等の活用を図りながら業務の本質を失わず、かつ実効性が上がるように努めることとする。

(3) 省略

2 各校における取組

教職員の業務負担の軽減のための外部人材等の活用・確保への取組にあたっては、各校の判断により実施するものとする。

また、事務職員、技術職員が、課外活動における指導業務に従事することは、課外活動が教育活動の一環であることから全面的に従事することは適切でないが、本来業務に支障のない範囲で、指導業務を補助することは可能と考える。

3 機構としての環境整備

各校の取組を支援するために、前述の基本的考え方を踏まえ、機構として、次のとおり具体的な支援策を示す。

(1) 関連規則の整備等

①教職員再雇用規則実施要項の改正

②非常勤教職員就業規則、有期雇用教職員就業規則の改正

(iii) 学生寮指導員及び課外活動指導員の新設

第2条十四項

課外活動指導員 特定の課外活動の技術的な指導及び各種大会の校外引率業務に従事する職員

(2) 経費処置

本部事務局は、教職員の業務負担の軽減、学生寮における学生サービスの充実及び課外活動における学生支援の充実の必要性に鑑み、高専機構の予算の範囲内で、実態を踏まえ所要経費の一部を配分する。(＊平成30年度 特別教育経費で配分)



現行規則で、課外活動指導員の任用が可能

参考 4 課外活動業務負担軽減について（調査結果より）

〈業務負担軽減事例〉

- ・ 課外活動指導員（外部コーチ等）の雇用による技術指導、引率
- ・ 複数顧問制度の実施
- ・ 複数顧問制度の廃止
- ・ インセンティブの設定
- ・ 課外活動の活動時間の制限（終了時間、活動停止日等）
- ・ 保護者との連携（公式大会以外の引率）
- ・ 出場大会の整理（加盟連盟からの脱退：高体連、高野連、地区リーグ）
- ・ 部活動数の適正化
- ・ 課外活動の目標を設定（上位入賞主義からの転換）
- ・ 課外活動運営に学生の寄与率の向上
- ・ 土日対応のために課外活動日直制の導入
- ・ 大会等の現地集合、現地解散の実施
- ・ 学習支援システムの活用
- ・ 上級生、専攻科生の活用

〈提案と問題点〉

- ・ 高専大会の見直し（全国、地区）
- ・ 課外活動指導員の引率と顧問を可能とする
⇒現規則でも顧問と引率は可能。しかし、競技団体により顧問は、常勤教員としている場合もある。
- ・ 課外活動に関する保護者会の設置と活用
- ・ 高体連からの撤退
- ・ 地域スポーツクラブ等への移行
- ・ 活動時間の制限を設定
- ・ 日本体育協会との連携
- ・ 課外活動指導員経費の確保
- ・ 保護者からの要望が強い
- ・ 時間外手当の支給
- ・ 顧問教員の評価
- ・ 事務職員、技術職員の活用

参考5 各高専の部活動数（調査結果より）

	高専名	体育系	文科系	全体
1	函館	19	29	48
2	苫小牧	19	18	37
3	釧路	21	22	43
4	旭川	17	13	30
5	八戸	19	15	34
6	一関	15	14	29
7-1	仙台（広瀬）	15	12	27
7-2	仙台（名取）	20	20	40
8	秋田	20	14	34
9	鶴岡	16	10	26
10	福島	19	17	36
11	茨城	16	22	38
12	小山	18	17	35
13	群馬	14	15	29
14	木更津	15	18	33
15	東京	16	19	35
16	長岡	17	15	32
17-1	富山（本郷）	14	9	23
17-2	富山（射水）	16	15	31
18	石川	18	15	33
19	福井	21	23	44
20	長野	21	31	52
21	岐阜	16	17	33
22	沼津	20	14	34
23	豊田	21	18	39
24	鳥羽商船	15	5	20
25	鈴鹿	22	18	40
26	舞鶴	22	13	35
27	明石	18	16	34
28	奈良	19	17	36
29	和歌山	16	8	24
30	米子	19	12	31

31	松江	20	13	33
32	津山	18	18	36
33	広島商船	16	12	28
34	呉	17	20	37
35	徳山	17	15	32
36	宇部	14	22	36
37	大島商船	16	11	27
38	阿南	21	24	45
39-1	香川（高松）	15	15	30
39-2	香川（詫間）	15	22	37
40	新居浜	19	21	40
41	弓削商船	18	15	33
42	高知	22	20	42
43	久留米	17	17	34
44	有明	16	19	35
45	北九州	17	15	32
46	佐世保	18	13	31
47-1	熊本（八代）	17	11	28
47-2	熊本（熊本）	18	19	37
48	大分	16	14	30
49	都城	22	25	47
50	鹿児島	21	15	36
51	沖縄	17	13	30
	平均	17.8	16.5	34.4

校長裁定

制定 令和2年9月17日

1. 課外活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、学生の自主的・自発的な参加により行われる活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
2. 課外活動は、学生同士や学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学生自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学生の多様な学びの場として、また活動の様子の観察を通じた学生の状況理解等、その教育的意義は高い。
3. 課外活動は、本校の校訓である「みなぎる気力と、たゆまぬ努力で、めざそう、悔いなき学生生活」を目指す上でも、コミュニケーション力、チームワーク力、リーダーシップ、協調性といった豊かな人間性を育む効果的な活動である。
4. 課外活動は、学生の自主的・自発的な参加となるように学生のニーズの多様性にも留意しつつ、学生が参加しやすいように実施形態等を工夫するとともに、学生の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、学生のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
5. 課外活動は、クラブ顧問等にとって過大な負担とならないように、学生とクラブ顧問等の合意形成により、無理のない適切な活動目標や活動計画を定めるものとする。

校長裁定

制定 令和2年9月17日

1. 課外活動の活動時間および休養日の設定

1-1 活動許可時間

- (1) 平常授業日 : その日の校内全授業終了時から 19 時までのうち 2 時間程度
ただし、クラブ活動使用延長願が出れば 20:00 まで (顧問が現場待機)
- (2) 学校休業日 : 8 時 30 分から 17 時までのうち、クラブ顧問等が現場待機できる 3 時間程度

1-2 休養日の設定

- (1) 学期中は、平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上、週当たり 2 日以上、休養日を設ける。
- (2) 土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、課外活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン) を設ける。
- (4) 定期試験期間中 (定期試験の 10 日前から定期試験期間終了まで) は、原則活動禁止とする。

2. 課外活動の年間計画等の策定

- (1) クラブ顧問等は、年間の活動計画 (活動日、休養日、及び参加予定大会日程等) 並びに毎月の活動計画及び活動実績 (活動日時・場所、休養日及び大会参加日等) を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。また、校長はこれらの活動計画及び活動実績を確認するなどして、各クラブ等の活動が適切に行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。

3. 課外活動の運営について

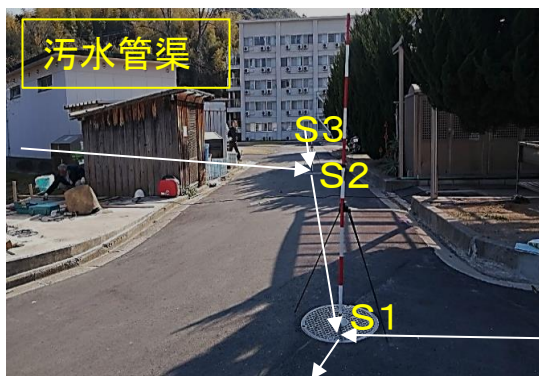
- (1) 体罰・活動の強要については、いかなる理由があっても決して許されるものではない。指導するに当たっては、集団・個人の希望や能力に応じた適切な指導に徹する。
- (2) 保護者の理解と協力は学校運営上欠かすことのできない重要なことである。顧問は毎年度、指導に関する基本方針、大会やコンテスト等の年間計画及び長期の休養期間、日常の活動時間・休養日を明確にし、保護者に示すこと。

令和3年度 施設・設備工事

② 施設整備費補助金（令和3年度予算）

事業名 弓削商船高専（日比）ライフライン再生（排水設備等）工事

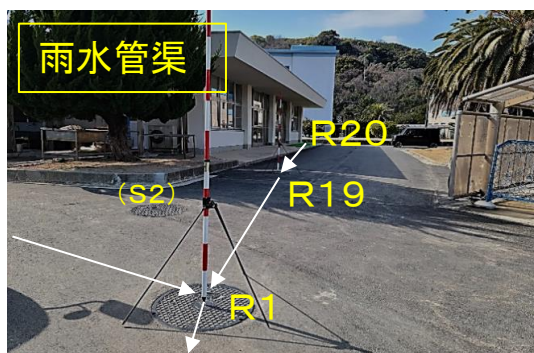
現地写真



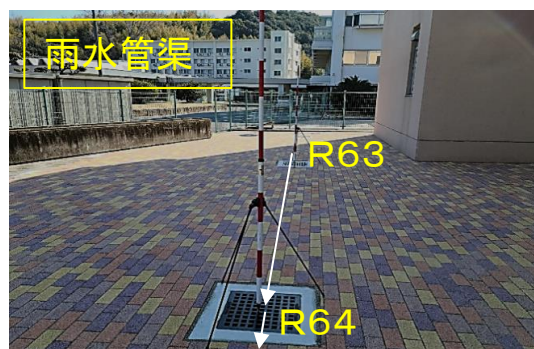
1 完成写真
（食堂棟西側）
汚水管渠・アスファルト舗装



2 完成写真
（低学年棟入口附近）
汚水管渠・アスファルト舗装



3 完成写真
（食堂棟南側）
雨水管渠・アスファルト舗装



4 完成写真
（青雲館西側）
雨水管渠・インターロッキング

令和3年度年度計画 実績報告及び自己評価

【評定区分】
 標を上回る成果が得られていると認められる。
 A: 所期の目標を達成している。改善を要する。
 B: 所期の目標を達成している。改善を要する。
 C: 所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する。
 D: 所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する。

令和3年度 年度計画 (高専名:弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会等 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
1. 1 教育に関する事項 (1) 入学者の確保 ①-1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツ、パンフレット等の充実や、地域における中学校等への広報活動を行い、本校の特徴や魅力を発信する。 また、中学生及びその保護者等を対象に国公立の高等専門学校が連携して合同説明会を開催することにより、組織的、戦略的な広報活動を行い入学者の確保に取り組む。	[学生募集対策委員会(教務係)] ・ホームページ、facebook、Instagramを活用して学校の様子を公開した。また、PR資料の作成及びホームページの充実を令和2年度中に行い、令和3年4月から広報活動を開始した。 ・令和2年度に作成したPRビデオ21本のうち1本を更新し、ホームページで配信した。 ・機構本部が主催する国公立高専合同説明会(6月6日、7月11日)にリモートで参加した。		学生募集対策	広報主事	教務係	B	B	新型コロナウイルス感染症の経路を踏まえ、オンライン開催のイベントや学校紹介動画を作成するなど創意工夫の成果が認められる。また、弓削丸体験イベントなどの実施により、入学希望者に積極的にアプローチした。取組みがなされた。さらに、英語版のホームページについても更新した。
①-2 進路説明会、体験航海、出前授業、オープンキャンパス、学校説明会等の機会を活用することにより、入学希望者のための国立高等専門学校及び本校の特性や魅力を発信する。	[学生募集対策委員会(教務係)] ・7月17日・18日のオープンキャンパスに加え、9月12日にリモートオープンキャンパスを実施した。11月6日・7日に第3回オープンキャンパスを実施した。 ・オープンキャンパス参加者数は延べ848名で、前年度の403名から210%の向上となった。 ・保護者向けLINEに133名が登録しており、質問を受け付けている。 ・中学校23校の進路説明会に参加した。9月にリモートによる中学校教員向け説明会を4回実施し、32校が参加した。 ・前年度は出前授業を10回実施し、弓削丸体験航海は実施できなかつたが、今年度は出前授業を25回、弓削丸体験航海を6回実施しており、本校の特性や魅力を発信した。		学生募集対策	広報主事	教務係	B	B	
②-1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や高専女子フォーラム等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。	[学生募集対策委員会(教務係)] ・7月17日・18日に女子学生延べ62名の協力を仰ぎ、オープンキャンパスを実施した。 ・学校案内を作成し、女子寮のPRや女子学生、卒業生のインタビュー等を積極的に掲載した。 ・12月18日に開催された「2021年度 高専女子フォーラムin 中国・四国」に、商船学科2名、電子機械工学科2名、情報工学科4名の女子学生が参加した。 ・本校第一志望の女子志願者数が前年度比10%以上増加した。		学生募集対策	広報主事	教務係	A	A	B
②-2 留学生の確保に向けて、ホームページの英語版を充実し、高等専門学校教育並びに本校の特性や魅力について情報発信する。	[広報委員会(情報・広報係)] ・学校要覧を英語版ホームページに掲載した。 ・Facilitiesの組織(Organization)と学生の概況(General Situation of Students)を追加し、施設(Facilities and equipment)を最新の状態に更新した。		広報	広報主事	情報・広報係	B	B	
③ 本校の入学希望者選抜方法について、アドミッションポリシーを踏まえ検討する。 また、受検生の利便性を向上させるため、居住地の近くの高専で受験が可能となる「最寄り地受験」について、機構本部の方針に従って、段階的に導入する。	[入試委員会(教務係)] ・アドミッションポリシーに適合した学生が入学するよう学生募集要項にアドミッションポリシーを掲載した。 ・全国51高専とその他に設置されている会場のどこでも受験が可能で最寄り地受験制度を導入している。		入試	教務主事	教務係	B	B	

令和3年度 年度計画 (高専名：弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 機構本部からの通知に従い、専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げること原則とし、多様かつ優れた教員を確保する。	[人事委員会(人事係)] ・情報工学科の公募において、博士の学位を有し、民間経験のある者を採用した。		人事	総務課長 各学科長	人事係	B	B	クロスアポイントメント制度等一部の制度については希望者がいないもの、短時間労働制の適用や外国人教員の採用を積極的に進めている。また、遠隔授業の講習会といったFD活動も実施されている。
② クロスアポイントメント制度について周知する。	[人事委員会(人事係)] ・教職員に対し、グループウェア等で周知した。		人事	総務課長 各学科長・G科長	人事係	B	B	
③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。また、女性研究者支援プログラム等により女性教員が働きやすい環境の整備を進める。	[人事委員会(人事係)] ・短時間労働制度を2名が利用しており、同居支援プログラムについては、学内に周知した。 [男女共同参画推進室(総務係)] ・女性教職員の意見交換会は、コロナの影響で開催中止とした。代替措置として女性教職員向けアンケート等を実施した。		人事 男女共同参画推進室	総務課長 各学科長・G科長 男女共同参画推進室長	人事係 総務係	B B	B B	
④ 外国人教員の採用を継続する。	[人事委員会(人事係)] ・常勤教員1名、非常勤講師2名を雇用している。		人事	総務課長 各学科長・G科長	人事係	B	B	
⑤ 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、両技術科学大学との教員人事交流制度について周知する。	[人事委員会(人事係)] ・学科長を通じ、各教員へ周知した。		人事	総務課長 各学科長・G科長	人事係	B	B	B
⑥ ファカルティ・ディベロップメントを実施するとともに、学校の枠を超えた自主的な活動参加を推奨する。	[FD委員会(教務係)] ・相互授業参観を12月17日から1月26日までの間で実施した。 ・ISATEへ教員1名が参加した。 [人事係] ・各種研修案内を対象者へ周知し、参加した。 ・SPODの講師派遣プログラムを活用し、オンライン研修を実施し、教員41名、職員27名が参加した。 実施日：令和3年7月28日 研修名：効率的なラーニングの活用方法		FD	教務主事	教務係 人事係(研修)	B	B	
⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを国立高等専門学校教員顕彰に推薦する。	[総務係] ・国立高等専門学校教員顕彰の推薦者を選考するため、教員の自己評価・相互評価及び学生による教員評価を10月に実施し、11月に2名の教員を国立高等専門学校教員顕彰に推薦した。			校長 総務課長	総務係	B	B	

令和3年度 年度計画 (高専名：弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会等 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
<p>(4) 教育の質の向上及び改善 ① デイブローミング、カリキュラムポリシーの適切性などを精査するとともに、モデルアカリキュラムポリシーに基づき教育の実質化を進め、教育実践のPDCAサイクルを機能、定着させるため、以下の項目について重点的に実施する。併せて、本校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化を進め、学びを止め、学びを止めることなくより良い教育を提供するための教育手法等を取り入れた授業の検討を行う。 [Plan] WEBシラバスにおけるルーブリックの明示による到達目標の具体化・共有化 [Do] アクティブラーニングの実施状況の確認と機構と機構本部から紹介された好事例の共有 [Check] CBT (Computer-Based Testing)を用いた学習到達度の把握、学習状況調査及び卒業時の満足度調査の実施による教育効果の検証 [Action] 教育改善に資するファカルティ・ディベロップメント活動の推進</p> <p>② 教育の質の向上に努めるため、自己点検・評価を行う。また、高等専門学校機関別認証評価結果について対応する。</p>	<p>[教務委員会(教務係)] ・法学、情報処理、情報処理2、計算機制御の4科目でeラーニングを導入した。 ・学習状況調査を10月末まで実施した。 ・商船学科及び海上輸送システム工学専攻において卒業時の満足度調査アンケートを実施した。 ・機構系科目のCBT作問を行った。</p> <p>[自己点検評価委員会(企画係)] ・1弓削商船高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針に基づき、各自己点検・評価を実施した。また、令和2年度自己点検・評価報告書を11月に作成し、ホームページに掲載した。 ・外部委員による運営諮問会議を12月13日に開催した。 ・機関別認証評価結果において、改善を要する点として指摘された事項の改善状況を、7月1日の自己点検評価委員会にて報告した。</p>		教務	教務主事	教務係	B	自己点検評価委員会	新型コロナウイルス感染症の影響で、地域との関わりを持つ取組みが実施できなかったものもあるが、その他についてはオンラインなどを活用して再開したり、新たにe-Learningを導入する授業も増えた。また、アドミニストレーション、キャリアプログラムポリシー、ディプロマポリシーの見直しも行い、情報セキュリティへの取組みも継続して実施している。以上より当初の目標を達成している。
<p>③-1 地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL (Project-Based Learning))を継続する。</p> <p>③-2 産業界等と連携した教育コンテンツの開発を検討するとともに、インターンシップ等の共同教育を実施する。</p>	<p>[教務委員会(教務係)] ・地域創生演習1(3年生)、2(5年生)を開講し、離島工学に関わる事業として、①4月15日に鳥の漂着調査、②10月4日～10月15日、12月6日～12月17日にスマホ教室 ③11月30日に防災講演会④12月15日、12月17日に教員救命講習会⑤11月3日から夢見塾をそれぞれ実施した。【再掲】なお、かみじまパンフレット及び高齢者福祉施設でのボランティアはコロナの影響で中止となった。【再掲】</p> <p>[教務委員会(教務係)] ・インターンシップを実施し、延べ人数で商船学科23名、電子機械工学科67名、情報工学科39名が参加した。 ・高齢者福祉施設でのボランティアはコロナの影響で中止となった。【再掲】</p>		教務	教務主事 各学科長・G科長	教務係	B	自己点検評価委員会	
<p>③-3 セキュリティを含む情報教育について、教育内容の高度化に向けた取組を進める。</p>	<p>[情報処理教育センター] ・1年生を対象とした情報モラル講習を2回実施(4月7日、5月20日)した。また、全学生を対象とした情報モラル講習をmoodleで実施した。 [教務委員会(教務係)] ・商船学科は情報処理1、電子機械工学科は工作実習3、情報工学科は情報セキュリティで情報セキュリティに関する授業を実施した。</p>		情報処理教育センター運営 教務	情報処理教育センター長 教務主事	情報処理教育センター 情報・広報係 教務係	B	自己点検評価委員会	
<p>④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との連携・協議に参加し、ビデオ教材を活用した教育、教員の研修、技術科学大学との間の連携教育、人事交流などの分野で有機的な連携を検討する。</p>	<p>[就職指導委員会(学生支援係)] ・12月4日に開催したキャリア教育フォーラムにおいて、技術科学大学と学生との情報交換を行った。 [人事委員会(人事係)] ・学科長を通じ、各教員へ周知した。【再掲】</p>		教務 就職指導 専攻科 人事	教務主事 学生主事 各学科長・G科長 専攻科長 総務課長 各学科長・G科長	教務係 学生支援係 教務係(eラーニング) 人事係(人事交流)	B	自己点検評価委員会	

令和3年度 年度計画 (高専名：弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会等 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
(5) 学生支援・生活支援等 ① 学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の有機的な配置を検討するとともに、機構本部が実施する、障害を有する学生への支援を含めた学生指導に関する研修に参加する。 ② 高等教育の修学支援新制度の周知を徹底するとともに、各種奨学金制度に係る情報提供をすることで学生支援を充実させる。 ③ 低学年からのキャリア教育を検討するとともに、企業情報、就職・進学情報などの提供体制・相談方法を含めたキャリア支援の充実を図る。また、次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時にキャリア支援を含めた満足度調査を実施するとともに、卒業生の情報を活用するネットワーク形成のため同窓会等との連携を強化する。	[学生相談室(学生支援係)] ・学生指導支援体制の充実を図るため、カウンセラーは週4日、スクールソーシャルワーカーは週1日、相談員は週5日、非常勤看護師は週5日の雇用を継続した。 ・全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修に3名出席した。 [厚生指導委員会(学生支援係)] ・各種奨学金制度の積極的な活用を促進するため、掲示や郵送による学生や保護者への案内に加えて、学生を対象とした要学団体などの情報をホームページに掲載した。 [就職指導委員会(学生支援係)] ・12月4日に3・4年生を対象とした「キャリア教育フォーラム」を開催した。 保護者の参加については、コロナの影響で不可とした。 ・次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時のアンケートを実施した。さらに既卒者および就職企業に対する卒業後のアンケート調査について検討した。 [初年次教育支援室(教務係)] ・1年生を対象に4月、10月に行ったアンケートに進路に関する項目を設け、学級担任が学生指導や保護者懇談会での面談に活用した。		学生相談室 厚生指導 就職指導 教務 初年次教育支援室	学生相談室長 学生主事 学生主事 教務主事 初年次教育支援室長	学生支援係 学生支援係 学生支援係 教務係 教務係	A A B	B B B	学生指導支援体制の充実を図るため、カウンセラーの雇用や研修への積極的参加、各種情報をホームページに掲載、さらにキャリア教育などを継続的に実施している。
1. 2 社会連携に関する事項 ① 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を、広報資料やホームページなどにより発信する。 ② 高専リサーチアドミニストレータ(KRA)や四国地区高専地域イノベーションセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、執業的技術マッチングのイベント等での成果の情報発信や知的資産化など社会還元を努める。	[地共研センター(企画係)] ・本校の技術シーズの紹介や企業との情報交換を目的とした産学連携フォーラムを12月11日に開催した。 ・第4ブロックで形成する各種の研究会に4名が参加している。また、令和3年度第4ブロック研究助成課題として3件(5名が参加)が採択された。 ・共同研究、受託研究の新規受入は各1件の計2件であった。 ・研究助成(公募型共同研究含む)の新規受入は6件であった。 [広報委員会(情報・広報係)] ・地元新聞の、担当者との名刺交換を行った。 ・マスコミ関係の掲載情報数について、機構本部に36件の報告を行った。 [総務課(総務係)] ・その他4月の入学式、9月の商船学科卒業式・専攻科修了式及び創基120周年記念式典について、地元新聞社と連携を図り、記事が掲載された。		地共研センター運営 地共研センター運営	地共研センター長 副校長(研究担当) 地共研センター長 副校長(研究担当)	企画係 企画係	B B	B B	共同研究、受託研究の公表や各種研究会への参加、第4ブロックの研究助成の採択といった成果が得られている。また、地元新聞社による卒業式の掲載を始め、Instagram、Facebook、Youtubeを活用して情報発信するとともに、高専機構本部への報告を行っている。さらに、創基120周年記念式典を挙げるなど、学校の広報に努めた。以上より当初の目標を達成している。
③-1 情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組む。 ③-2 ホームページや報道機関への情報提供等を通じて、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報を社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を機構本部に随時報告する。	[広報委員会(情報・広報係)] ・InstagramとFacebookそれぞれに295件の投稿をした。Facebookいいね数1056件、Instagramフォロー数880件、またYoutube登録数は245件であった。 [総務課(総務係)] ・4月の入学式、9月の商船学科卒業式・専攻科修了式及び創基120周年記念式典について、地元新聞社と連携を図り、記事が掲載された。【再掲】		広報 広報	広報主事 総務課長 広報主事 総務課長	情報・広報係 総務係 情報・広報係 総務係	B B	B B	

令和3年度 年度計画 (高専名：弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応 委員会	担当者	事務 担当	対応 委員会等 自己評価	自己点検評価 委員会 (案)	自己点検評価 委員会 コメント(案)
1. 3 国際交流等に関する事項								新型コロナウイルス感染症の影響により、ほぼ全ての国際交流関係事業が中止となったものの、カウアイコミュニケーションカレッジの国際インターシップをオンラインで開催するなど、一部の事業については創意工夫して対応した。また、英語ホームページを更新した。
①-1 特になし						-		
①-2 特になし						-		
①-3 特になし						-		
①-4 特になし						-		
①-5 特になし						-		
② 特になし						-		
③-1 学生が海外で活動する機会を後押しするために、海外留学や海外インターシップを推進する。【再掲】	<p>【国際交流推進室(教務係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度4月からカナダへ1名が2月からマルタ共和国へ1名が海外留学した。また、昨年度から引き続きニュージーランドへ1名が海外留学している。【再掲】 ・協定校であるモリコロ科学技術大学へ3名の学生を派遣、2名の学生を受入れ、タイ王国ナコンパノム大学へ5名の学生を派遣する予定だったがコロナの影響で中止になった。【再掲】 ・ハワイのカウアイコミュニケーションカレッジ(KCC)の海外インターシップに4名の学生がオンラインで参加した。【再掲】 		教務 国際交流推進室	教務 国際交流推進室長	教務係 教務係	B B	B	
③-2 学生の英語力、国際コミュニケーション力の向上や海外に積極的に飛び出すマインドを育成する取組の改善・充実を検討する。【再掲】	<p>【国際交流推進室(教務係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YFU高専生国際交流プログラム、EIL高専生交換留学プログラム「EILサポーター奨学金」、PIEE高専生留学プログラムなどの情報を学生に提供した。令和2年度にオンラインでハワイのカウアイコミュニケーションカレッジ(KCC)の海外インターシップに参加した学生の報告会を年度内に、実施予定であったがコロナの影響で中止になった。【再掲】 		教務 国際交流推進室	教務 国際交流推進室長	教務係 教務係	B B	B	
③-3 学生に対して、「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等を積極的に活用できるよう情報収集の上提供し、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラムへの参加、海外留学等の機会の拡充を図る。【再掲】	<p>【国際交流推進室(教務係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YFU高専生国際交流プログラム、EIL高専生交換留学プログラム「EILサポーター奨学金」、PIEE高専生留学プログラムなどの情報を学生に提供した。令和2年度にオンラインでハワイのカウアイコミュニケーションカレッジ(KCC)の海外インターシップに参加した学生の報告会を年度内に、実施予定であったがコロナの影響で中止になった。【再掲】 		国際交流推進室	国際交流推進室長	教務係	B	B	
④-1 留学生の確保に向けて、ホームページの英語版資料を充実し、高等専門学校教育並びに本校の特性や魅力について情報発信する。	<p>【広報委員会(情報・広報係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校要覧を英語版ホームページに掲載した。【再掲】 ・Facilitiesの組織(Organization)と学生の概況(General Situation of Students)を追加し、施設(Facilities and equipment)を最新の状態に更新した。【再掲】 		広報	広報 広報	情報・広報係	B	B	
④-2 特になし						-		
⑤ 教員や学生の国際交流の際に、海外旅行保険に加入させる等の安全面への配慮を行う。また、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組む。	<p>【学生課(教務係)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターシップに参加する学生は、インターシップ・ボランティア等体験活動賠償保険に加入した。 ・毎月初めに留学生の在籍確認を行った。 			教務 教務	教務係	B	B	

令和3年度 年度計画 (高専名：弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
2. 業務運営の効率化に関する事項 2.1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与相当額及び各年度特別に措置しなければならぬ経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。	[総務課(財務係)] ・運営費交付金を充当して行う業務については、当年度特別に措置される経費を除き、機構本部から配分のあった予算(管理運営費規定分△3%)の範囲内で当初配分を行った。		運営	総務課長	財務係	B	B	業務、運営の効率化は目標を達成しており、内部監査等が適切に実施されている。
2.2 給与水準の適正化 特になし						-	B	
2.3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。	[総務課(財務係、契約係)] ・随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとしている。 ・引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進」について(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき取組を実施している。			総務課長	契約係 財務係	B	B	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 校長のリーダーシップのもと、本校における教育上の自主性や強み・特色などの機能強化を後押しするため、予算配分方針をあらかじめ定め、各部署に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分を行った。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	[総務課(財務係)] ・予算配分方針を運営委員会決定し、各部署に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分を行った。 ・収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。		運営	総務課長	財務係	B	B	予算配分については運営委員会にて審議するなど透明化されており、研究助成については、科研費レビューを関係する各部署と連携しながら進めている。
3.2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を通じ、外部資金の獲得の増加を図る。また、卒業生が就職した企業、同窓会等との交流を図り、寄附金の獲得に努める。	[地共研センター(企画係)] ・外部資金の獲得を推進するため、研究助成事業等に関する情報共有を随時行った。 ・科研費レビューは、科研費の採択率の向上を目的とし、各学科から推薦された4名の教員へ個別に実施した。 ・共同研究、受託研究の新規受入は各1件の計2件であった。【再掲】 ・共同研究(公募型共同研究含む)の新規受入は6件であった。【再掲】 ・科研費の申請率は50%であった。		地共研センター運営	地共研センター長 副校長(研究担当)	企画係	C	B	
3.3 予算 特になし						-		
3.4 収支計画 特になし						-		
3.5 資金計画 特になし						-		
4. 短期借入金の限度額 4.1 短期借入金の限度額 特になし 4.2 想定される理由 特になし						-		
5. 不要財産の処分に関する計画 特になし						-		
6. 重要な財産の譲渡に関する計画 特になし						-		
7. 剰余金の使途 特になし						-		

令和3年度 年度計画 (高専名：弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会等 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 8.1 施設及び設備に関する計画 ①-1 国立高等専門学校機構施設整備5か年計画(令和3年3月決定予定)及び「国立高等専門学校機構インフラ長寿寿命計画(個別施設計画)2018」(平成31年3月決定)に基づき、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校施設の高機能の高度化や老朽施設の改善などの整備を推進し、施設マネジメントに取り組む。	【施設整備等検討委員会(施設係)】 ・高専5か年計画に基づく学寮のライフライン整備については、令和2年12月25日に契約・令和3年3月31日、令和3年7月27日及び令和3年10月18日に変更契約を締結し、令和4年3月10日に工事を完了した。 ・令和3年7月7日及び令和3年10月18日に施設整備等検討委員会を開催し、概算要求に向けて施設・設備の整備について策定及び報告を行った。	【施設整備等検討委員会(施設係)】 ・施設の高機能化については、施設整備費補助事業をはじめ、仕様にも反映させ、各工事に実施した。 ・施設の高機能化の耐震化の現況について令和3年5月11日に実態調査を実施し、令和4年度概算要求事業(施設整備関係)の内容に反映させた。	施設整備等検討	教務主事	施設係	B	自己点検評価委員会 B	高専5か年計画に基づく学寮のライフラインの整備が完了した。さらに耐震化の現況調査など学校施設の機能の高度化や老朽施設の改善をしている。また、実験実習安全必修の周知や女子学生の利便性を高める設備のリニューアルを検討するなどの校内整備に取り組んでいる。
①-2 施設の非構造部材の耐震化については、引き続き、計画的に対策を推進する。	【施設整備等検討委員会(施設係)】 ・施設の高機能化については、施設整備費補助事業をはじめ、仕様にも反映させ、各工事に実施した。 ・施設の高機能化の耐震化の現況について令和3年5月11日に実態調査を実施し、令和4年度概算要求事業(施設整備関係)の内容に反映させた。	【安全衛生委員会(人事係)】 ・中国四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会へ2名、防火管理講習へ1名が参加した。 ・学生および教職員に対し、「実験実習安全必修」を周知した。	安全衛生	教務主事 総務課長	施設係 人事係	B B	自己点検評価委員会 B B	
② 学生及び教職員に、「実験実習安全必修」を周知するとともに、安全衛生管理のための各種講習会に参加する。	【安全衛生委員会(人事係)】 ・中国四国地区国立大学法人等労働安全衛生協議会へ2名、防火管理講習へ1名が参加した。 ・学生および教職員に対し、「実験実習安全必修」を周知した。			総務課長	人事係	B	自己点検評価委員会 B	
③ 科学技術分野への男女共同参画を推進するため、女子学生の利用するトイレ等の設置やリニューアルなど、修学・就業上の環境整備を計画的に推進する。	【施設整備等検討委員会(施設係)】 ・1 図書館棟改修、「代船建造に伴う橋改修」及び「ライフライン再生(中水設備)」について概算要求した。 ・5部構成によるキャンパスマスタープラン原案の作成作業を進めた。 【男女共同参画推進室(総務係)】 ・女子学生の利用するトイレ等の設置やリニューアルなど、修学・就業上の環境整備について、施設整備等検討委員会とも連携し、検討した。		施設整備等検討 男女共同参画推進室	教務主事 男女共同参画推進室長	施設係 総務係	B	自己点検評価委員会 B	
8.2 人事に関する計画 (1) 方針 教職員とともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修に積極的に参加し、資質の向上を図るため、以下の取組等を実施する。 ① 課外活動、寮務等の見直しとして、外部人材やアウトソーシング等の活用を検討する。	【厚生指導委員会(学生支援係)】 ・課外活動における教員の負担軽減に向け、茶道、剣道、テニス、ソフトテニスにおいて技術指導を外部人材に委嘱した。 【寮務委員会(寮務係)】 ・寮務の見直しとして、日直及び男子寮宿直業務担当の非常勤職員(学生寮指導員)1名を昨年度から継続雇用しているが、更に教員の負担軽減に向け、非常勤職員の増員について予算要求を行った。	【寮務委員会(寮務係)】 ・非常勤職員の雇用により改善したものの月に複数回宿日直に入る教員もいるためさらなる改善が必要である。	厚生指導 寮務	学生主事 寮務主事	学生支援係 寮務係	B B	自己点検評価委員会 B B	クラブ指導員や学寮の宿日直業務のアウトソーシングが行われており、寮務人員増員に関する議論による若手教員確保の検討がなされている。また、長時間労働制の活用や外国人教員の雇用、各種研修の実施や周知など、研修修会の実施や周知などを行っている。さらに、職員の人事交流をするなど適切な人員配置について積極的な取組みが見られる。
② 特になし						-	自己点検評価委員会 -	
③ 若手教員確保のため、教員人員枠の流用について検討する。	【人事委員会(人事係)】 ・人事委員会にて検討し、教員公募を実施している。		人事	総務課長 各学科長	人事係	B	自己点検評価委員会 B	
④-1 機構本部からの通知に従い、専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げること原則とし、多様かつ優れた教員を確保する。【再掲】	【人事委員会(人事係)】 ・情報工学科の公募において、博士の学位を有し、民間経験のある者を採用した。【再掲】		人事	総務課長 各学科長	人事係	B	自己点検評価委員会 B	
④-2 クロスポイントメント制度について周知する。【再掲】	【人事委員会(人事係)】 ・教職員に対し、グループウェア等で周知した。【再掲】		人事	総務課長 各学科長・G科長	人事係	B	自己点検評価委員会 B	
④-3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。また、女性研究者支援プログラム等により女性教員が働きやすい環境の整備を進める。【再掲】	【人事委員会(人事係)】 ・短時間労働制度を2名利用しており、同居支援プログラムについては、学内に周知した。【再掲】 【男女共同参画推進室(総務係)】 ・女性教職員の意見交換会は、コロナの影響で開催中止とした。代替措置として女性教職員向けアンケート等を実施した。【再掲】		人事 男女共同参画推進室	総務課長 各学科長・G科長 男女共同参画推進室長	人事係 総務係	B B	自己点検評価委員会 B B	
④-4 外国人教員の採用を継続する。【再掲】	【人事委員会(人事係)】 ・常勤教員1名、非常勤講師2名を雇用している。【再掲】		人事	総務課長 各学科長・G科長	人事係	B	自己点検評価委員会 B	
④-5 ティーに関する意識啓発を図る。	【男女共同参画推進室(総務係)】 ・6月に本校2年生及び教職員対象の男女共同参画講演会をオンラインにて開催した。 ・11月に開催した第6回第4ブロック男女共同参画推進担当者協議会に出席した。		男女共同参画推進室	男女共同参画推進室長	総務係	B	自己点検評価委員会 B	
⑤ 教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。	【人事委員会(人事係)】 ・人事交流について学科長を通じ、各教員へ周知・調査している。【再掲】 ・各種研修についても、案内を対象者へ周知し、参加している。【再掲】 ・SP-OD講演会参加教員数が64%から80%に増加した。 【FD委員会(教務係)】 ・6月28日・29日の国立高等専門学校新任教員研修会に2名参加した。10月8日・27日、11月18日の高等専修学校中堅教員研修会に2名参加した。		人事 FD	総務課長 教務主事	人事係 教務係	B B	自己点検評価委員会 B B	

令和3年度 年度計画 (高専名:弓削商船高等専門学校)	実績報告 ※コロナに関係するものは赤字	課題等 ※コロナに関係するものは赤字	対応委員会	担当者	事務担当	対応委員会等 自己評価	自己点検評価委員会 評価(案)	自己点検評価委員会 コメント(案)
(2)人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組む。	[総務課(人事係)] ・愛媛大学との人事交流を継続するとともに、高専間の人事交流については引き続き検討を行った。 ・各種研修会案内を対象者へ周知し、参加した。		情報処理教育センター運営	総務課長	人事係	B	B	愛媛大学との人事交流を継続しており、高専間の人事交流についても検討した。各種研修会案内の周知するなど、当初の目標を達成している。
8.3 情報セキュリティについて 全教職員の情報セキュリティの意識向上を図るために、機構本部が実施する情報セキュリティ教育(e-learning)及びインシデント対応訓練等に参加する。また、情報担当者を対象とした情報セキュリティに関する研修、管理職を対象とした情報セキュリティセミナーに参加する。 初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」の周知を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防および被害拡大を防ぐための啓発を実施する。	[情報処理教育センター] ・教職員を対象とした機構本部主催のインシデント対応訓練を2回実施(9月、11月)した。		情報処理教育センター	情報処理教育センター長	情報処理教育センター 情報・広報係	B	B	情報セキュリティに関する研修による啓発をしており、当初の目標を達成している。
8.4 内部統制の充実・強化 ①-1 校長のリーダーシップのもと、責任ある意思決定を実現するため、定期的に運営委員会を開催する。 ①-2 校長・事務部長会議その他の主要な会議について運営委員会と課題や方針の共有化を図る。	[運営委員会(総務係)] ・運営委員会を毎月開催し、学校運営及び教育活動に関する案件を審議し、決定した。 [総務課(総務係)] ・令和3年度第1回及び第2回高専機構校長・事務部長会議の内容について、校長が運営委員会にて報告を行い、法人としての課題や方針の共有を図った。		運営	総務課長	総務係	B	B	運営委員会において、高専機構校長・事務部長会議の内容について報告するなど、課題や方針の共有化を行っている。また、理事長ヒアリングや事業に於いて機構本部と連絡を取り合っており、さらにコンプライアンスに関するセルフチェックや公的研究所等に関する不正使用防止研修を実施するなど、内部統制に努めている。
①-3 機構本部に対し、各種会議を通じ、必要に応じ、本校の状況、意見等を発信する。 ②-1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長との面談等に対応する。 ②-2 コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、教職員を対象とした階層別研修等に参加することにより教職員のコンプライアンスの向上を行う。 ②-3 事業に応じ、機構本部と十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。	[総務課(総務係)] ・運営委員会を毎月開催し、学校運営及び教育活動に関する案件を審議し、決定した。【再掲】 ・リスク管理委員会を開催し、危機事象(新型コロナウイルス感染症等)に関する学内の方針及び対応案を決定した。 [総務課(総務係)] ・7月に理事長ヒアリングに係る資料を提出し、7月16日に校長が理事長ヒアリング(オンライン)に出席した。 [リスク管理室(総務係)] ・12月に教職員を対象としたコンプライアンスに関するセルフチェックを実施した。 [総務課(総務係)] ・事業に応じ、機構本部と十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行った。		リスク管理室	総務課長	総務係	B	B	
③ 内部監査及び相互監査で発見した課題について、速やかに対応を行う。	[総務課(総務係)] ・12月に監事監査・内部監査を実施した。 [総務課(財務係)] ・内部監査等での本校に対する指摘事項は特になかったが、前年度の会計監査人の監査覚書や相互会計内部監査の指摘事項一覧について情報共有を行った。			総務課長	総務係 財務係	B	B	
④ 平成23年度に策定された「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施する。加えて、機構本部が開催する研究担当責任者対象としたWeb会議に参加するとともに、本校の教職員に対して研究費の適切な取扱いに関する注意喚起等を行う。	[総務課(財務係)] ・平成23年度に策定された「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」を実施している。 ・11月に教職員対象の「公的研究費等の取扱いに関する説明会」を実施した(受講率100%)。			総務課長	財務係	B	B	
⑤ 機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、本校の年度計画を定める。また、その際には、本校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。	[中期計画推進室(企画係)] ・高専機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、本校の年度計画を定めた。また、各項目の内容に応じて、具体的な成果指標を設定した。		中期計画推進室	中期計画推進室長	企画係	B	B	

令和4年度弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会名簿

委員長	校 長	石 田 邦 光
委 員	教 務 主 事	藤 本 隆 士
〃	学 生 主 事	水 崎 一 良
〃	寮 務 主 事	長 尾 和 彦
〃	広 報 主 事	田 房 友 典
〃	副校長（企画・評価担当）	藤 本 隆 士（再掲）
〃	副校長（研究担当）	筒 井 壽 博
〃	商 船 学 科 長	村 上 知 弘
〃	電 子 機 械 工 学 科 長	長 井 弘 志
〃	情 報 工 学 科 長	徳 田 誠
〃	総 合 教 育 科 長	雙 知 延 行
〃	専 攻 科 長	二 村 彰
〃	図 書 館 長	高 岡 俊 輔
〃	情報処理教育センター長	長 尾 和 彦（再掲）
〃	地域共同研究推進センター長	田 房 友 典（再掲）
〃	技術支援センター長	筒 井 壽 博（再掲）
〃	商 船 学 科	村 上 知 弘（再掲）
〃	電 子 機 械 工 学 科	藤 本 隆 士（再掲）
〃	情 報 工 学 科	徳 田 誠（再掲）
〃	総 合 教 育 科	水 崎 一 良（再掲）
〃	事 務 部 長	渡 邊 一 右
幹 事	総 務 課 長	瀧 本 笑 子
〃	学 生 課 長	成 田 悦 子

令和3年度 自己点検・評価報告書

令和4年11月

編集 自己点検評価委員会

発行 独立行政法人国立高等専門学校機構

弓削商船高等専門学校

愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1000

TEL (0897) 77-4613
